

履修要覧

大学院

法学研究科

2016



朝日大学

この冊子は、修了後も大切に保管し、
必要がある都度読み直すこと。

建 学 の 精 神

本学の建学の精神は、
国際未来社会を切り開く社会性と創造性、
そして、人類普遍の人的知性に富む人間を
育成することにある。

社会性について

人類共存の理念は、今や地球の資源・環境問題をはじめ高齢化社会に伴う労働問題、先進国の国際経済問題、発展途上国の社会経済問題など、解決すべき諸問題に直面している。これらの課題と取り組み、人類の繁栄と幸福を推進するため、国際性と社会性に富む人間、和を重んずる心豊かな人間を育成する。

創造性について

人類は、科学・技術のめざましい発展により、物質的豊かさを獲得したが、この科学・技術の発展はまた、豊かな人間性の涵養に資するものでなくてはならない。

先端的科学の進歩と豊かな人間性との調和を図るため人類は創造的英知を発揮する必要がある。

本学は、このため自然科学と人文・社会科学、その他芸術との学際的協力により、専門的かつ総合的な教育・研究活動を推進する。

人的知性について

高度な産業化・情報化の社会を迎えて、人間の生活様式も価値観も激変している。この際、科学・技術の健全な発達を図る反面、技術の独走が警戒される。従って人類普遍の理念としての人間性の発揚を志し、自己を確立し、人権と自由を尊重する調和ある国際未来社会を建設する必要のため、新しい人的知性の涵養を企図するものである。

大 学 院 の 目 的

朝日大学大学院は、
学術の理論及び応用を教授研究し、
その深奥をきわめて、
文化の進展に寄与することを目的とする。

目 次

○ 建学の精神・大学院の目的	
建学の精神	
大学院の目的	
○ 学 年 暦	4
○ 修 士 課 程	6
教 育 課 程	6
授 業 科 目 概 要	10
○ 博 士 後 期 課 程	123
教 育 課 程	123
○ 各 種 願 (届) 書 等	125
○ 教 職 課 程	127
○ 個 人 情 報 の 取 り 扱 い に つ い て	128
○ 大 学 院 に 関 す る 規 程	132
大 学 院 学 則	132
学 位 規 程	143
大 学 院 法 学 研 究 科 細 則	147
○ 学 内 施 設 配 置 図	150

2016年度 大学院法学研究科学年暦

祝日の講義実施日及び平日の振替休業日があるので、よく確認してください。

【4月から9月の行事予定】

- は、日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・その他大学が定める休業日
- は、大学が定める休業日に実施される行事予定日

月	日	月	火	水	木	金	土	行事予定	
4月	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	1	2	3月30日～4月1日 2日 4日 5日 13日～16日 20日 28日 29日 30日	在学生定期健康診断 入学式(春季) ガイダンス(新入生定期健康診断を含む。) 前学期授業開始 履修届提出期間 授業休業日 みどりの日振替休業日 昭和の日 授業休業日
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
		
		
5月	1	2	3	4	5	6	7	2日 3日 4日 5日	こどもの日振替休業日 憲法記念日 みどりの日(授業実施日) こどもの日(授業実施日)
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31		
		
		
6月	1	2	3	4	30日	博士後期課程研究発表審査(論文提出資格審査) 申請書提出期限
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30		
		
		
7月	1	2	18日 25日 26日 27日～8月2日	海の日(授業実施日) 前学期授業終了 海の日振替休業日 前学期定期試験期間
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
	31		
		
8月	...	1	2	●③	●④	●⑤	●⑥	3日～9月19日 3日～12日 11日	夏季休業 集中講義期間 山の日
	7	●⑧	●⑨	●⑩	11	●⑫	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31		
		
		
9月	1	2	3	19日 20日 22日 23日 23日～30日	敬老の日 卒業式(秋季) 秋分の日 後学期授業開始 前学期成績通知書配付
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	...		
		
		

※授業が休講となった場合は、5時限目又は土曜日などに補講を実施します。
 ※行事予定を変更する場合は、掲示にて周知します。

祝日の講義実施日及び平日の振替休業日があるので、よく確認してください。

【10月から3月の行事予定】

■ は、日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・その他大学が定める休業日

● は、大学が定める休業日に実施される行事予定日

月	日	月	火	水	木	金	土	行 事 予 定	
10 月	1	10日	体育の日 文化の日振替休業日 第46回朝日祭（全学休講） 修士課程学位申請計画書提出期限
	2	3	4	5	6	7	8	11日	
	9	10	11	12	13	14	15	21日～23日	
	16	17	18	19	20	21	22	31日	
	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31		
11 月	1	2	3	4	5	3日	文化の日（授業実施日） 博士後期課程発表会（研究発表審査） 勤労感謝の日 修士課程研究発表会
	6	7	8	9	10	11	12	16日	
	13	14	15	16	17	18	19	23日	
	20	21	22	23	24	25	26	30日	
	27	28	29	30		
		
12 月	1	2	3	23日	天皇誕生日 修士課程・博士後期課程学位論文提出期限 冬季休業
	4	5	6	7	8	9	10	24日	
	11	12	13	14	15	16	17	29日～1月5日	
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	31		
		
1 月	1	2	3	4	5	6	7	6日	授業再開 成人の日 大学入試センター試験（全学休講） 創立記念日（授業実施日） 後学期授業終了 創立記念日の振替休業日 後学期定期試験期間
	8	9	10	11	12	13	14	9日	
	15	16	17	18	19	20	21	14日～15日	
	22	23	24	25	26	27	28	19日	
	29	30	31	23日	
	24日	
2 月	1	2	3	4	11日	建国記念日
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28		
		
3 月	1	2	3	4	6日～31日	春季休業 卒業式（春季） 春分の日
	5	6	7	8	9	10	11	13日	
	12	13	14	15	16	17	18	20日	
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31	...		
		

※授業が休講となった場合は、5時限目又は土曜日などに補講を実施します。

※行事予定を変更する場合は、掲示にて周知します。

教 育 課 程

1. 教育研究上の目的

本研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、法学分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2. 教育方針

本研究科修士課程の教育研究上の目的を達成するため、次の教育方針に基づき教育と研究指導を行う。

(1) 実用法学を重視した教育

授業科目の構成は実用法学を重視した教育内容となっているため、研究者を志望する者はもちろんのこと、特に高度な専門知識を前提とする職業人の養成に向けたものとなっている。

(2) 学生の問題意識を考えた教育

本研究科修士課程では、学生が主体的に教育研究に取り組むことを期待するとともに、個別教育の徹底と教育研究の充実感を高めるために、各自の課題意識を尊重した教育を目指している。

(3) 学生の目的に応じた個別指導の徹底

本研究科修士課程の教育方法の基本形式は、講義、演習、研究指導から構成するが、履修時期等について個別にきめ細かい指導を行う。

3. 単位の算定

各授業科目の単位数は、15時間の授業をもって1単位とし計算する。

4. 授業期間

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。本研究科では、1年間を前学期及び後学期の2つの学期に分け、各学期とも概ね15週の授業を行う。

5. 授業時間

授業時間は2時間（90分）単位とし、次のとおり行われる。

第1時限	9：00～10：30	第2時限	10：45～12：15
第3時限	13：10～14：40	第4時限	14：55～16：25
第5時限	16：35～18：05		

オフィスアワーは、授業時間以外に教育研究上の問題等を、教員と学生が相互に意見交換ができる時間帯とし、各教員別の具体的な曜日及び時間については、掲示により通知する。

6. 修士課程の修了

修士課程の修了の要件は、本研究科修士課程に2年以上在学し、研究指導を受ける専攻科目の特殊講義4単位、演習科目8単位を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文（特定の課題についての研究成果を含む。）を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

本研究科の修士課程を修了した者に対しては、修士（法学）の学位を授与する。

7. 専攻科目及び指導教員

専攻科目の中から研究指導を受ける科目（主専攻）を1科目選択し、主専攻の担当教員が指導教員となる。

8. 履修方法

○ 修学の目的及び研究計画に沿った学修を行うよう、指導教員の指導のもとで履修計画を策定しなければならない。

- 学生が、研究上又は教育職員免許状取得のため、法学部及び教職課程の授業科目を履修しようとする場合は、学部等授業科目履修願を提出し、履修の許可を受けなければならない。

9. 履修科目の登録

- 履修する全ての科目について、年度の始めに登録をすることとし、指導教員の承認を得て、所定の期日までに履修届を学事二課へ提出しなければならない。
なお、期日を過ぎた場合は、受理しないので十分注意すること。
- 履修の届出がされていない科目は受講できない。また、期日を過ぎた後の科目の変更は認めないので承知すること。

10. 単位の授与

- 授業科目の履修した学生に対しては、試験を行った上、成績評価を行い、単位を与えるものとする。ただし、学修の成果を評価して単位を授与することが適切であると認められる授業科目については、当該成果を評価して単位を与えることができる。

11. 試験

- 試験は、授業科目の構成単位が完了する学期末に一定の期間を設けて行うが、通常の授業時間内に試験を行うことができる。
- 試験の方法は、筆記、口述、論文、研究報告等とし、授業担当教員が定め、時期等とともに掲示により周知する。

12. 成績評価

- 成績評価は 100 点満点とし、優（100 点～ 80 点）、良（79 点～ 70 点）、可（69 点～ 60 点）、不可（59 点以下）の 4 種とし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 単位を認定された授業科目の成績評価の表示は認定とすることができる。

13. 入学前の既修得単位の認定

- 学則第 13 条の 2 に規定する入学前の既修得単位（以下「既修得単位」という。）の認定は、学生の本研究科志望の目的及び主専攻等を勘案の上、教育上有益と認めるものについて、学長が行うことができるものとする。
- 既修得単位の認定は、同単位に係る授業科目の内容及び単位数が修士課程の授業科目の履修により修得したもののみなすことができるものについて、10 単位を限度として行うことができるものとする。
- 単位の認定を申請しようとする者は、履修届の提出期日までに必要な書類を学事二課へ提出しなければならない。

14. 修士の学位の申請

- 修士（法学）の学位の申請をしようとする者は、学位申請計画書を、指導教員の指導を受けて、次の期日までに提出しなければならない。
 - (1) 3 月に学位の授与を受けようとする者は前年の 10 月末日
 - (2) 9 月に学位の授与を受けようとする者は同年の 4 月末日
- 学位を申請しようとする者は、学位論文等の内容について、学位規程第 7 条の 3 第 2 項の規定に基づき、学内の公開の会場で口頭発表しなければならない。
- 学位の申請に必要な書類及び提出部数は、学位規程第 7 条及び第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 学位申請書 1 通
 - (2) 学位論文又は特定の課題についての研究成果 3 通（正本 1 通 副本 2 通）
 - (3) 学位論文等の要旨 3 通
- 学位論文等の形式は、次に掲げるいずれかとし、簡易製本の上、表紙に題目、氏名、研究科名、主専攻及び指導教員名を記載するものとする。

(1) 和文の場合

ワープロ又は印刷、A4判用紙横書き（1行40字×30行）で40,000字以上

(2) 英文の場合

ワープロ又は印刷、A4判用紙横書き（1行60字×30行）で15,000語以上

○ 学位の申請の期日は次のとおりとする。

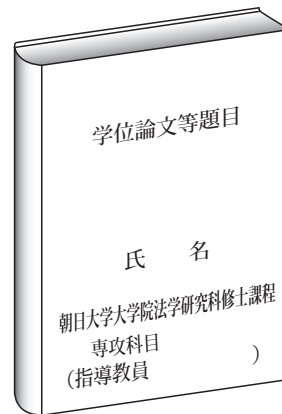
(1) 3月に学位の授与を受けようとする者は前年の12月25日

(2) 9月に学位の授与を受けようとする者は同年の6月末日

○ 簡易製本の形式は次のとおりとする。

所定のファイルに綴り込み、表紙に題目、氏名、研究科名、主専攻及び指導教員名を記載するものとする。

(学位論文等綴見本)



15. 学位論文の審査及び試験

○ 学位論文の審査は、受理した学位論文ごとに審査委員を選出し、審査委員会をつくり、行う。

○ 最終試験は、学位論文の審査を終了した後、同論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭試験又は筆答試験により行う。

16. 2016 年度修士課程開講科目及び担当者

授 業 科 目 名	単位数	担 当 者		備 考
憲 法 特 殊 講 義 A	2	教 授	下 條 芳 明	
憲 法 特 殊 講 義 B	2	教 授	下 條 芳 明	
行 政 法 特 殊 講 義 A	2	講 師	高 梨 文 彦	
行 政 法 特 殊 講 義 B	2	講 師	高 梨 文 彦	
民 事 法 (財 産 法) 特 殊 講 義 A	2	教 授	植 木 哲	
	2	教 授	佐 藤 千 春	
民 事 法 (財 産 法) 特 殊 講 義 B	2	教 授	植 木 哲	
	2	教 授	佐 藤 千 春	
民 事 法 (家 族 法) 特 殊 講 義 A	2			本 年 度 開 講 せ ず
民 事 法 (家 族 法) 特 殊 講 義 B	2			本 年 度 開 講 せ ず
民 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 A	2	教 授	平 田 勇 人	
民 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 B	2	教 授	平 田 勇 人	
商 法 特 殊 講 義 A	2	教 授	宮 島 司	
商 法 特 殊 講 義 B	2	教 授	宮 島 司	
会 社 法 特 殊 講 義 A	2	教 授	宮 島 司	
会 社 法 特 殊 講 義 B	2	教 授	宮 島 司	
刑 法 特 殊 講 義 A	2	教 授	大 野 正 博	
刑 法 特 殊 講 義 B	2	教 授	大 野 正 博	
刑 事 政 策 特 殊 講 義 A	2	講 師	宮 坂 果 麻 理	
刑 事 政 策 特 殊 講 義 B	2	講 師	宮 坂 果 麻 理	
刑 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 A	2	教 授	大 野 正 博	
刑 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 B	2	教 授	大 野 正 博	
労 働 法 特 殊 講 義 A	2	教 授	舩 山 錚 吾	
労 働 法 特 殊 講 義 B	2	教 授	舩 山 錚 吾	
税 法 (所 得 税 法) 特 殊 講 義 A	2	教 授	粟 津 明 博	
税 法 (所 得 税 法) 特 殊 講 義 B	2	教 授	粟 津 明 博	
税 法 (法 人 税 法) 特 殊 講 義 A	2	教 授	粟 津 明 博	
税 法 (法 人 税 法) 特 殊 講 義 B	2	教 授	粟 津 明 博	
国 際 関 係 法 特 殊 講 義 A	2	教 授	杉 島 正 秋	
国 際 関 係 法 特 殊 講 義 B	2	教 授	杉 島 正 秋	
法 哲 学 特 殊 講 義 A	2	准 教 授	岡 寄 修	
法 哲 学 特 殊 講 義 B	2	准 教 授	岡 寄 修	
政 治 ・ 行 政 学 特 殊 講 義 A	2			本 年 度 開 講 せ ず
政 治 ・ 行 政 学 特 殊 講 義 B	2			本 年 度 開 講 せ ず
医 事 法 特 殊 講 義 A	2	教 授	植 木 哲	
医 事 法 特 殊 講 義 B	2	教 授	植 木 哲	
A D R 法 特 殊 講 義 A	2	教 授	平 田 勇 人	
A D R 法 特 殊 講 義 B	2	教 授	平 田 勇 人	
経 済 法 ・ 消 費 者 法 特 殊 講 義 A	2			本 年 度 開 講 せ ず
経 済 法 ・ 消 費 者 法 特 殊 講 義 B	2			本 年 度 開 講 せ ず
演 習 I A	2		各 指 導 教 員	
演 習 I B	2		各 指 導 教 員	
演 習 II A	2		各 指 導 教 員	
演 習 II B	2		各 指 導 教 員	
課 題 研 究 I	2		各 指 導 教 員	
課 題 研 究 II	2		各 指 導 教 員	
公 法 総 合 特 殊 講 義 A	2		下 條 芳 明 ・ 高 梨 文 彦 ・ 大 野 正 博 ・ 宮 坂 果 麻 理 粟 津 明 博 ・ 杉 島 正 秋	
公 法 総 合 特 殊 講 義 B	2		下 條 芳 明 ・ 高 梨 文 彦 ・ 大 野 正 博 ・ 宮 坂 果 麻 理 粟 津 明 博 ・ 杉 島 正 秋	
私 法 総 合 特 殊 講 義 A	2		植 木 哲 ・ 佐 藤 千 春 ・ 平 田 勇 人 ・ 宮 島 司 舩 山 錚 吾 ・ 岡 寄 修	
私 法 総 合 特 殊 講 義 B	2		植 木 哲 ・ 佐 藤 千 春 ・ 平 田 勇 人 ・ 宮 島 司 舩 山 錚 吾 ・ 岡 寄 修	
特 別 講 義	2			本 年 度 開 講 せ ず
会 計 学 特 殊 講 義 A	2	教 授	小 島 信 史	経 営 学 研 究 科 開 講 科 目
会 計 学 特 殊 講 義 B	2	教 授	小 島 信 史	経 営 学 研 究 科 開 講 科 目

授 業 科 目 概 要

憲法特殊講義 A

下 條 芳 明

〈講義の目的〉

日本国憲法が昭和 21（1946）年 11 月 3 日に公布されてから、来年で 70 年を迎えようとしている。第 2 次世界大戦後の日本は、日本国憲法の下で、経済的繁栄とともに人権の保障と福祉の達成を大きく享受してきたといえるだろう。だが、その反面、この憲法に対して、現代社会一般の重要な変化に十分に対応できていないとか、日本の伝統や文化に十分な配慮を示していないという批判も強い。

本講義では、こうした日本国憲法をめぐる問題状況を前提にして、「日本国憲法」とはいったい何なのかを改めて考えてみたい。日本国憲法の基盤にある近代立憲主義の意味を学習したうえで、日本国憲法の成立、憲法の民主主義、象徴天皇制、国会と内閣の仕組み、国際平和と第 9 条といった項目の考察を通じて、日本国憲法の基本的特徴とその問題点を解明したい。

〈到達目標〉

- (1) 日本国憲法の成立過程、その基本原則および統治機構に関する基礎知識を修得することにより、日本国憲法の基本的特徴を理解する。
- (2) 日本国憲法の現状と今後に関して、自己の意見を表明できるようにする。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	憲法の意味 (1)	「憲法」という言葉 「憲法」の概念
2	憲法の意味 (2)	近代憲法の成立 近代立憲主義の原則（人権保障、権力分立制、法の支配、国民主権）
3	憲法の意味 (3)	近代憲法の分類 伝統的 분류と新しい分類 レーベンシュタインの存在論的 분류
4	日本国憲法の成立 (1)	ポツダム宣言の受諾 占領軍による民主化改革 憲法問題調査委員会の設置と活動、総司令部（GHQ）案の作成と提示 第 90 回帝国議会における審議
5	日本国憲法の成立 (2)	日本国憲法成立の法理 戦後の「国体」論争
6	日本国憲法の成立 (3)	象徴天皇制の誕生 天皇の「人間宣言」の意味 国民主権と象徴天皇制
7	日本国憲法の民主主義 (1)	民主主義の意味と歴史 アリストテレスの民主主義論 ゲティスバーグ演説（1863）と憲法前文 民主主義の成功の条件
8	日本国憲法の民主主義 (2)	代表民主制と直接民主制 全国民代表制（憲法 43 条）の意味 現代国家における直接民主制（レファレンダム、イニシアティブ、リコール） 住民自治の原則と直接請求の制度
9	象徴天皇制	君主制の歴史 「象徴」の意味 君主・元首をめぐる議論、象徴天皇の地位と役割

10	国会と内閣（1）	現代民主主義の主要な統治形態 イギリスの議院内閣制とアメリカの大統領制
11	国会と内閣（2）	日本国憲法における議院内閣制の原則 議院内閣制の問題点 首相公選論の制度的特徴
12	国際平和と第9条（1）	平和主義の思想的発展 国際連盟（1920）と集団的安全保障体制の形成 国際連合の成立と国連憲章 国連平和維持活動（PKO）の展開
13	国際平和と第9条（2）	自衛権の概念（個別的自衛権と集団的自衛権） 自衛権に関する学説と判例
14	国際平和と第9条（3）	「戦争の放棄」（9条1項）に関する学説の検討 自衛隊の発足と日米安保体制 「戦力」に関する政府解釈の変更
15	学習の総括	レポートのテーマの決定

〈履修の条件〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度（報告、討議を含む）40%、レポート60%

レポートは、受講者が関心を持ったテーマについて作成し、提出する。

〈教科書・参考書〉

開講時に指示する。

〈参考文献〉

必要に応じて、適宜指示する。

憲法特殊講義 B

下 條 芳 明

〈講義の目的〉

日本国憲法が昭和21（1946）年11月3日に公布されてから、来年で70年を迎えようとしている。第2次世界大戦後の日本は、日本国憲法の下で、経済的繁栄とともに、人権の保障と福祉の達成を大きく享受してきたといえるだろう。だが、その反面、この憲法に対して、現代社会の重要な変化に十分に対応できていないとか、日本固有の伝統や文化に十分な配慮を示していないという批判も強い。本講義では、こうした日本国憲法をめぐる問題状況を前提にして、「日本国憲法」とはいったい何なのかを改めて考えてみたい。

前期の「憲法特殊講義A」を踏まえて、西洋のキリスト教文化圏に誕生した人権概念の意味、その可能性と限界について検討したうえで、日本国憲法の人権保障をめぐる諸問題に関して、判例の分析を通じて具体的に考察する。なお、本特殊講義は、学部で開講している「憲法（人権）A・B」とテーマは共通しているが、受講者の報告と討論を重視している点で大きく異なる。

〈到達目標〉

- (1) 日本国憲法の人権保障に関する基礎知識および判例の内容を修得することにより、日本国憲法の基本的特徴を理解する。
- (2) 日本国憲法の現状と将来に関して、自己の意見を表明できるようにする。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	人権の概念と特質	「基本的人権」（憲法11条、97条）の意味 「人権」の特質

2	人権の歴史	近代人権宣言の誕生 近代人権宣言から現代人権宣言へ 人権の国際化
3	人権の分類	日本国憲法が保障する人権の分類
4	人権の私人間効力に関する判例	三菱樹脂事件、昭和女子大事件、日産自動車事件など。
5	法人および外国人の人権保障に関する判例	八幡製鉄政治献金事件、税理士会事件、マククリーン事件など。
6	幸福追求権に関する判例（1）	『宴のあと』事件、京都府学連事件、前科照会事件など。
7	幸福追求権に関する判例（2）	『北方ジャーナル』事件、『石に泳ぐ魚』出版差し止め事件、輸血拒否患者への無断輸血事件など。
8	環境権に関する判例	大阪空港公害訴訟、厚木基地騒音訴訟など。
9	表現の自由に関する判例	博多駅フィルム提出命令事件、外務省秘密漏洩事件、サンケイ新聞事件など。
10	信教の自由に関する判例	加持祈祷事件、牧会活動事件、津地鎮祭訴訟、箕面忠魂碑訴訟、愛媛玉串料事件など。
11	経済的自由権に関する判例	小売市場事件、薬事法事件、森川キャサリン事件、森林法事件など。
12	身体の自由に関する判例	第三者所有物没収事件、徳島市公安条例事件、大阪麻薬事件、川崎民商事件など。
13	生存権および教育を受ける権利に関する判例	朝日訴訟、堀木訴訟、旭川学力テスト事件、麴町中学内申書事件など。
14	労働基本権に関する判例	全農林警職法事件、都教組事件、全通東京中郵事件など。
15	学習の総括	レポートのテーマの決定

〈履修の条件〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度（報告、討議を含む）40%、レポート60%

レポートは、受講者が関心を持ったテーマについて作成し、提出する。

〈教科書・参考書〉

開講時に指示する。

〈参考文献〉

必要に応じて、適宜指示する。

演習 I A

下 條 芳 明

〈演習の目的〉

本演習では、修士論文の執筆の基礎となる知識と技法を身につけるために、憲法学および比較憲法学の諸問題に関して、テーマの設定、資料収集、論文の構想と構成、論点の抽出などに関する指導を行う。研究対象は、日本国憲法に限らず、明治憲法、世界各国の憲法、憲法理論、近代憲法史にかかわるすべての問題にわたる。各自が設定した研究テーマに従って、関連する判決や学説などを十分検討したうえで、その成果を報告し、最終的にはレポート（ゼミ論）としてまとめる。

〈到達目標〉

- (1) 専門的な学術論文の作成のため技術と能力を修得する。
- (2) 自己の研究テーマを大切に、強い問題意識をもった研究姿勢を養成する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	論文の構想と研究テーマの設定	各自の論文の構想、研究テーマの設定
2	文献・資料の収集（1）	各自のテーマに関連した判例資料の収集
3	文献・資料の収集（2）	各自のテーマに関連した文献の収集
4	文献の講読（1）	論文、資料による学説の検討（日本国憲法の成立とその法理に関して）
5	文献の講読（2）	論文、資料による学説の検討（国民主権と天皇制に関して）
6	文献の講読（3）	論文、資料による学説の検討（「法の支配」の由来と展開に関して）
7	文献の講読（4）	論文、資料による学説の検討（議院内閣制の原理と構造に関して）
8	判例研究（1）	判例の検討（象徴天皇の地位と権能に関して）
9	判例研究（2）	判例の検討（憲法9条と自衛権に関して）
10	判例研究（3）	判例の検討（国会の地位と権能に関して）
11	判例研究（4）	判例の検討（内閣の地位と機能に関して）
12	判例研究（5）	判例の検討（地方自治権とその限界に関して）
13	判例研究（6）	判例の検討（選挙の基本原則に関して）
14	研究報告（1）	各自の報告と討論
15	研究報告（2）	各自の報告への講評

〈履修の条件〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

報告と討論（50%）、レポート（50%）により、総合的に評価する。

〈教科書・参考書〉

開講時に指示する。

〈参考文献〉

演習中に適宜指示する。

演 習 I B

下 條 芳 明

〈演習の目的〉

本演習では、修士論文の執筆の基礎となる知識と技法を身につけるために、憲法学および比較憲法学の諸問題に関して、テーマの設定、資料収集、論文の構想と構成、論点の抽出などに関する指導を行う。研究対象は、日本国憲法に限らず、明治憲法、世界各国の憲法、憲法理論、近代憲法史にかかわるすべての問題にわたる。各自が設定した研究テーマに従って、関連する判決や学説などを十分検討したうえで、その成果を報告し、最終的にはレポート（ゼミ論）としてまとめてもらう。

〈到達目標〉

- (1) 専門的な学術論文の作成のため技術と能力を修得する。
- (2) 自己の研究テーマを大切にし、強い問題意識をもった研究姿勢を養成する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	研究テーマの再設定	前期の成果を踏まえて、各自の研究テーマ、研究方法に関して再検討する。
2	文献・資料の収集（1）	各自のテーマに関連した判例資料の収集
3	文献・資料の収集（2）	各自のテーマに関連した文献の収集
4	文献の講読（1）	論文、資料による学説の検討（人権の概念と歴史に関して）
5	文献の講読（2）	論文、資料による学説の検討（日本国憲法が定める人権に関して）
6	文献の講読（3）	論文、資料による学説の検討（人権の効力と限界に関して）
7	文献の講読（4）	論文、資料による学説の検討（違憲審査基準の理論に関して）
8	判例研究（1）	判例の検討（法の下での平等原則に関する判例）
9	判例研究（2）	判例の検討（幸福追求権に関する判例）
10	判例研究（3）	判例の検討（外国人法人に関する判例）
11	判例研究（4）	判例の検討（表現の自由に関する判例）
12	判例研究（5）	判例の検討（生存権に関する判例）
13	判例研究（6）	判例の検討（憲法刑事手続に関する判例）
14	研究報告（1）	各自の報告と討論
15	研究報告（2）	各自の報告に対する講評

〈履修の条件〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

報告と討論（50%）、レポート（50%）により、総合的に評価する。

〈教科書・参考書〉

開講時に指示する。

〈参考文献〉

演習中に適宜指示する。

演 習 II A

下 條 芳 明

〈演習の目的〉

本演習では、修士論文の作成指導を行う。受講者が設定したテーマに関する国内外の文献を読み進めて、7月までに「修論要旨」を提出することとする。

〈到達目標〉

- (1) 修士論文の作成の準備作業として、「修論要旨」を提出する。
- (2) 学説、判例の考察を通じて、憲法学の専門知識を修得する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	修士論文作成準備（1）	修士論文の構想、テーマの設定

2	修士論文作成準備 (2)	文献・資料の収集と確認
3	修士論文作成準備 (3)	文献講読による判例、学説の検討 (国民主権の原理と理論に関して)
4	修士論文作成準備 (4)	文献講読による判例、学説の検討 (「法の支配」の由来と展開に関して)
5	修士論文作成準備 (5)	文献講読による判例、学説の検討 (権力分立制と現代議会制に関して)
6	修士論文作成準備 (6)	文献講読による判例、学説の検討 (日本国憲法の成立に関して)
7	修士論文作成準備 (7)	文献講読による判例、学説の検討 (憲法改正論とその問題点)
8	修士論文作成準備 (8)	文献講読による判例、学説の検討 (象徴天皇制の理論と制度に関して)
9	修士論文作成準備 (9)	文献講読による判例、学説の検討 (国際平和と憲法 9 条に関して)
10	修士論文作成準備 (10)	文献講読による判例、学説の検討 (安保法制と集団的自衛権に関して)
11	修士論文作成準備 (11)	文献講読による判例、学説の検討 (国会の地位と全国民代表制に関して)
12	修士論文作成準備 (12)	文献講読による判例、学説の検討 (議院内閣制と内閣機能に関して)
13	修士論文作成準備 (13)	文献講読による判例、学説の検討 (地方自治とその限界に関して)
14	修士論文作成準備 (14)	「修論要旨」の報告と検討
15	修士論文作成準備 (15)	「修論要旨」の報告と確認

〈履修の条件〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

授業中の討論と発表の内容 (100%)

〈教科書・参考書〉

開講時に指示する。

〈参考文献〉

必要に応じて、適宜指示する。

演 習 II B

下 條 芳 明

〈演習の目的〉

本演習では、修士論文の作成指導を行う。毎回、具体的な論文執筆指導、討議を繰り返し、10月頃までにある程度の目途を付けることを目標とする。

〈到達目標〉

- (1) 修士論文を作成し、完成させる。
- (2) 学説、判例の考察、さらに事例研究を通して、憲法学の専門知識を修得する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	修士論文作成指導 (1)	テーマ設定 (動機、問題の所在) の最終確認
2	修士論文作成指導 (2)	問題意識、論文の狙いの最終確認
3	修士論文作成指導 (3)	論文の構成、目次の確定

4	修士論文作成指導（4）	中間報告ならびにプレゼンテーションの方法の指導
5	修士論文作成指導（5）	論文精読による判例・学説の検討と討議（人権の歴史と概念に関して）
6	修士論文作成指導（6）	論文精読による判例・学説の検討と討議（人権の享有主体に関して）
7	修士論文作成指導（7）	論文精読による判例・学説の検討と討議（人権の私人間効力に関して）
8	修士論文作成指導（8）	論文精読による判例・学説の検討と討議（違憲審査基準の理論に関して）
9	修士論文作成指導（9）	論文精読による判例・学説の検討と討議（法の下での平等原則に関して）
10	修士論文作成指導（10）	論文精読による判例・学説の検討と討議（憲法13条と「新しい人権」に関して）
11	修士論文作成指導（11）	論文の執筆のための指導（表現の自由とその判例に関して）
12	修士論文作成指導（12）	論文の執筆のための指導（生存権とその判例に関して）
13	修士論文作成指導（13）	論文の執筆のための指導（職業選択の自由とその判例に関して）
14	修士論文作成指導（14）	論文の執筆のための指導（適法手続の保障とその判例に関して）
15	修士論文作成指導（15）	論文の執筆のための指導（憲法刑事手続とその判例に関して）

〈履修の条件〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

授業中の討論と発表の内容（100％）

〈教科書・参考書〉

開講時に指示する。

〈参考文献〉

必要に応じて、適宜指示する。

行政法特殊講義 A

高 梨 文 彦

〈講義の目的〉

行政活動は、私人によっては果たされ難い公共的課題の解決を目的として行なわれる（べき）ものであり、その意味で行政は代行者に過ぎない。とはいえ、その公共的課題が複雑化した今日では、行政は当該課題の（適切な）解決を期待できる唯一の主体で（あるはずで）あって、いわゆる「法律による行政の原理」もその専門性の前には形骸化せざるを得ない。

では、その専門性への信頼が著しく揺らいだとすれば…？ 主権者たる国民が是非とも握っておかなければならないのは、行政による意思決定の事前のプロセスをチェックする手立て、そして行政による意思決定を事後に総合的にチェックする手立てであろう。前期の特殊講義 A では、意思決定の事前手続（広義の行政手続法）について検討し、さらに行政による政策決定過程への私人の参加手続も視野に収めて、行政活動全般の手続的統制の輪郭を掴みたい。

〈到達目標〉

行政活動における手続の重要性について認識を深め、具体的事例における手続的論点を抽出・説明できるようになる。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	ガイダンス	行政法学の体系を復習する。
2	行政作用法理論における行政手続の位置づけ	行政手続の重要性について、行政作用法理論の復習を兼ねて概説する。

3	日本国憲法と行政手続	行政手続が必要とされる憲法上の根拠について概説する。
4	行政手続の変遷	わが国における行政手続の理論および制度の歴史的経緯について概説する。
5	行政手続法 ①	「行政手続法」第3～4条および個別法による「適用除外」について概説する。
6	行政手続法 ②	「行政手続法」第37条の定める「届出」と「受理」の概念について概説する。
7	行政手続法 ③	「行政手続法」第5～11条の定める「申請対する処分」手続について概説する。
8	行政手続法 ④	「行政手続法」第12～31条の定める「不利益処分」手続および第36条の3の定める「処分等の求め」手続について概説する。
9	行政手続法 ⑤	「行政手続法」第32～36条の2の定める「行政指導」手続について概説する。
10	行政手続法 ⑥	「行政手続法」第38～45条の定める「意見公募手続」について概説する。
11	行政の諸活動と手続 ①	行政計画における手続的統制のあり方について概説する。
12	行政の諸活動と手続 ②	行政契約における手続的統制のあり方について概説する。
13	行政の諸活動と手続 ③	行政強制における手続的統制のあり方について概説する。
14	行政の諸活動と手続 ④	行政による情報管理における手続的統制のあり方について概説する。
15	地方行政における手続	地方行政、地方政治への私人の参加手続のあり方について概説する。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし。ただし、相当の頻度で報告を課されることを了解されたい。

〈成績評価基準・方法〉

授業時の報告 50%、議論への貢献 50%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

〈参考文献〉

適宜指示する。

行政法特殊講義 B

高 梨 文 彦

〈講義の目的〉

行政活動は、私人によっては果たされ難い公共的課題の解決を目的として行なわれる(べき)ものであり、その意味で行政は代行者に過ぎない。とはいえ、その公共的課題が複雑化した今日では、行政は当該課題の(適切な)解決を期待できる唯一の主体で(あるはずで)あって、いわゆる「法律による行政の原理」もその専門性の前には形骸化せざるを得ない。

では、その専門性への信頼が著しく揺らいだとすれば…? 主権者たる国民が是非とも握っておかなければならないのは、行政による意思決定の事前のプロセスをチェックする手立て、そして行政による意思決定を事後に総合的にチェックする手立てであろう。後期の特殊講義 B では、行政活動による利益侵害に対する事後的な救済手続について検討し、さらに「法律による行政の原理」の形骸化を前にして司法が果たすべき役割を考える。

〈到達目標〉

行政活動による利益侵害への救済制度の重要性について認識を深め、具体的事例における救済法上の論点を抽出・説明できるようになる。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	ガイダンス	行政救済制度の体系を復習する。
2	国家賠償法 ①	国家賠償法第 1 条に基づく、公権力の行使による損害に係る国賠責任について、特に「公権力」の概念を中心に概説する。
3	国家賠償法 ②	国家賠償法第 1 条に基づく、公権力の行使による損害に係る国賠責任について、特に「過失」と「違法」の概念を中心に概説する。
4	国家賠償法 ③	国家賠償法第 2 条に基づく、公の营造物の設置・管理の瑕疵による損害に係る国賠責任について概説する。
5	国家賠償法 ④	国家賠償法第 3 ～ 6 条の定めについて概説する。
6	損失補償法	損失補償制度について、主に土地収用法の関連規定を題材として概説する。
7	行政上の不服申立て	行政上の不服申立制度について、一般法たる行政不服審査法を中心に概説する。
8	行政事件訴訟法 ①	行政訴訟の中核を成す取消訴訟について、特に訴訟要件たる「処分性」を中心に概説する。
9	行政事件訴訟法 ②	行政訴訟の中核を成す取消訴訟について、特に訴訟要件たる「原告適格」を中心に概説する。
10	行政事件訴訟法 ③	行政訴訟の中核を成す取消訴訟について、特に訴訟物たる「違法性」を中心に概説する。
11	行政事件訴訟法 ④	行政訴訟の中核を成す取消訴訟について、特に「仮の救済」の仕組みを中心に概説する。
12	行政事件訴訟法 ⑤	取消訴訟以外の抗告訴訟について、特に「無効等確認の訴え」「不作為の違法確認の訴え」を中心に概説する。
13	行政事件訴訟法 ⑥	取消訴訟以外の抗告訴訟について、特に「義務付けの訴え」「差止めの訴え」を中心に概説する。
14	行政事件訴訟法 ⑦	抗告訴訟以外の行政訴訟について、特に「当事者訴訟」を中心に概説する。
15	住民訴訟	地方自治法第 242 条の 2 ～ 242 条の 3 の定める「住民訴訟」について概説する。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし。ただし、相当の頻度で報告を課されることを了解されたい。

〈成績評価基準・方法〉

授業時の報告 50%、議論への貢献 50%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

〈参考文献〉

適宜指示する。

民事法(財産法) 特殊講義 A

植 木 哲

〈講義の目的〉

現代損害賠償法の基本問題を講義する。このためには、民法全般の理解が必要であるが、なかんずく民法総則・債権法の理解が不可欠である。このため、まず市民法・民法の構造を明らかにした上で、契約法及び不法行為法に関する講義を集中的に行う。

このような基本的な理解の上で、現代損害賠償法に関する具体的な問題を取り上げる。具体的には、PL法、医事法、消費者法、公害法・環境法、災害法・国家賠償法等である。もちろん、この他の項目についても学生が興味があれば、それも順次取り上げることとする。

参加者は関連する判例を収集し、読み込む、積極的に議論する必要がある。講義・演習には、学生の積極的参加が求められるとともに、それぞれの分野において事故現場を訪れ、また、多くの裁判を傍聴する。また、外国法についても関心があれば、学生と一緒に読みたい。

このため、参加者は通常の学生のみならず、留学生や多数の公務員・社会人の積極的参加を期待している。また、社会人においては、自己の仕事のスキルを高めるとともに、法的観点から自己の仕事の再点検を行い、新たな観点から自己の仕事を見直す縁としたい。

〈到達目標〉

修士課程の学生は、通常の学生であれ、留学生・社会人であれ、その法的考え方において一歩進んだものでなければならない。そのためには、民法全体の再研修や自己の関心に応じたテーマを発見する必要がある。それを追求することにより、自己の目的関心に応じた修士論文が書けるようにしたい。

〈講義計画〉

週	テ　　マ	内　　　容
1	市民法の仕組みと民法の解釈	市民法の歴史と法的構造の検討
2	民法総則の基本問題	総則の意義と法律行為論の検討
3	物権法の基本問題	所有権の本質と権利移転の構造の検討
4	債権法の基本問題	約定債権債務関係と法定債権債務関係の関係
5	損害賠償法の基本問題（1）	損害賠償法の構造と解釈（契約関係）
6	損害賠償法の基本問題（2）	損害賠償法の構造と解釈（不法行為関係）
7	契約法の基本問題（1）	債務不履行（契約）責任の本質
8	契約法の基本問題（2）	債務不履行責任の要件
9	不法行為法の基本問題（1）	不法行為責任の本質
10	不法行為法の基本問題（2）	不法行為責任の要件
11	医事法の基本問題（1）	医事法の本質
12	医事法の基本問題（2）	医事法と民事責任（医療過誤）
13	消費者法の基本問題（1）	消費者法の本質
14	消費者法の基本問題（2）	消費者法と民法との関係
15	ADR法の基本問題	ADR法の現状と将来

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

資料を集め、自分で読み込む癖をつけることが重要である。学生諸君の積極的参加を期待する。また、学生・留学生と社会人の積極的交流を図りたい。

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度（50%）、発言内容（50%）を義務付ける。

〈教科書・参考書〉

民法の教科書と各論のテーマに関する教科書は、第一回目の授業のときに紹介する。

〈参考文献〉

民法判例百選（１）（２）をあげておく。

民事法（財産法）特殊講義 B

植 木 哲

〈講義の目的〉

現代損害賠償法の基本問題を講義する。このためには、民法全般の理解が必要であるが、なかんずく民法総則・債権法の理解が不可欠である。このため、まず市民法・民法の構造を明らかにした上で、契約法及び不法行為法に関する講義を集中的に行う。

このような基本的な理解の上で、現代損害賠償法に関する具体的な問題を取り上げる。具体的には、PL法、医事法、消費者法、公害法・環境法、災害法・国家賠償法等である。もちろん、この他の項目についても学生が興味があれば、それも順次取り上げることとする。

参加者は関連する判例を収集し、読み込む、積極的に議論する必要がある。講義・演習には、学生の積極的参加が求められるとともに、それぞれの分野において事故現場を訪れ、また、多くの裁判を傍聴する。また、外国法についても関心があれば、学生と一緒に読みたい。

このため、参加者は通常の学生のみならず、留学生や多数の公務員・社会人の積極的参加を期待している。また、社会人においては、自己の仕事のスキルを高めるとともに、法的観点から自己の仕事の再点検を行い、新たな観点から自己の仕事を見直す縁としたい。

〈到達目標〉

修士課程の学生は、通常の学生であれ、留学生・社会人であれ、その法的考え方において一歩進んだものでなければならぬ。そのためには、民法全体の再研修や自己の関心に応じたテーマを発見する必要がある。それを追求することにより、自己の目的関心に応じた修士論文が書けるようにしたい。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	市民法の仕組みと民法の解釈	市民法の歴史と法的構造の検討
2	民法総則の基本問題	総則の意義と法律行為論の検討
3	物権法の基本問題	所有権の本質と権利移転の構造の検討
4	債権法の基本問題	約定債権債務関係と法定債権債務関係の関係
5	損害賠償法の基本問題（１）	損害賠償法の構造と解釈（契約関係）
6	損害賠償法の基本問題（２）	損害賠償法の構造と解釈（不法行為関係）
7	契約法の基本問題（１）	債務不履行（契約）責任の本質
8	契約法の基本問題（２）	債務不履行責任の要件
9	不法行為法の基本問題（１）	不法行為責任の本質
10	不法行為法の基本問題（２）	不法行為責任の要件
11	医事法の基本問題（１）	医事法の本質
12	医事法の基本問題（２）	医事法と民事責任（医療過誤）
13	消費者法の基本問題（１）	消費者法の本質
14	消費者法の基本問題（２）	消費者法と民法との関係
15	ADR法の基本問題	ADR法の現状と将来

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

資料を集め、自分で読み込む癖をつけることが重要である。学生諸君の積極的参加を期待する。また、学生・留学生と社会人の積極的交流を図りたい。

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度（50%）、発言内容（50%）を義務付ける。

〈教科書・参考書〉

民法の教科書と各論のテーマに関する教科書は、第一回目の授業のときに紹介する。

〈参考文献〉

民法判例百選（1）（2）をあげておく。

演 習 I A

植 木 哲

〈演習の目的〉

現代損害賠償法の基本問題について演習を行う。このためには、民法全般の理解が必要であるが、なかんずく民法総則・債権法の理解が不可欠である。このため、まず市民法・民法の構造を理解した後で、契約法及び不法行為法に関する演習を集中的に行う。

このような基本的な理解の上で、現代損害賠償法に関する具体的な問題を取り上げる。具体的には、PL法、医事法、消費者法、公害法・環境法、災害法・国家賠償法等を取り上げる。この他の問題であっても参加者の希望を聞いて取り上げる。

参加者は関連する判例を収集し、読み込む、積極的に議論することを義務付けられる。演習には、学生の積極的参加が求められるとともに、それぞれの分野において事故現場を訪れ、また、多くの裁判を傍聴する。また、外国法についても関心があれば、学生と一緒に読みたい。

このため、参加者は通常の学生のみならず、留学生や多数の公務員・社会人の積極的参加を期待している。とくに後者においては、自己の仕事内容をより深く分析・研究し、その方面でのエキスパートになれるように指導したい。

〈到達目標〉

民法の基礎知識を再検討し、修士論文の書けるような実力・関心を開発するために、民法の基礎と応用の考え方を習得させる。これにより修士論文のテーマを設定し、それを追求するための実力をつけさせる。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	市民法の仕組みと民法の解釈	市民法の歴史と法的構造の検討
2	民法総則の基本問題	総則の意義と法律行為論の検討
3	物権法の基本問題	所有権の本質と権利移転の構造の検討
4	債権法の基本問題	約定債権債務関係と法定債権債務関係の関係
5	損害賠償法の基本問題（1）	損害賠償法の構造と解釈（契約関係）
6	損害賠償法の基本問題（2）	損害賠償法の構造と解釈（不法行為関係）
7	契約法の基本問題（1）	債務不履行（契約）責任の本質
8	契約法の基本問題（2）	債務不履行責任の要件
9	契約法の基本問題（3）	債務不履行責任の範囲
10	不法行為法の基本問題（1）	不法行為責任の本質
11	不法行為法の基本問題（2）	不法行為責任の要件

12	不法行為法の基本問題（3）	不法行為責任の効果
13	PL 法の基本問題（1）	PL 法の本質
14	PL 法の基本問題（2）	機械製品型製造物責任
15	PL 法の基本問題（3）	合成化学物質型製造物責任

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

資料を集め、自分で読み込む癖をつけることが重要である。学生諸君の積極的参加を期待する。また、学生・留学生と社会人の積極的交流を図りたい。

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度（50%）、発言内容（50%）を義務付ける。

〈教科書・参考書〉

民法の教科書と各論のテーマに関する教科書は、第一回目の演習のときに紹介する。

〈参考文献〉

民法判例百選（1）（2）をあげておく。

演 習 I B

植 木 哲

〈演習の目的〉

現代損害賠償法の基本問題について演習を行う。このためには、民法全般の理解が必要であるが、なかんずく民法総則・債権法の理解が不可欠である。このため、まず市民法・民法の構造を理解した後で、契約法及び不法行為法に関する演習を集中的に行う。

このような基本的な理解の上で、現代損害賠償法に関する具体的な問題を取り上げる。具体的には、PL 法、医事法、消費者法、公害法・環境法、災害法・国家賠償法等を取り上げる。この他の問題であっても参加者の希望を聞いて取り上げる。

参加者は関連する判例を収集し、読み込む、積極的に議論することを義務付けられる。演習には、学生の積極的参加が求められるとともに、それぞれの分野において事故現場を訪れ、また、多くの裁判を傍聴する。また、外国法についても関心があれば、学生と一緒に読みたい。

このため、参加者は通常の学生のみならず、留学生や多数の公務員・社会人の積極的参加を期待している。とくに後者においては、自己の仕事内容をより深く分析・研究し、その方面でのエキスパートになれるように指導したい。

〈到達目標〉

民法の基礎知識を再検討し、修士論文の書けるような実力・関心を開発するために、民法の基礎と応用の考え方を習得させる。これにより修士論文のテーマを設定し、それを追求するための実力をつけさせる。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	医事法の基本問題（1）	医事法の本質
2	医事法の基本問題（2）	医事法と民事責任（医療過誤）
3	医事法の基本問題（3）	医療紛争裁判から医療 ADR へ
4	消費者法の基本問題（1）	消費者法の本質
5	消費者法の基本問題（2）	消費者法と民法との関係
6	消費者法の基本問題（3）	消費者法と行政法との関係

7	公害・環境法の基本問題（1）	公害・環境法の本質
8	公害・環境法の基本問題（2）	公害の民事責任
9	公害・環境法の基本問題（3）	公害の刑事・行政責任
10	国家賠償法の基本問題（1）	国家賠償法1条の検討
11	国家賠償法の基本問題（2）	国家賠償法2条の検討
12	災害法の基本問題（1）	災害法の本質
13	災害法の基本問題（2）	災害と民事・行政責任
14	現代損害賠償法の総括（1）	現代損害賠償法の本質
15	現代損害賠償法の総括（2）	損害賠償法の過去・現在・将来

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

資料を集め、自分で読み込む癖をつけることが重要である。学生諸君の積極的参加を期待する。また、学生・留学生と社会人の積極的交流を図りたい。

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度（50%）、発言内容（50%）を義務付ける。

〈教科書・参考書〉

民法の教科書と各論のテーマに関する教科書は、第一回目の演習のときに紹介する。

〈参考文献〉

民法判例百選（1）（2）をあげておく。

演 習 II A

植 木 哲

〈演習の目的〉

現代損害賠償法の基本問題について演習を行う。このためには、民法全般の理解が必要であるが、なかんずく民法総則・債権法の理解が不可欠である。このため、まず市民法・民法の構造を理解した後で、契約法及び不法行為法に関する演習を集中的に行う。

このような基本的な理解の上で現代損害賠償法に関する具体的な問題を取り上げる。具体的には、PL法、医事法、消費者法、公害法・環境法、災害法・国家賠償法等を取り上げる。この他の問題であっても良い。

参加者は関連する判例を収集し、読み込む、積極的に議論することを義務付けられる。演習には、学生の積極的参加が求められるとともに、それぞれの分野において事故現場を訪れ、また、多くの裁判を傍聴する。また、外国法についても関心があれば、学生と一緒に読みたい。

このため、参加者は通常の学生のみならず、留学生や多数の公務員・社会人の積極的参加を期待している。

2年次の特徴は、1年次の成果を基にして修士論文の作成にある。このため、論文の書き方を徹底的に指導する。

〈到達目標〉

修士論文の作成が第一であるから、それを目標とした発表と具体的な書き方を指導する。これにより、自己のテーマについての一歩進んだ研究が可能となることの実感を味わわせる。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	損害賠償法の基本問題（1）	各人がどのようなテーマについて感心があるかの検討
2	損害賠償法の基本問題（2）	各人がどのようなテーマについて感心があるかの検討

3	契約法の基本問題（1）	契約責任のテーマについての検討
4	契約法の基本問題（2）	契約責任のテーマについての検討
5	不法行為法の基本問題（1）	不法行為責任のテーマについての検討
6	不法行為法の基本問題（2）	不法行為責任のテーマについての検討
7	PL法の基本問題（1）	PL法のテーマについての検討
8	PL法の基本問題（2）	PL法のテーマについての検討
9	医事法の基本問題（1）	医事法のテーマについての検討
10	医事法の基本問題（2）	医事法のテーマについての検討
11	消費者法の基本問題（1）	消費者法のテーマについての検討
12	消費者法の基本問題（2）	消費者法のテーマについての検討
13	公害・環境法の基本問題（1）	公害・環境法のテーマについての検討
14	公害・環境法の基本問題（2）	公害・環境法のテーマについての検討
15	災害法の基本問題（1）	災害法のテーマについての検討

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

修士論文作成の徹底的指導

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度（50%）、発言内容（50%）を義務付ける。

〈教科書・参考書〉

各人のテーマに関する文献や参考書を随時紹介する。

〈参考文献〉

研究書の読み方を指導する。

演習ⅡB

植木 哲

〈演習の目的〉

現代損害賠償法の基本問題について演習を行う。このためには、民法全般の理解が必要であるが、なかんずく民法総則・債権法の理解が不可欠である。このため、まず市民法・民法の構造を理解した後で、契約法及び不法行為法に関する演習を集中的に行う。

このような基本的な理解の上で現代損害賠償法に関する具体的な問題を取り上げる。具体的には、PL法、医事法、消費者法、公害法・環境法、災害法・国家賠償法等を取り上げる。この他の問題であっても良い。

参加者は関連する判例を収集し、読み込む、積極的に議論することを義務付けられる。演習には、学生の積極的参加が求められるとともに、それぞれの分野において事故現場を訪れ、また、多くの裁判を傍聴する。また、外国法についても関心があれば、学生と一緒に読みたい。

このため、参加者は通常の学生のみならず、留学生や多数の公務員・社会人の積極的参加を期待している。

2年次の特徴は、1年次の成果を基にして修士論文の作成にある。このため、論文の書き方を徹底的に指導する。

〈到達目標〉

修士論文の作成が第一であるから、それを目標とした発表と具体的な書き方を指導する。これにより、自己のテーマについての一歩進んだ研究が可能となることの実感を味わわせる。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	災害法の基本問題（2）	災害法のテーマについての検討
2	修士論文作成準備（1）	各人の論定整理についての検討
3	修士論文作成準備（2）	各人の論定整理についての検討
4	修士論文作成準備（3）	各人の論定整理についての検討
5	修士論文第1次発表（1）	各人の論文発表
6	修士論文第1次発表（2）	各人の論文発表
7	修士論文第1次発表（3）	各人の論文発表
8	修士論文第2次発表（1）	各人の論文発表
9	修士論文第2次発表（2）	各人の論文発表
10	修士論文第2次発表（3）	各人の論文発表
11	修士論文第3次発表（1）	各人の論文発表
12	修士論文第3次発表（2）	各人の論文発表
13	修士論文第3次発表（3）	各人の論文発表
14	修士論文発表総括（1）	修正と総括
15	修士論文発表総括（2）	修正と総括

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

修士論文作成の徹底的指導

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度（50%）、発言内容（50%）を義務付ける。

〈教科書・参考書〉

各人のテーマに関する文献や参考書を随時紹介する。

〈参考文献〉

研究書の読み方を指導する。

民事法（財産法）特殊講義 A

佐藤千春

〈講義の目的〉

学部の段階で解釈の先例になる判例は勉強しているはずですが、判例の修正や変更が絶え間なく行われています。この講義では、財産法に関連する最新の判決を例に、実務の解釈・運用が妥当か、参加者とともに考えてゆきます。従って、一方的な講義ではなく、参加者にも報告してもらう双方向的な講義運営になります。

〈到達目標〉

実務に影響する判決を素材に、下級審判決や関連判決を熟読し、問題点を見つけて、それを解決する能力を育成します。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	ガイダンス	履修方法を説明します。

2	民法総則	最判平成 25 年 4 月 9 日の判例研究	建物の明渡請求と権利濫用
3	民法総則	最判平成 21 年 9 月 11 日の判例研究	貸金業者の期限利益の喪失の主張と信義則
4	民法総則	最判平成 21 年 3 月 6 日の判例研究	過払金債権の消滅時効の起算点
5	物権	最判平成 19 年 7 月 5 日の判例研究	信用保証協会の保証債権と根抵当権
6	債権総論	最判平成 25 年 9 月 13 日の判例研究	主たる債務の相続後の保証債務の弁済
7	債権総論	最判平成 22 年 3 月 16 日の判例研究	弁済充当指定特約に基づく指定権の行使
8	債権総論	最判平成 21 年 7 月 17 日の判例研究	売買の無効と同時履行抗弁の制限
9	債権総論	最判平成 21 年 3 月 27 日の判例研究	譲渡禁止特約と援用の否定
10	債権総論	最判平成 25 年 2 月 28 日の判例研究	相殺の適状にあるというための要件
11	債権各論(契約)	最判平成 22 年 6 月 1 日の判例研究	土地の汚染と瑕疵担保責任
12	債権各論(契約)	最判平成 21 年 1 月 22 日の判例研究	預金口座の取引経過の開示請求
13	債権各論(契約)	最判平成 22 年 3 月 30 日の判例研究	補欠合格と学納金の返還の関係
14	債権各論(契約)	最判平成 20 年 7 月 4 日の判例研究	フランチャイズ契約
15	債権各論(契約)	最判平成 21 年 1 月 19 日の判例研究	賃貸人の修繕義務と損害

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

事前に準備をして臨んでください。レポートは、討議の結果を織り込んだものを提出してください。

〈成績評価基準・方法〉

課題発表(レジュメの内容、発表と質疑の状況)が50%、質疑・討論への参加度50%によって総合判定します。

〈教科書・参考書〉

講義のはじめに紹介します。

〈参考文献〉

講義中に紹介します。

民事法(財産法)特殊講義B

佐藤千春

〈講義の目的〉

学部の段階で解釈の先例になる判例は勉強しているはずですが、判例の修正や変更が絶え間なく行われています。この講義では、財産法に関連する最新の判決を例に、実務の解釈・運用が妥当か、参加者とともに考えてゆきます。従って、一方的な講義ではなく、参加者にも報告してもらう双方向的な講義運営になります。

〈到達目標〉

実務に影響する判決を素材に、下級審判決や関連判決を熟読し、問題点を見つけて、それを解決する能力を育成します。

〈講義計画〉

週	テーマ	内 容	
1	後期ガイダンス		
2	債権各論(契約)	最判平成 20 年 2 月 29 日の判例研究	賃料自動改定特約の効力
3	債権各論(契約)	最判平成 25 年 4 月 16 日の判例研究	債務の整理を受任した弁護士の説明義務

4	債権各論(不法利得)	最判平成 21 年 7 月 10 日の判例研究	過払金と悪意の受益者
5	債権各論(不法行為)	最判平成 21 年 12 月 10 日の判例研究	教育内容の変更と不法行為の成否
6	債権各論(不法行為)	最判平成 21 年 7 月 16 日の判例研究	商品先物取引における説明
7	債権各論(不法行為)	最判平成 19 年 7 月 6 日の判例研究	建物の瑕疵と設計者・施工者・工事監理者の責任
8	債権各論(不法行為)	最判平成 25 年 7 月 12 日の判例研究	アスベストと土地工作物責任
9	債権各論(不法行為)	最判平成 20 年 6 月 24 日の判例研究	投資詐欺と損益相殺・不法原因給付
10	債権各論(不法行為)	最判平成 20 年 7 月 4 日の判例研究	共同暴走行為中の同乗者の死亡と被害者側の過失
11	債権各論(保険)	最判平成 19 年 10 月 19 日の判例研究	人身傷害補償特約の解釈
12	債権各論(保険)	最判平成 19 年 5 月 29 日の判例研究	搭乗者傷害条項の解釈
13	債権各論(保険)	最判平成 20 年 10 月 7 日の判例研究	損益相殺と保険代位
14	債権各論(保険)	最判平成 21 年 6 月 2 日の判例研究	生命保険金の受取人の確定
15	債権各論(保険)	最判平成 21 年 6 月 4 日の判例研究	店舗総合保険契約の解釈

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

事前に準備をして臨んでください。レポートは、討議の結果を織り込んだものを提出してください。

〈成績評価基準・方法〉

課題発表(レジュメの内容、発表と質疑の状況)が50%、質疑・討論への参加度50%によって総合判定します。

〈教科書・参考書〉

講義のはじめに紹介します。

〈参考文献〉

講義中に紹介します。

演 習 I A

佐 藤 千 春

〈演習の目的〉

民法の固有の領域(スポーツ、医療、取引などの重複する応用領域も含む)から、各自が選んだ研究テーマについて、関連する判決や論文、実務資料、立法資料などを熟読し、各自の検討結果を報告してもらいます。そして、参加者の間で問題点を指摘しあい、さらに研究を進めたり、修正したりする方法をとります。参加者が1名の場合は、佐藤との間で質疑をいたします。

〈到達目標〉

学位論文の作成のため、文献を収集し、学説や判決、実務について、批判的に検討する能力を育成します。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	研究テーマに関連した文献の収集(1)	日本の文献の発見と収集
2	研究テーマに関連した文献の収集(2)	海外の文献の発見と収集
3	文献講読(1)	民法の論文・資料の批判的検討
4	文献講読(2)	スポーツ法学の論文・資料の批判的検討

5	文献講読 (3)	医療・取引関連の論文・資料の批判的検討
6	判例研究 (1)	民法総則の判例の批判的検討
7	判例研究 (2)	スポーツ法学判例の批判的検討
8	判例研究 (3)	医療問題判例の批判的検討
9	判例研究 (4)	取引関係判例の批判的検討
10	判例研究 (5)	海外の民法判例の批判的検討
11	判例研究 (6)	海外のスポーツ法学判例の批判的検討
12	判例研究 (7)	海外の医療問題の判例の批判的検討
13	文献講読 (4)	日本の論文・資料の批判的検討
14	文献講読 (5)	アメリカの論文・資料の批判的検討
15	文献講読 (6)	イギリスの論文・資料の批判的検討

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

学位論文の準備をしますので、毎回の課題には積極的に取り組んでください。

〈成績評価基準・方法〉

発表やレポート (50%)、討議への参加状況 (50%) により総合判定します。

〈教科書・参考書〉

随時、演習の中で指示します。

〈参考文献〉

随時、演習の中で指示します。

演 習 I B

佐 藤 千 春

〈演習の目的〉

民法の固有の領域、スポーツ、医療、取引などの応用領域から、各自が選んだ研究テーマについて、関連する判決や論文、実務資料、立法資料などを熟読し、各自の検討結果を報告してもらいます。そして、参加者の間で問題点を指摘しあい、さらに研究を進めたり、修正したりする方法をとります。参加者が1名の場合は、佐藤との間で質疑をいたします。

〈到達目標〉

学位論文の作成のため、文献を収集し、学説や判決、実務について、批判的に検討する能力を育成します。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	論文の構想と指導 (1)	前期の結果を踏まえて、研究テーマの視角や方法などについて指導を行う
2	文献講読 (7)	民法総則の論文・資料の批判的検討
3	文献講読 (8)	私人と法人に関する論文・資料の批判的検討
4	文献講読 (9)	法律行為に関する論文・資料の批判的検討
5	判例研究 (8)	私権の享有に関する判例の批判的検討

6	判例研究 (9)	能力に関する判例の批判的検討
7	判例研究 (10)	法人の設立に関する判例の批判的検討
8	判例研究 (11)	意思表示に関する判例の批判的検討
9	判例研究 (12)	代理に関する判例の批判的検討
10	判例研究 (13)	無効・取消しに関する判例の批判的検討
11	判例研究 (14)	条件に関する判例の批判的検討
12	文献講読 (10)	期限に関する論文・資料の批判的検討
13	文献講読 (11)	取得時効に関する論文・資料の批判的検討
14	文献講読 (12)	消滅時効に関する論文・資料の批判的検討
15	論文の構想と指導 (2)	後期の検討を踏まえて研究テーマについて指導を行う

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

学位論文の準備をするのですから、毎回の課題には積極的に取り組んでください。

〈成績評価基準・方法〉

発表やレポート (50%)、討議への参加状況 (50%) により総合判定します。

〈教科書・参考書〉

随時、演習の中で指示します。

〈参考文献〉

随時、演習の中で指示します。

演 習 II A

佐 藤 千 春

〈演習の目的〉

論文の構想をより具体的に立てさせて、関連文献をテーマに応じてまとめさせ、完成に向けて細かな指導を行います。

〈到達目標〉

学位論文を完成させることに尽きます。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	論文の構想と指導 (1)	演習 1 の成果を踏まえて、論文の構想や資料などについて指導を行う
2	文献講読 (1)	日本の財産法に関する論文・資料の購読
3	文献講読 (2)	アメリカの財産法に関する論文・資料の購読
4	文献講読 (3)	イギリスの財産法に関する論文・資料の購読
5	文献講読 (4)	ドイツの財産法に関する論文・資料の購読
6	判例研究 (1)	日本の財産法に関する判例の批判的検討
7	判例研究 (2)	アメリカの財産法に関する判例の研究
8	判例研究 (3)	イギリスの財産法に関する判例の研究

9	判例研究 (4)	ドイツの財産法に関する判例の研究
10	判例研究 (5)	日本の財産法に関する判例の批判的検討
11	判例研究 (6)	英米の財産法に関する判例の批判的検討
12	判例演習 (7)	ドイツの財産法に関する判例の批判的検討
13	文献講読 (5)	日本の財産法に関する論文・資料の批判的検討
14	文献講読 (6)	英米・ドイツの財産法に関する論文・資料の批判的検討
15	論文の構想と指導 (2)	前期の結果を踏まえて、論文の構成や視点、資料などについて指導を行う

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

演習のない夏の期間を論文の執筆にあててください。

〈成績評価基準・方法〉

作成過程 (50%) や完成した論文 (50%) を総合的に勘案して評価を行います。

〈教科書・参考書〉

随時、演習の中で指示します。

〈参考文献〉

随時、演習の中で指示します。

演 習 II B

佐藤千春

〈演習の目的〉

論文の構想をより具体的に立てさせて、関連文献をテーマに応じてまとめさせ、完成に向けて細かな指導を行います。

〈到達目標〉

学位論文を完成させることに尽きます。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	論文の個別指導 (1)	夏季休暇中に書き上げた論文の下書きについて、個別に指導を行う
2	論文の個別指導 (2)	論文のテーマ選定について、個別に指導を行う
3	論文の個別指導 (3)	日本の先行研究について、個別に指導を行う
4	論文の個別指導 (4)	海外の先行研究について、個別に指導を行う
5	論文の個別指導 (5)	論文の目的について、個別に指導を行う
6	論文の個別指導 (6)	論文の構成について、個別に指導を行う
7	論文の個別指導 (7)	論文の結論について、個別に指導を行う
8	論文の個別指導 (8)	論文の参考文献について、個別に指導を行う
9	論文の個別指導 (9)	論文の引用文献について、個別に指導を行う
10	論文の個別指導 (10)	論文の論理的整合性について、個別に指導を行う
11	論文の個別指導 (11)	論文の要旨の書き方について、個別に指導を行う
12	論文の個別指導 (12)	論文のプレゼンテーションについて、個別に指導を行う

13	審査のための指導（1）	単位取得のための口頭試験、学位取得のための論文審査に向けて指導を行う
14	審査のための指導（2）	単位取得のための口頭試験、学位取得のための論文審査に向けて指導を行う
15	審査のための指導（3）	最終試験の想定問答のための指導を行う

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

演習のない夏の期間を論文の執筆にあててください。

〈成績評価基準・方法〉

作成過程（50％）や完成した論文（50％）を総合的に勘案して評価を行います。

〈教科書・参考書〉

随時、演習の中で指示します。

〈参考文献〉

随時、演習の中で指示します。

民事訴訟法特殊講義 A

平 田 勇 人

〈講義の目的〉

民事訴訟法は民事紛争を解決するための手続法である。そして、それは円環的構造を持つといわれるように、民事訴訟手続のどの部分にも、訴訟の全体が関係しており、個々の部分だけ学習しても、法体系の構造を把握することはできない。この講義では、民事訴訟法の円環的構造の理解を獲得することを目的とする。法学部出身でない学生（社会人・留学生を含む）にも配慮して、入門的知識から高度な知識まで段階的に手続構造を理解してもらおう。

〈到達目標〉

民事訴訟法の手続構造の正確な理解を目標にする。また、民法・商法とも密接に関連しているため、民法などの理解も深めることを目標にする。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	オリエンテーション	民事裁判の枠組
2	民事訴訟法の理念と沿革並びに今後	法の理念・沿革と今後の展望
3	裁判所	組織と裁判管轄
4	当事者	当事者の確定・変更、当事者能力、訴訟・弁論能力
5	訴えの提起 1	訴訟上の代理人（法定代理人、任意代理人）
6	訴えの提起 2	訴訟要件、訴えの利益
7	訴えの提起 3	当事者適格
8	訴えの提起 4	方式、訴訟上の請求、申立事項
9	訴訟の審理 1	一部請求、請求の複数、訴え提起の効果
10	訴訟の審理 2	基本構造、手続進行と訴訟指揮権
11	事案の解明 1	口頭弁論の諸原則、実施、懈怠
12	訴訟行為 1	弁論主義と釈明権、資料収集の新手法

13	訴訟行為 2	訴訟手続における訴訟行為
14	訴訟行為 3	訴訟行為と私法行為、訴訟行為と信義則
15	オリエンテーション	口頭弁論の準備と争点・証拠の整理手続

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

講義計画に従って、テーマ(内容)についてレジュメを作成して報告してもらい、自分の修士論文執筆のために必要な部分を抽出し、判例・学説について調べたことを報告してもらう。

〈成績評価基準・方法〉

成績は毎回の報告の内容を90%、授業中の質疑応答の内容を10%とし、100点満点で評価する。

〈教科書・参考書〉

小島武司編『よくわかる民事訴訟法』(ミネルヴァ書房)

〈参考文献〉

平田勇人『信義則とその基層にあるもの』(成文堂)

生駒正文・平田勇人編著『アクセス ビジネス実務法務』(嵯峨野書院)

民事訴訟法特殊講義B

平 田 勇 人

〈講義の目的〉

民事訴訟法は民事紛争を解決するための手続法である。そして、それは円環的構造を持つといわれるように、民事訴訟手続のどの部分にも、訴訟の全体が関係しており、個々の部分だけ学習しても、法体系の構造を把握することはできない。この講義では、民事訴訟法の円環的構造の理解を獲得することを目的とする。法学部出身でない学生(社会人・留学生を含む)にも配慮して、入門的知識から高度な知識まで段階的に手続構造を理解してもらう。

〈到達目標〉

民事訴訟法の手続構造の正確な理解を目標にする。また、民法・商法とも密接に関連しているため、民法などの理解も深めることを目標にする。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	証拠 1	事実認定、不要証事実
2	証拠 2	証明責任
3	証拠 3	人証と物証
4	裁判によらない訴訟の完結	訴え取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解
5	終局判決 1	裁判の意義・種類、判決の効力
6	終局判決 2	既判力の意義・限界
7	終局判決 3	争点効、反射効、執行力、形成力
8	多数当事者訴訟 1	通常共同訴訟と必要的共同訴訟
9	多数当事者訴訟 2	主観的追加的併合、補助参加
10	多数当事者訴訟 3	独立当事者参加、訴訟承継
11	上訴・再審	上訴と再審の存在理由

12	簡易裁判所の手続の特則と略式訴訟	特則と督促手続、手形・小切手訴訟、小額訴訟
13	ADR	裁判外紛争解決制度
14	民事訴訟制度の現代的課題	裁判は時代を反映
15	まとめ	民事訴訟法特殊講義Bのまとめ

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

講義計画に従って、テーマ(内容)についてレジュメを作成して報告してもらい、自分の修士論文執筆のために必要な部分を抽出し、判例・学説について調べたことを報告してもらう。

〈成績評価基準・方法〉

成績は毎回の報告の内容を90%、授業中の質疑応答の内容を10%とし、100点満点で評価する。

〈教科書・参考書〉

小島武司編『よくわかる民事訴訟法』(ミネルヴァ書房)

〈参考文献〉

平田勇人『信義則とその基層にあるもの』(成文堂)

生駒正文・平田勇人編著『アクセス ビジネス実務法務』(嵯峨野書院)

演 習 I A

平 田 勇 人

〈演習の目的〉

民事訴訟法は平成10年に抜本的な大改正を経験し、従来の訴訟理論だけでなく、新法により導入された制度の理解など、論点は多岐にわたる。「民事訴訟法演習」(1年次)では、新民事訴訟手続全体を理解しつつ、具体的問題に関する各自の研究を通して、修士論文を完成するために必要な事案分析能力、法的価値判断能力、さらには論理的思考能力を養成することを目標とする。

メインの民事訴訟法だけでなく、国際民事訴訟、裁判外紛争処理(ADR)、民事執行、民事保全、倒産処理手続、知的財産権紛争とADRの範囲内で各自がテーマを選択して、選択分野の論文・判例を収集して分析・検討した上で、順次報告をして受講者全員で討論する。なお、修士論文のテーマの選択については担当者が受講者と面談の上で決定する。各回ごとに、報告者が選択したテーマに関連した判例や論文を中心素材として報告するが、1年次は選択したテーマに固執することなく、近時の民事手続をめぐる問題状況の変化に応じて柔軟に対応するようにしてほしい。そして、2年次には、修士論文執筆に着手できるように戦略的な学習をしてほしい。

〈到達目標〉

民事訴訟法の手続の全体構造を理解してもらい、各自の興味のある仮テーマを抽出してもらう。そして、コンピュータをフルに活用して、法律情報・文献・資料を収集・分析して、研究を進めることを到達目標とする。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	オリエンテーション	大学院法学研究科の教育理念を踏まえて、修士論文作成のための方法・技術を説明する。
2	手続法の構造 1	民事訴訟法の手続の全体構造を理解してもらい、各自の興味のある仮テーマを抽出してもらう。次に裁判外紛争解決(ADR)の制度も理解してもらい、各自の興味のある仮テーマを抽出してもらう。
3	手続法の構造 2	知的財産権紛争を、日本の手続法はどのように解決しようとしているかを見ることで、手続法の奥行きと広がりを理解してもらう。
4	インターネットの活用 1	Googleなどの各種検索エンジンを使った、法律情報の入手方法を理解してもらい、実践してもらうために解説をする。

5	インターネットの活用 2	検索エンジンの中でも、エキスパート検索を駆使して、自分の修士論文のテーマをイメージできる法律情報にアクセスする方法を理解してもらい、実践してもらおう。
6	インターネットの活用 3	判例データベースを活用した判例資料の収集方法（その1）。検索方法を駆使して、修士論文のテーマをイメージできる判例にアクセスする方法を理解し、実践してもらおう。
7	インターネットの活用 4	判例データベースを活用した判例資料の収集方法（その2）。検索方法を駆使して、修士論文のテーマをイメージできる判例にアクセスする方法を実践し、報告してもらおう。
8	インターネットの活用 5	判例データベースを活用した判例資料の収集方法（その3）。検索方法を駆使して、修士論文のテーマをイメージできる判例にアクセスする方法を実践し、報告してもらおう。
9	インターネットの活用 6	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その1）。Source（データベース）の選択について深く理解し、検索する手法を学んで実践してもらい、報告してもらおう。
10	インターネットの活用 7	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その2）。Recently Used、Legal タブ、ソース名称、ショートネーム、アルファベットリストから、検索する手法を学んで実践してもらい、報告してもらおう。
11	インターネットの活用 8	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その3）。1回の検索の中で、複数のソースを組み合わせて法律情報を検索する手法について学んで実践してもらい、報告してもらおう。
12	インターネットの活用 9	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その4）。Search 検索の技術をマスターし、法律情報を検索する手法について学んで実践してもらい、報告してもらおう。
13	インターネットの活用 10	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その5）。セグメント検索（検索対象項目を指定）の手法をマスターし、法律情報を検索する手法を実践し、報告してもらおう。
14	インターネットの活用 11	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その6）。Cases-U.S. について説明し、今後いかに有効に利用するかについて学習する。
15	演習 I A まとめ	15回の演習を通して、自分が身につけた技術を、後半の15回の演習で、いかに自分の修士論文のテーマに活用していくか解説し、質疑応答する。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

修士論文の仮テーマを1年次に決めて、早い段階から準備すべきであるが、本演習ではインターネットを利用して主に外国の文献・資料を各自が精査・収集して報告してもらおうが、履修の条件として、日本における先行研究の精査・分析をすることが大前提となるので、この点を十分に認識して受講してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

成績は毎回の報告の内容を50%、授業中の質疑応答の内容を50%とし、100点満点で評価する。

〈教科書・参考書〉

平田勇人『信義則とその基層にあるもの』（成文堂）

新堀 聡『評価される博士・修士論文の書き方・考え方』（同文館出版）

〈参考文献〉

別途指示する。

演 習 I B

平 田 勇 人

〈演習の目的〉

民事訴訟法は平成10年に抜本的な大改正を経験し、従来の訴訟理論だけでなく、新法により導入された制度の理

解など、論点は多岐にわたる。「民事訴訟法演習」（1年次）では、新民事訴訟手続全体を理解しつつ、具体的問題に関する各自の研究を通して、修士論文を完成するために必要な事案分析能力、法的価値判断能力、さらには論理的思考能力を養成することを目標とする。

メインの民事訴訟法だけでなく、国際民事訴訟、裁判外紛争処理（ADR）、民事執行、民事保全、倒産処理手続、知的財産権紛争とADRの範囲内で各自がテーマを選択して、選択分野の論文・判例を収集して分析・検討した上で、順次報告をして受講者全員で討論する。なお、修士論文のテーマの選択については担当者が受講者と面談の上で決定する。各回ごとに、報告者が選択したテーマに関連した判例や論文を中心素材として報告するが、1年次は選択したテーマに固執することなく、近時の民事手続をめぐる問題状況の変化に応じて柔軟に対応するようにしてほしい。そして、2年次には、修士論文執筆に着手できるように戦略的な学習をしてほしい。

〈到達目標〉

民事訴訟法の手続の全体構造を理解してもらい、各自の興味のある仮テーマを抽出してもらおう。そして、コンピュータをフルに活用して、法律情報・文献・資料を収集・分析して、研究を進めることを到達目標とする。

〈演習計画〉

週	テ　　マ	内　　　　容
1	インターネットの活用 1	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 7）。外国のローレヴューから、民事訴訟の情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
2	インターネットの活用 2	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 8）。外国のローレヴューから、法の理念に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
3	インターネットの活用 3	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 9）。外国のローレヴューから、裁判所に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
4	インターネットの活用 4	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 10）。外国のローレヴューから、当事者能力に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
5	インターネットの活用 5	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 11）。外国のローレヴューから、当事者適格に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
6	インターネットの活用 6	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 12）。外国のローレヴューから一部請求に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
7	インターネットの活用 7	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 13）。外国のローレヴューから、訴訟指揮に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
8	インターネットの活用 8	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 14）。外国のローレヴューから、口頭弁に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
9	インターネットの活用 9	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 15）。外国のローレヴューから、弁論主義に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
10	インターネットの活用 10	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 16）。Cases-U.S. から、信義則に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
11	インターネットの活用 11	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その 17）。Cases-U.S. から、エストップルに関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。

12	インターネットの活用 12	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その18）。Cases-U.S. から、権利の濫用に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
13	インターネットの活用 13	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その19）。Cases-U.S. から、失権に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
14	インターネットの活用 14	判例データベースを活用した文献・資料の収集方法（その20）。Cases-U.S. から、悪意的訴訟当事者に関するテーマの情報を収集し、プリントアウトしたものを必要部数、用意して報告する。
15	演習 I B まとめ	これまで、報告してきたものをまとめて、報告してもらう。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

修士論文の仮テーマを1年次に決めて、早い段階から準備すべきであるが、本演習ではインターネットを利用して主に外国の文献・資料を各自が精査・収集して報告してもらうが、履修の条件として、日本における先行研究の精査・分析をすることが大前提となるので、この点を十分に認識して受講してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

成績は毎回の報告の内容を50%、授業中の質疑応答の内容を50%とし、100点満点で評価する。

〈教科書・参考書〉

平田 勇人『信義則とその基層にあるもの』（成文堂）

新堀 聡『評価される博士・修士論文の書き方・考え方』（同文館出版）

〈参考文献〉

別途指示する。

演 習 II A

平 田 勇 人

〈演習の目的〉

民事訴訟法は平成10年に抜本的な大改正を経験し、従来の訴訟理論だけでなく、新法により導入された制度の理解など、論点は多岐にわたる。「民事訴訟法演習」（2年次）では、新民事訴訟手続全体の理解を前提にしつつ、1年次で選択した仮タイトルについて、収集し、報告してきた実績を元に、担当者が受講者と面談の上で本テーマを決定する。

2年次では特に、修士論文の完成に向けて論文提出のスケジュールを確認して予定を立ててもらおう。そして、修士論文のテーマに関する内外の文献・資料を引き続き収集するとともに、先行研究の精査・分析を徹底的に行い、毎回報告してもらおう。

受講生が選択したテーマに関する先行研究の精査・分析を通して、独自の知見を報告してもらおう。そして、なるべく早い段階で、修士論文の骨子を組み立て、素案の作成に着手してもらいたい。修士論文執筆には戦略的な学習が不可欠なので、論文を本格的に執筆する前段階でしっかりと基礎固めしてほしい。毎回の演習を通して、論文の完成に向けて、担当者の指示に従って見直し・調整を図りながら執筆してもらいたい。

〈到達目標〉

修士論文のテーマを決定し、論文完成に向けて、担当者の指示に従って見直し・調整を図りながら、修士論文を完成させることを到達目標にする。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	オリエンテーション	それぞれの受講生の研究テーマに則し、修士論文作成に向けて、個別の指導を行うためのガイダンスを行う。

2	先行研究の精査 (1)	各学生の修士論文のテーマに関する先行研究の資料読解と考察 (1) 「民事訴訟法 (日本)」
3	先行研究の精査 (2)	各学生の修士論文のテーマに関する先行研究の資料読解と考察 (2) 「国際民事訴訟法」
4	先行研究の精査 (3)	各学生の修士論文のテーマに関する先行研究の資料読解と考察 (3) 「ADR (日本)」
5	先行研究の精査 (4)	各学生の修士論文のテーマに関する先行研究の資料読解と考察 (4) 「ADR (外国)」
6	資料の整理 (1)	各学生の修論作成のための資料整理に対する指導 (1) 「民事訴訟法 (日本)」
7	資料の整理 (2)	各学生の修論作成のための資料整理に対する指導 (2)「国際民事訴訟」
8	資料の整理 (3)	各学生の修論作成のための資料整理に対する指導 (3)「ADR (日本)」
9	資料の整理 (4)	各学生の修論作成のための資料整理に対する指導 (4)「ADR (外国)」
10	資料の分析 (1)	各学生の修論作成のための資料分析に対する指導 (1)「民事訴訟 (日本)」
11	資料の分析 (2)	各学生の修論作成のための資料分析に対する指導 (2)「国際民事訴訟」
12	資料の分析 (3)	各学生の修論作成のための資料分析に対する指導 (3)「ADR (日本)」
13	資料の分析 (4)	各学生の修論作成のための資料分析に対する指導 (4)「ADR (外国)」
14	修士論文中間報告 (1)	これまでの演習を通して、自分が研究してきた内容の中間発表「民事訴訟」を行ってもらう。
15	修士論文中間報告 (2)	これまでの演習を通して、自分が研究してきた内容の中間発表「ADR」を行ってもらう。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

修士論文の仮テーマを1年次に決めて、早い段階から準備すべきであるが、本演習ではインターネットを利用して主に外国の文献・資料を各自が精査・収集して報告してもらうが、履修の条件として、日本における先行研究の精査・分析をすることが大前提となるので、この点を十分に認識して受講してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

成績は毎回の報告の内容を25%、質問と発表を25%、修士論文の内容を50%の100点満点で評価する。

なお、修士論文と試問会での発表に対して、以下に示す評価項目に基づき総合的に評価する。

○ 修士論文の評価項目

1. 研究の意義や目的を十分に理解し、明確に記述されているか。
2. 結論に到達するまでのプロセス・方法及び結論の評価について、合理的かつ明確に記述できているか。
3. 修士論文の構成が適切、かつ読みやすく記述されているか。

〈教科書・参考書〉

平田勇人『信義則とその基層にあるもの』(成文堂)

新堀 聡『評価される博士・修士論文の書き方・考え方』(同文館出版)

〈参考文献〉

別途指示する。

演習 II B

平田 勇人

〈演習の目的〉

民事訴訟法は平成10年に抜本的な大改正を経験し、従来の訴訟理論だけでなく、新法により導入された制度の理

解など、論点は多岐にわたる。「民事訴訟法演習」（2年次）では、新民事訴訟手続全体の理解を前提にしつつ、1年次で選択した仮タイトルについて、収集し、報告してきた実績を元に、担当者が受講者と面談の上で本テーマを決定する。

2年次では特に、修士論文の完成に向けて論文提出のスケジュールを確認して予定を立ててもらおう。そして、修士論文のテーマに関する内外の文献・資料を引き続き収集するとともに、先行研究の精査・分析を徹底的に行い、毎回報告してもらおう。

受講生が選択したテーマに関する先行研究の精査・分析を通して、独自の知見を報告してもらおう。そして、なるべく早い段階で、修士論文の骨子を組み立て、素案の作成に着手してもらいたい。修士論文執筆には戦略的な学習が不可欠なので、論文を本格的に執筆する前段階でしっかりと基礎固めしてほしい。毎回の演習を通して、論文の完成に向けて、担当者の指示に従って見直し・調整を図りながら執筆してもらいたい。

〈到達目標〉

修士論文のテーマを決定し、論文完成に向けて、担当者の指示に従って見直し・調整を図りながら、修士論文を完成させることを到達目標にする。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	執筆の指導（1）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（1）「論文テーマの選定」
2	執筆の指導（2）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（2） 「論文テーマ選定の理由」
3	執筆の指導（3）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（3）「先行研究の検討」
4	執筆の指導（4）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（4）「論文の序章」
5	執筆の指導（5）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（5）「論文の構成」
6	執筆の指導（6）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（6）「論文の各章の組立て」
7	執筆の指導（7）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（7）「論文の結論の検討」
8	執筆の指導（8）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（8）「引用文献の検討」
9	執筆の指導（9）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（9）「参考文献の検討」
10	執筆の指導（10）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（10）「論文の体系的整合性」
11	執筆の指導（11）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（11）「論文要旨の作成」
12	執筆の指導（12）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（12） 「プレゼンテーションの仕方」
13	執筆の指導（13）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（13） 「プレゼンテーション資料作成」

14	執筆の指導（14）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（14） 「プレゼンテーションの予行演習」
15	完成	修士論文の完成。発表準備。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

修士論文の仮テーマを1年次に決めて、早い段階から準備すべきであるが、本演習ではインターネットを利用して主に外国の文献・資料を各自が精査・収集して報告してもらうが、履修の条件として、日本における先行研究の精査・分析をすることが大前提となるので、この点を十分に認識して受講してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

成績は毎回の報告の内容を25%、質問と発表を25%、修士論文の内容を50%の100点満点で評価する。

なお、修士論文と試問会での発表に対して、以下に示す評価項目に基づき総合的に評価する。

○ 修士論文の評価項目

1. 研究の意義や目的を十分に理解し、明確に記述されているか。
2. 結論に到達するまでのプロセス・方法及び結論の評価について、合理的かつ明確に記述できているか。
3. 修士論文の構成が適切、かつ読みやすく記述されているか。

〈教科書・参考書〉

平田勇人『信義則とその基層にあるもの』（成文堂）

新堀 聡『評価される博士・修士論文の書き方・考え方』（同文館出版）

〈参考文献〉

別途指示する。

商法特殊講義 A

宮 島 司

〈講義の目的〉

企業に関する法の総則及び企業の取引活動に関する法の主要部分について詳説する。実定法上は商法第1編総則及び第2編商行為第1章総則を主たる対象とするが、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。

学部の講義で必ずしも十分に論じることができないところまで検討することにより、授業参加者に複雑な問題の解決に必要な専門的知識を習得させる。また、具体的な紛争解決の能力を養うために判例、事例の研究を取り入れる。

企業に関する法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を学ぶことによって、合理的で均衡のとれた法的考え方を身につけることが期待される。この法分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比べながら進める。

なお、授業参加者に商法未習者がいる場合には、下記の講義計画に若干の変更を加えて基礎的知識の正確な習得をさせる。

〈到達目標〉

企業に関する法について高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決に必要な問題点を絞り込むことのできる力をつける。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス	企業の意義・形態、企業法の意義・存在形式・適用順位
2	企業法の適用対象	商人、商行為、会社
3	商人	商人資格の有無・得喪、協同組合、相互会社、一般法人
4	主観的意義の営業	営業能力、営業の自由と制限、営業所の意義

5	客観的意義の営業	営業譲渡、営業賃貸、担保化、経営委託
6	企業内補助者	支配人、その他の商業使用人
7	企業外補助者	代理店の意義・種類、権利義務
8	企業の表示	商号の意義・登記、名板貸人の責任、外観法理・禁反言
9	企業の公示	商業登記の手續、効力、民商法上の外観信頼保護規定との適用関係
10	企業の会計	商業帳簿
11	商行為の営利性等	営利性、報酬、利息請求権、商事法定利率、商行為の代理・委任
12	商事契約等	商事契約の成立・申込の効力・諾否の通知義務、物品保管義務
13	多数当事者等	商事債権の担保・多数債務者・保証人の連帯性
14	商人間の留置権	商人間の留置権、商事債務の履行・時効
15	まとめ	最近の重要判例、まとめ

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

会社法特殊講義、民事法(財産法)を履修していることが望ましい。

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度 50%、発言 50%により評価を行う。

〈教科書・参考書〉

テキストは、新版、改訂版の出版状況をみて、後日指示する。

〈参考文献〉

必要に応じて、その都度指示する。

商法特殊講義 B

宮 島 司

〈講義の目的〉

企業に関する法の総則及び企業の取引活動に関する法の主要部分について詳説する。実定法上は商法第 2 編商行為第 3 章以下、および手形・小切手法を主たる対象とするが、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。

学部の講義で必ずしも十分に論じることができないところまで検討することにより、授業参加者に複雑な問題の解決に必要な専門的知識を習得させる。また、具体的な紛争解決の能力を養うために判例、事例の研究を取り入れる。

企業に関する法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を学ぶことによって、合理的で均衡のとれた法的考え方を身につけることが期待される。また、手形小切手法を研究することにより、民法総則および契約法等のより深い理解に役立つ。

なお、授業参加者に商法未習者がいる場合には、下記の講義計画に若干の変更を加えて基礎的知識の正確な習得をさせる。

〈到達目標〉

企業に関する法について高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決に必要な問題点を絞り込むことのできる力をつける。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス	商行為総則、商行為の意義

2	交互 p 計算、匿名組合	両者の経済的機能、効力・法的問題点
3	仲立営業、問屋営業	両者の意義、経済的機能、法的問題点
4	運送営業、運送取扱人	両者の意義、貨物引換証の効力
5	倉庫営業、場屋営業	両者の意義、倉荷証券の効力、場屋主人の責任
6	約款による取引	約款の意義、拘束力の根拠
7	手形小切手総論	意義、経済的機能、有価証券
8	手形行為	手形行為の定義、手形理論、手形行為と法律行為の一般原則
9	振出	振出の性質、振出に関する個別問題
10	裏書 1	裏書の効力
11	裏書 2	特殊の裏書
12	保証	保証の意義と効果
13	支払、引受	支払の意義・効力、引受の意義と性質
14	手形・小切手上的権利の消滅	時効、利得償還請求権
15	まとめ	授業のまとめ、現代型取引

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

会社法特殊講義、民事法(財産法)を履修していることが望ましい。

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度 50%、発言 50%により評価を行う。

〈教科書・参考書〉

商行為法に関しては、新版、改訂版の出版状況をみて、後日指示する。

手形・小切手法に関しては、宮島司『やさしい手形法・小切手法(第二版)』法学書院

〈参考文献〉

必要に応じて、その都度指示する。

演習 I A (商法)

宮 島 司

〈演習の目的〉

わが国の企業に関する法の総論及び企業の取引活動に関する法の総則の研究並びに修士論文作成の指導を行う。実定法上は、商法第一編総則、及び第二編商行為中の第 1 章総則を主たる対象とするが、必要に応じて会社法、手形法・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。企業に関する法は企業を巡る多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成の指導は、まず法学論文・修士論文の意義、テーマの決め方、判例・文献資料収集の方法、執筆上の作法等を理解させる。同時に、あらかじめ提出させた研究計画書における指導生各自の研究目標(研究テーマたるを必要としない。問題意識程度の漠然としたものでも可)にかかる文献資料を収集、分析させる。

〈到達目標〉

企業法総論及び企業取引法総則に関する高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決の力を高める。修

士論文の作成については、論文作成上の基本的知識を習得するとともに、研究目標にかかる文献資料の収集、分析をする。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス。修士論文作成指導の方針	論文作成上の基礎知識。指導生各自の研究目標の説明を聴取し、助言指導を与える
2	論文作成指導	指導生の文献資料の収集・分析について指導
3	企業法総論	企業の意義・形態、企業法の意義・存在形式
4	企業法の適用順位・適用対象	商法適用上の技術的概念、商人、商行為、会社等
5	信用協同組合の商人性	最判昭 48・10・5 判時 726・92
6	商人資格の取得時期	最判昭 33・6・19 民集 12・1575 等
7	主観的意義の営業	営業能力、営業の自由と制限、営業所の意義・効果
8	客観的意義の営業（営業譲渡）	最判昭 40・9・22 判時 421・20 等
9	営業譲受人の商号続用	最判昭 38・3・1 判時 336・37 等
10	商業使用人	支配人の権限・義務、その他の商業使用人
11	表見支配人と営業所の実質	最判昭 37・5・1 金法 314・10
12	表見支配人の相手方	最判昭 59・3・29 判時 1135・125
13	係長の代理権	最判平 22・2・22 商事法務 1209・49
14	代理店と代理商	東京地判平 10・10・30 判時 1690・153
15	授業のまとめ	最近の重要判例 論文作成指導

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民事法(財産法)、民事法(家族法)もぜひ履修してもらいたい。準備をして授業中積極的に発言してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

出席状況(40%)、授業中の応答の内容等(60%)により評価をする。

〈教科書・参考書〉

テキストは教科書類の新版、改訂版等の出版状況をみて、後日指示する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

演 習 I B (商法)

宮 島 司

〈演習の目的〉

わが国の企業に関する法の総論及び企業の取引活動に関する法の主要部分の研究並びに修士論文作成の指導を行う。実定法上は、商法第一編総則、及び第二編商行為中の第1章総則を主たる対象とするが、必要に応じて会社法、手形・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例の研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。企業に関する法は企業を巡る多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけることが期待される。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成指導は、引き続き、指導生各自の研究目標にかかる判例・文献資料を網羅的に収集、分析させる。そこから具体的問題をできるだけ多く抽出、検討させて、問題の解決を図らせる。この作業を重ねることで修士論文の研究テーマを固めさせる。同時に研究テーマに関する理論的基本文献を、できれば外国文献を選定、研究させる。

〈到達目標〉

企業法総論及び企業取引法に関する高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決の力を高める。修士論文の作成は、引き続き具体的問題を設定し、その解決を図る。この作業を重ねることで修士論文の研究テーマを固める。同時に研究テーマに関する理論的基本文献を選定、研究する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス。修士論文作成指導の方針	指導生の研究目標にかかわる文献資料の収集・分析から、具体的問題を抽出して検討し解決を図る。研究のテーマを固めさせる
2	論文作成指導	研究テーマに関する理論的基本文献の選定、研究を進める
3	商号（類似商号）	最判昭 40・3・18 判タ 176・115 等
4	商号（不正の目的による使用）	最判昭 36・9・29 民集 15・2256 等
5	商号の貸与（営業外使用）	最判昭 55・7・15 判時 982・144 等
6	商号の貸与（取引相手方の重過失）	最判昭 41・1・27 判時 440・50 等
7	商業登記の対抗力	最判昭 35・4・14 判時 221・30 等
8	商業登記と表見代理	最判昭 49・3・22 判時 737・85 等
9	商法 9 条 1 項の正当事由	最判昭 52・12・23 判時 880・78 等
10	不実登記	最判昭 47・6・15 判時 673・7 等
11	商行為（投機売却と加工）	大判昭 4・9・28 民集 8・769 等
12	商行為（貸金業者による貸付）	最判昭 50・6.27 判時 785・100 等
13	商行為（労働契約の商行為性）	最判昭 30・9・29 判タ 53・35 等
14	約款による取引	普通取引約款の意義・種類・拘束力の根拠・解釈・内容規制
15	授業のまとめ	最近の重要判例。修士論文作成指導

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民事法（財産法）、民事法（家族法）もぜひ履修してもらいたい。準備をして授業中積極的に発言してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

出席状況（40%）、授業中の応答の内容等（60%）により評価をする。

〈教科書・参考書〉

テキストは教科書類の新版、改訂版等の出版状況をみて、後日指示する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

演習ⅡA（商法）

宮 島 司

〈演習の目的〉

わが国の企業取引活動に関する法の主要部分の研究と修士論文作成の指導を行う。実定法上は、商法第二編商行為を主たる対象とするが、必要に応じて会社法、手形・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。企業に関する法は企業を巡る多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成指導は、指導生各自の研究目標にかかる文献資料から、さらに網羅的に具体的問題を抽出させ、その解決について検討させる。同時に各具体的問題解決の根拠に法律学的意義づけをさせる。さらに問題解決のすべてに通じる理論を研究させる。各自の研究テーマに関する理論的基本文献の研究をする。

〈到達目標〉

企業の取引法に関する高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決の力を高める。

修士論文の作成は、さらに網羅的に具体的問題を設定し、各問題の解決の根拠に法律学的意義づけをする。併せて問題解決の根拠のすべてに通じる理論を構築する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス。修士論文作成の指導の方針	文献資料の収集・分析、具体的問題の抽出・検討・解決、解決の根拠に法律学的意義づけ。問題解決のすべてに通じる理論の構築
2	論文作成指導	指導生各自の研究テーマに関する理論的基本文献の研究
3	商行為の代理	最大判昭 43・4・24 判時 515・27、最判昭 48・10.30 判時 731・83
4	商人の諾否の回答義務	最判昭 59・5・29 金法 1069・31、最判昭 28・10・9 民集 7・1072
5	多数当事者の債務の連帯	最判平 10・4・14 判時 1639・122、大判昭 14・12・27 民集 18・1681
6	数人の保証人の連帯	大判明 44・5・23 民録 17・320
7	宅建業者の報酬請求権	最判昭 44・6・26 判時 561・69、最判昭 45・10・22 判時 613・51
8	商事法定利率（該当）	最判昭 30・9・8 民集 9・1222、最判昭 47・5・25 判時 671・83
9	商事法定利率（該当せず、過払い金）	最判平 19・2・13 民集 61・182
10	ゴルフクラブ入会金預証の法的性質	最判昭 57・6・24 判時 1051・84
11	商人間の留置権	最判平 10・7・14 民集 52・1261
12	保証人の求償請求権と商事消滅時効	最判昭 42・10・6 判 J 502・38、最判昭 35・11・1 民集 14・2781
13	過払金返還請求権と消滅時効	最判昭 55・1・24 判時 955・52
14	売買目的物の検査・通知	最判昭 47・1・25 判時 662・85、最判昭 35・12・2 民集 14・1893、最判昭 29・1・22 民集 8・198
15	授業のまとめ	最近の重要判例。 論文作成指導

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民法(財産法)、民法(家族法)もぜひ履修してもらいたい。準備をして授業中積極的に発言してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

出席状況(40%)、授業中の応答の内容等(60%)により評価をする。

〈教科書・参考書〉

テキストは教科書類の新版、改訂版等の出版状況をみて、後日指示する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

演習 II B (商法)

宮 島 司

〈演習の目的〉

わが国の企業取引活動に関する法及び有価証券に関する法の研究並びに修士論文作成の指導を行う。実定法上は、商法第二編商行為および手形法・小切手法を主たる対象とするが、必要に応じて会社法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。企業に関する法は企業を巡る多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるし、なかでも手形法、小切手法は体系的論理的一貫性・整合性を特に重視するとともに、具体的妥当性を常に必要とするものであるから、これらの法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成指導は、すべての具体的問題の解決の法的根拠が相互に矛盾なく、論理必然的な連関性を持って研究テーマのもとにまとまるように構成させる。論文作成上の作法、技術的決まりをまもり、殊に先学の思想や業績等の冒用のないように注意させる。

〈到達目標〉

企業の取引法及び有価証券法に関する高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決の力を高める。修士論文を完成する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス。修士論文作成指導の方針	各自の研究目標にかかる具体的問題の解決、その根拠、法的意義づけについて再検討
2	論文作成指導	具体的問題の解決の法的根拠を相互に矛盾なく論理必然的連関性を持って研究テーマのもとにまとめる
3	交互計算組入れ債権の譲渡・差押え	大判昭 11・3・11 民集 15・320 等
4	匿名組合を利用したレバレッジド・リース	東地判平 7・3・28 判時 1557・104
5	運送取扱人の責任	最判昭 30・4・12 民集 9・474
6	運送人の責任(高価品特則)	最判昭 63・3・25 判時 1296・52、最判昭 45・4・21 判時 593・87
7	場屋営業主の責任(高価品特則)	最判平 15・2・28 判時 1829・151
8	倉荷証券の記載と受寄物の不一致	最判昭 44・4・15 民集 23・755、大判昭 11・2・12 民集 15・357
9	手形署名の方式・解釈	最判昭 43・12・12 判時 545・76(他人名義)、最判昭 41・9・13 判時 464・46(法人)、最判昭 36・7・31 判時 272・29(組合)、最判昭 47・2・10 判時 661・81(解釈)

10	交付欠缺手形と署名者の責任	最判昭 46・11・16 判時 653・106
11	手形偽造と表見代理・使用者責任	最判昭 43・12・24 判時 546・90、最判昭 36・6・9 判時 267・45
12	白地手形の成立要件・不当補充	最判昭 31・7・20 判時 82・18、最判昭 36・11・24 判時 280・8
13	裏書の連続・権利推定の主張	最判昭 30・9・30 判時 60・18、最大判昭 45・6・24 判時 597・78
14	除権決定と決定前の善意取得	最判平 13・1・25 判時 1740・85
15	授業のまとめ。修士論文作成指導	論文作成上の作法、技術的約束事を守り先学の思想や業績等の冒用のないように注意させる

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民法法(財産法)、民法法(家族法)もぜひ履修してもらいたい。準備をして授業中積極的に発言してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

出席状況(40%)、授業中の応答の内容等(60%)により評価をする。

〈教科書・参考書〉

テキストは教科書類の新版、改訂版等の出版状況をみて、後日指示する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

会社法特殊講義 A

宮 島 司

〈講義の目的〉

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分について詳説する。実定法上は、平成 17 年新会社法および平成 26 年改正会社法を主たる対象とするが、必要に応じて商法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の会社関係法令も取り扱う。

学部の講義では必ずしも十分に論じることができないところまで検討することにより、授業参加者に複雑な問題の解決に必要な高度の専門知識を習得させる。学説、判例はもとより、実務、立法の動向についても説明する。ことに判例は具体的な紛争解決の能力を養うためにできるだけ多く取り上げたい。

会社法は会社をめぐる多数の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を学ぶことによって、合理的で均衡のとれた法的考え方も身につけることが期待される。

〈到達目標〉

企業に関する法について高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決に必要な問題点を絞り込むことのできる力をつける。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス	企業の意義・形態
2	会社法総論 1	会社法の変遷、会社の種類
3	会社法総論 2	会社の営利性、社団性、法人性
4	会社法総論 3	会社の能力、法人格否認の法理
5	会社総則 1	商号、使用人、代理商
6	会社総則 2	事業譲渡、登記の効力
7	株式会社の設立 1	設立手続

8	株式会社の設立 2	発起人、設立中の会社、変態設立事項
9	株式会社の設立 3	設立登記、設立無効、設立に関する責任
10	株式 1	意義、株主の権利、株主平等の原則、種類株式
11	株式 2	株券の発行、株式譲渡、株式譲渡の制限
12	株式 3	株主名簿の意義、効力
13	株式 4	自己株式の取得、保有、処分
14	株式 5	株式の分割・併合、単元株制度
15	まとめ	授業のまとめ、重要判例

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

商法特殊講義、民事法(財産法)を履修していることが望ましい。

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度 50%、発言 50%により評価を行う。

〈教科書・参考書〉

宮島司『新会社法エッセンス(第4版補正版)』弘文堂

〈参考文献〉

必要に応じて、その都度指示する。

会社法特殊講義 B

宮 島 司

〈講義の目的〉

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分について詳説する。実定法上は、平成 17 年新会社法および平成 26 年改正会社法「を主たる対象とするが、必要に応じて商法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の会社関係法令も取り扱う。

学部の講義では必ずしも十分に論じることができないところまで検討することにより、授業参加者に複雑な問題の解決に必要な高度の専門知識を習得させる。学説、判例はもとより、実務、立法の動向についても説明する。ことに判例は具体的な紛争解決の能力を養うためにできるだけ多く取り上げたい。

会社法は会社をめぐる多数の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を学ぶことによって、合理的で均衡のとれた法的考え方も身につけることが期待される。

〈到達目標〉

企業に関する法について高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決に必要な問題点を絞り込むことのできる力をつける。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	機関 1	機関総論
2	機関 2 株主総会	株主総会の意義
3	機関 3 株主総会	株主総会の招集・運営・決議・瑕疵
4	機関 4 取締役等と会社の関係	選任・終任、会社との関係、善管注意義務、競業避止義務、利益相反取引
5	機関 5 業務執行と代表	取締役・取締役会・代表取締役の権限、業務執行権と代表権の関係

6	機関 6 取締役等の責任	対会社責任、対第三者責任、代表訴訟
7	機関 7 監査等委員会設置会社	監査等委員会設置会社の意義、取締役会の権限、監査等委員会の役割・権限
8	機関 8 指名委員会等設置会社	指名委員会等設置会社の意義、取締役会の権限、取締役の権限、各委員会の役割・権限、執行役
9	機関 9 監督機関	監査役、会計監査人
10	資金調達 1	募集株式発行の意義・手続・瑕疵
11	資金調達 2	新株予約権の意義・発行・行使・瑕疵、社債の発行
12	計算	計算書類の作成・監査・開示、資本金、準備金、剰余金
13	組織再編 1	親子関係
14	組織再編 2	合併、事業譲渡、分割、組織変更
15	まとめ	授業のまとめ

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

商法特殊講義、民事法(財産法)を履修していることが望ましい。

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度 50%、発言 50%により評価を行う。

〈教科書・参考書〉

宮島司『新会社法エッセンス(第4版補正版)』弘文堂

〈参考文献〉

必要に応じて、その都度指示する。

演習 I A (会社法)

宮 島 司

〈演習の目的〉

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分の研究及び修士論文作成の指導を行う。実定法上は、平成 18 年に施行された会社法(平成 17 法 86)を主たる対象とするが、必要に応じて商法、手形法・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。会社法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成の指導は、まず法学論文・修士論文の意義、テーマの決め方、判例・文献資料収集の方法、執筆上の作法等を理解させる。同時に、あらかじめ提出させた研究計画書における指導生各自の研究目標(研究テーマたるを必要としない。問題意識程度の漠然としたものでも可)にかかる文献資料を収集、分析させる。

〈到達目標〉

会社法に関する高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決の力を高める。修士論文の作成については、論文作成上の基本的知識を習得するとともに、研究目標にかかる文献資料の収集、分析をする。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス。修士論文作成指導の方針	論文作成上の基礎知識。指導生各自の研究目標の説明を聴取し、助言指導を与える

2	論文作成指導	指導生の文献資料の収集・分析について指導
3	会社法総論	会社法の変遷、会社の営利性・社団性・法人性、株式会社の意義・特性
4	会社の能力・寄付、法人格否認の法理	最判昭 27・2・15 民集 6・2・77、最大判昭 45・6・24 判時 596・3、最判昭 44・2・27 判時 551・80
5	会社の商号	最判昭 58・10・7 判時 1094・107（不正競争防止法）、最判昭 55・7・15 判時 982・144（貸与）
6	会社の事業譲渡	大阪高判昭 38・3・26 判時 341・37（労働関係）
7	会社の使用人	最判昭 54・5・1 判時 931・112（表見支配人）、最判平 2・2・22 商事法務 1209・49（部長・課長等）
8	商業登記の効力と表見代理	最判昭 49・3・22 判時 737・85
9	株式会社の機関	制度の変遷、権限分配、機関設計
10	株主総会	最判平 10・11・26 金判 1066・18（招集通知）、最判昭 60・12・20 判時 1180・130（全員出席総会）
11	総会決議	最判平 8・11・12 判時 1598・152（議事運営）、東京地判平 14・2・21 判時 1789・157（採決方法）
12	決議取消の訴え	浦和地判平 12・8・18 判時 1735・133（特別利害関係人）、最判昭 51・12・24 判時 841・96（取消事由追加）、最判昭 46・3・18 判時 630・90（裁量棄却）
13	決議不存在確認の訴え	最判昭 53・7・10 判時 903・89（訴権の濫用）、最判平 11・3・25 判時 1672・136（訴えの利益）、最判平成 2・4・17 判時 1354・151
14	決議無効確認の訴えと決議取消の主張	最判昭 54・11・16 判時 952・113
15	授業のまとめ	最近の重要判例 論文作成指導

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民事法(財産法)、民事法(家族法)もぜひ履修してもらいたい。準備をして授業中積極的に発言してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

出席状況(40%)、授業中の応答の内容等(60%)により評価をする。

〈教科書・参考書〉

テキストは教科書類の新版、改訂版等の出版状況をみて、後日指示する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

演習 I B (会社法)

宮 島 司

〈演習の目的〉

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分の研究及び修士論文作成の指導を行う。実定法上は、平成 18 年に施行された会社法(平成 17 法 86)を主たる対象とするが、必要に応じて商法、手形法・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。会社法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成の指導は、引き続き、指導生各自の研究目標にかかる判例・文献資料を網羅的に収集、分析させる。そこから具体的問題をできるだけ多く抽出、検討させて、問題の解決を図らせる。この作業を重ねることで修士論文の研究テーマを固めさせる。同時に研究テーマに関する理論的基本文献を、できれば外国文献を選定、研究させる。

〈到達目標〉

会社法に関する高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決の力を高める。修士論文の作成は、引き続き具体的問題を設定し、その解決を図る。この作業を重ねることで修士論文の研究テーマを固める。同時に研究テーマに関する理論的基本文献を選定、研究する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス。修士論文作成指導の方針	指導生の研究目標にかかわる文献資料の収集・分析から、具体的問題を抽出して検討し解決を図る。研究のテーマを固めさせる
2	論文作成指導	研究テーマに関する理論的基本文献の選定、研究を進める
3	株式会社と役員等との関係	最判昭 43・3・15 民集 22・625、東京地判平 20・9・30 判タ 1292・271（執行役員）
4	監査役資格	最判平元 9・19 判時 1354・149、最判昭 61・2・18 判時 1185・151
5	取締役の解任	最判昭 57・1・21 判時 1037・129、大阪高判昭 56・1・30 判時 1013・121
6	代表権の制限	最判昭 40・9・22 判時 421・31
7	表見代表	最判昭 52・10・14 判時 871・86、浦和地判平 11・8・6 判時 1696・155
8	取締役の利益相反取引①	最判昭 49・9・26 判時 760・93（株主全員の合意）、最大判昭 46・10・13 判時 665・3（手形行為）
9	取締役の利益相反取引②	最大判昭 43・12・25 判時 541・6（間接取引）、大阪地判平 14・1・30 判タ 1108・248（迂回融資等）
10	役員の報酬	最判平 15・2・21 金法 1681・31（定款・総会決議なき場合）、最判平 4・12・18 判時 1459・153（報酬の変更）
11	取締役会決議	最判平 6・1・20 判時 1489・155（決議のない取引）、最判昭 44・12・2 判時 581・72（瑕疵ある決議の効力）、最判昭 44・3・28 判時 563・74（特別利害関係）
12	株主代表訴訟	最決平 13・1・30 判時 1740・3（被告側への会社の補助参加）
13	取締役の第三者に対する責任	最大判昭 44・11・26 判時 578・3（法意）、最判昭 48・5・22 判時 707・92（監視義務違反）
14	登記簿上のみの取締役の第三者に対する責任	最判昭 47・6・15 判時 673・7
15	授業のまとめ	最近の重要判例。修士論文作成指導

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民事法（財産法）、民事法（家族法）もぜひ履修してもらいたい。準備をして授業中積極的に発言してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

出席状況（40%）、授業中の応答の内容等（60%）により評価をする。

〈教科書・参考書〉

テキストは教科書類の新版、改訂版等の出版状況をみて、後日指示する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

演習ⅡA（会社法）

宮 島 司

〈演習の目的〉

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分の研究及び修士論文作成の指導を行う。実定法上は、平成18年に施行された会社法（平成17法86）を主たる対象とするが、必要に応じて商法、手形法・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。会社法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成の指導は、指導生各自の研究目標にかかる文献資料から、さらに網羅的に具体的問題を抽出させ、その解決について検討させる。同時に各具体的問題解決の根拠に法律学的意義づけをさせる。さらに問題解決のすべてに通じる理論を研究させる。各自の研究テーマに関する理論的基本文献を研究する。

〈到達目標〉

会社法に関する高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決の力を高める。

修士論文の作成は、さらに網羅的に具体的問題を設定し、各問題の解決の根拠に法律学的意義づけをする。併せて問題解決のすべてに通じる理論を構築する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス。修士論文作成の指導の方針	文献資料の収集・分析、具体的問題の抽出・検討・解決、解決の根拠に法律学的意義づけ。問題解決のすべてに通じる理論の構築
2	論文作成指導	指導生各自の研究テーマに関する理論的基本文献の研究
3	会社の設立、発起人組合	最判昭35・12・9民集14・2994
4	発起人の権限、開業準備行為	最判昭33・10・24判時165・25
5	現物出資、財産引き受け、事後設立	最判昭61・9・11判時1215・125
6	設立費用	大判昭2・7・4民集6・428
7	他人名義による株式の引受	最判昭42・11・17判時504・85、最判昭50・11・14金法781・27
8	株式の共有	最判平11・12・14判時616・97（議決権行使）、最判平9・1・28判時1599・139（権利行使者の指定）
9	株式の相続	最大判昭45・7・15判時597・70（訴訟の承継）、最判平2・12・4判時1389・140
10	株主平等の原則	最判昭45・11・24判時616・97
11	会社の過失による名義書換未了と株式譲渡人	最判昭41・7・28判時456・72
12	譲渡制限株式	大阪高決平元3・28判時1324・140（株式の評価）、最判昭48・6・15判時710・97（制限違反の譲渡の効力）
13	略式質の効力	東京高判昭56・3・30判時1001・113
14	違法な自己株式取得、完全親会社の株式の取得	大阪地判平15・3・5判時1833・146、最判昭平5・9・9判時1474・17
15	授業のまとめ	最近の重要判例。論文作成指導

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民事法(財産法)、民事法(家族法)もぜひ履修してもらいたい。準備をして授業中積極的に発言してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

出席状況(40%)、授業中の応答の内容等(60%)により評価をする。

〈教科書・参考書〉

テキストは教科書類の新版、改訂版等の出版状況をみて、後日指示する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

演習ⅡB(会社法)

宮 島 司

〈演習の目的〉

わが国の企業の中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分の研究及び修士論文作成の指導を行う。実定法上は、平成18年に施行された会社法(平成17法86)を主たる対象とするが、必要に応じて商法、手形法・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。会社法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成指導は、すべての具体的問題の解決の法的根拠が相互に矛盾なく、論理必然的な連関性を持って研究テーマのもとにまとまるように構成させる。論文作成上の作法、技術的決まりをまもり、殊に先学の思想や業績等の冒用のないように注意させる。

〈到達目標〉

会社法に関する高度の専門知識を習得するとともに、具体的な紛争解決の力を高める。修士論文を完成する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	授業ガイダンス。修士論文作成指導の方針	各自の研究目標にかかる具体的問題の解決、その根拠、法的意義づけについて再検討
2	論文作成指導	具体的問題の解決の法的根拠を相互に矛盾なく論理必然的連関性を持って研究テーマのもとにまとめる
3	新株の発行①	最判昭46・7・16判時641・97(総会決議のない有利発行)、最判平9・1・28判時1592・134(公示の欠缺)
4	新株の発行②	最判平5・12・16判時1490・134(差止仮処分違反)、最判平6・7・14判時1512・178(著しい不公正発行)
5	第三者割当増資	東京高判昭48・7・27判時715・100(企業買収の方法として)、東京地決平16・6・1判時1873・159(防衛策として)
6	株券の発行	最判昭40・11・16判時431・45
7	新株予約権発行の差止め	東京高決平17・3・23判時1899・56
8	公正な会計慣行	大阪高判平16・5・25判時1863・115
9	合資会社の社員の持分払戻請求権	最判昭62・1・22判時1223・136
10	合名会社の解散請求	最判昭61・3・13判時1190・115
11	重要財産の譲渡と特別決議	最大判昭40・9・22判時421・20

12	解散判決と業務執行上の難局	東京地判平元 7・18 判時 1349・148
13	株式払込の仮装	最判昭 42・12・14 判時 510・3 (預合)、最決平 3・2・28 判時 1379・141 (見せ金)
14	総会屋と贈収賄罪の成立	最決昭 44・10・16 判時 572・3
15	授業のまとめ。修士論文作成指導	論文作成上の作法、技術的約束事を守り、先学の思想や業績等の冒用のないように注意させる

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民事法(財産法)、民事法(家族法)もぜひ履修してもらいたい。準備をして授業中積極的に発言してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

出席状況(40%)、授業中の応答の内容等(60%)により評価をする。

〈教科書・参考書〉

テキストは教科書類の新版、改訂版等の出版状況をみて、後日指示する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

刑法特殊講義 A

大野 正博

〈講義の目的〉

刑法とは、犯罪と刑罰に関する法であり、刑法学は、この「刑法」を対象とする法律学である。刑法学では、「現にある法(lege lata)」だけでなく、「あるべき法(lege ferenda)」を論じることも含まれるため、理論的一貫性を追求する体系的思考を習得するだけでなく、結論の具体的妥当性に配慮する問題的思考を両立するバランス感覚を身につけなければならない。

本講義では、刑法理論上の重要論点につき、深く掘り下げた検討を行うのと同時に、現在、理論刑法学が直面する最新課題の解明についても検討を加える予定である。具体的には、事前に資料等を配布するため、しっかりと予習してきた上で、担当教員との議論のなかから、問題の所在の発見とその解決方法を見出すという方式で講義を展開する。

〈到達目標〉

刑法理論における解釈の知識を身につけること。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	犯罪と刑罰	刑法の機能、刑罰の種類・内容等について解説する。
2	罪刑法定主義	罪刑法定主義の意義、罪刑法定主義から派生する諸原則等について解説する。
3	因果関係	因果関係の意義、実行行為、条件関係等について解説する。
4	不作為犯	作為と不作為、真正不作為犯と不真正不作為犯、不作為の因果関係、作為義務の発生根拠等について解説する。
5	故意犯と事実の錯誤	故意犯の地位、事実の錯誤等について解説する。
6	過失犯と危険の分配	過失犯の意義・成立要件、過失理論の展開、危険の分配と管理・監督過失等について解説する。
7	違法性阻却事由	違法性の実質、違法性阻却の原理、実質的違法性阻却、被害者の同意、正当行為等について解説する。
8	正当防衛	正当防衛における正当化の根拠とその限界、正当防衛を認めるための条件、過剰防衛・誤想防衛等について解説する。

9	緊急避難	緊急避難の性質、緊急避難を認めるための条件、過剰避難・誤想避難等について解説する。
10	故意犯と違法性の錯誤	法的事実の錯誤、違法性に関する錯誤等について解説する。
11	責任	責任の本質と責任能力、原因において自由な行為等について解説する。
12	正犯と共犯	正犯の種類・共犯の種類、共犯の処罰根拠、共犯の従属性等について解説する。
13	共同正犯	共同正犯の意義、共同正犯の構造、共同正犯の成立範囲の限界、共同正犯の主観的・客観的要件、共謀共同正犯等について解説する。
14	教唆犯・幫助犯	教唆・幫助の意義、未遂の教唆、幫助の因果性等について解説する。
15	共犯の諸問題	共同正犯の諸問題、身分犯の共犯、共犯と錯誤、不作為と共犯、共同正犯と正当防衛、予備の共犯等について解説する。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

講義参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

刑法特殊講義 B

大野 正博

〈講義の目的〉

刑法とは、犯罪と刑罰に関する法であり、刑法学は、この「刑法」を対象とする法律学である。刑法学では、「現にある法 (lege lata)」だけでなく、「あるべき法 (lege ferenda)」を論じることにも含まれるため、理論的一貫性を追求する体系的思考を習得するだけでなく、結論の具体的妥当性に配慮する問題的思考を両立するバランス感覚を身につけなければならない。

本講義では、刑法理論上の重要論点につき、深く掘り下げた検討を行うのと同時に、現在、理論刑法学が直面する最新課題の解明についても検討を加える予定である。具体的には、事前に資料等を配布するため、しっかりと予習してきた上で、担当教員との議論のなかから、問題の所在の発見とその解決方法を見出すという方式で講義を展開する。

〈到達目標〉

刑法理論における解釈の知識を身につけること。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	罪数	犯罪の個数と関係、法上競合、包括一罪、科刑上一罪、併合罪等について解説する。
2	殺人の罪	刑法における生命の保護、普通殺人罪、自殺関与罪・同意殺人罪、遺棄の罪等について解説する。
3	傷害の罪	身体の安全に対する罪、傷害罪の特別類型について解説する。
4	逮捕・監禁等の罪、略取・誘拐等の罪	逮捕監禁罪、略取誘拐罪について解説する。
5	住居を侵す罪と名誉・信用・業務に対する罪	住居を侵す罪、名誉に対する罪、信用・業務に対する罪について解説する。
6	窃盗の罪	刑法における財産の保護、窃盗罪、不動産侵奪罪、親族間の犯罪に対する特例について解説する。

7	盗品等に関する罪・器物損壊等の罪	盗品等に関する罪、毀棄および隠匿の罪について解説する。
8	強盗・恐喝の罪	強盗罪、恐喝罪について解説する。
9	詐欺の罪	詐欺罪、電子計算機使用詐欺罪等について解説する。
10	横領・背任の罪	横領罪、委託物横領罪、遺失物横領罪、背任罪等について解説する。
11	放火の罪	放火罪の本質とその構成要件要素、現住建造物等放火罪、非現住建造物等放火罪、建造物等以外放火罪、延焼罪、失火罪等について解説する。
12	文書偽造の罪	文書偽造の罪と社会的信用、公文書偽造等の罪、私文書偽造等の罪について解説する。
13	性犯罪	性風俗に対する罪、性的自由に対する罪等について解説する。
14	公務執行妨害罪、犯人蔵匿・証拠隠滅の罪	公務執行妨害罪、職務強要罪、封印等破棄罪、強制執行妨害罪、競売等妨害罪、犯人蔵匿等罪、証拠隠滅等罪等について解説する。
15	汚職の罪	賄賂罪の基礎、賄賂の意義、職務の意義、賄賂罪の類型、没収・追徴等について解説する。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

講義参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

演 習 I A (刑法)

大 野 正 博

〈演習の目的〉

本演習においては、刑法における重要論点につき、比較的近年の判例を網羅的に研究し、それに関する学説の対立を検討するなかで、受講生自身が資料収集・整理方法を身につけてもらえるよう丁寧に指導していく。年度内中に修士論文のテーマを選定するよう努力してもらいたい。

〈到達目標〉

修士論文執筆準備として、資料を収集・整理する能力を身につける。

修士論文テーマ設定に必要な基礎的知識を修得する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	イントロ	修士論文作成のための方法を解説する。
2	実行行為	最決平成 17 年 7 月 4 日刑集 59 卷 6 号 403 頁 最決平成元年 12 月 15 日刑集 43 卷 13 号 879 頁
3	因果関係	最決平成 15 年 7 月 6 日刑集 57 卷 7 号 950 頁 最決平成 2 年 11 月 20 日刑集 44 卷 8 号 837 頁 最決平成 18 年 3 月 27 日刑集 60 卷 3 号 382 頁 最決平成 16 年 2 月 17 日刑集 58 卷 2 号 169 頁
4	瑕疵ある同意と殺人・自殺関与	最決平成 16 年 1 月 20 日刑集 58 卷 1 号 1 頁 最決昭和 55 年 11 月 13 日刑集 34 卷 6 号 396 頁

5	実行の着手時期	名古屋高判平成13年9月17日高刑速平成13年179頁 福岡地判平成7年10月12日判タ910号242頁
6	中止未遂の判断と手続法的意義	札幌高判平成13年5月10日判タ1089号298頁 最決昭和32年9月10日刑集11巻9号2202頁 東京地判平成14年1月22日判時1821号155頁
7	責任能力と原因において自由な行為	東京高判平成6年7月12日判時158号148頁 最決昭和43年2月27日刑集22巻2号67頁 最決平成20年4月25日刑集62巻5号1559頁
8	故意の認定	東京地判平成14年12月16日判時1841号158頁 最決平成18年2月27日刑集60巻2号253頁 最決平成2年2月9日判時1341号157頁
9	錯誤	最判昭和53年7月28日刑集32巻5号1068頁 最決昭和24年4月5日刑集3巻4号421頁 最決昭和62年3月26日刑集41巻2号182頁
10	過失	最判昭和42年10月13日刑集21巻8号1097頁 最決平成16年7月13日刑集58巻5号360頁 最決平成12年12月20日刑集54巻9号1095頁 最判平成3年11月14日刑集45巻8号221頁
11	正当防衛	大阪高判平成14年7月9日判時1797号159頁 最決平成20年5月20日刑集62巻6号1786頁 東京高判平成14年6月4日判時1825号153頁
12	過剰防衛	最判平成元年11月13日刑集43巻10号823頁 最決平成20年6月25日刑集62巻6号1859頁
13	共謀共同正犯	最判平成15年5月1日刑集57巻5号507頁 最決昭和57年7月16日刑集36巻6号695頁 最決昭和54年4月13日刑集33巻3号179頁 最判平成6年12月6日刑集48巻8号509頁
14	間接正犯と共同正犯	最決平成13年10月25日刑集55巻6号519頁 最決昭和58年9月21日刑集37巻7号1070頁 最決平成9年10月30日刑集51巻9号816頁
15	共犯の因果性・承継と離脱	大阪高判昭和62年7月10日高刑集40巻3号720頁 最決平成元年6月26日刑集43巻6号567頁 最決平成21年6月30日刑集63巻5号475頁 最決平成6年12月6日刑集48巻8号509頁

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

演習参加30%、報告70%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

演習 I B (刑法)

大野正博

〈演習の目的〉

本演習においては、刑法における重要論点につき、比較的近年の判例を網羅的に研究し、それに関する学説の対立を検討するなかで、受講生自身が資料収集・整理方法を身につけてもらえるよう丁寧に指導していく。年度内中に修士論文のテーマを選定するよう努力してもらいたい。

〈到達目標〉

修士論文執筆準備として、資料を収集・整理する能力を身につける。

修士論文テーマ設定に必要な基礎的知識を修得する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	住居侵入罪	最決平成 19 年 7 月 2 日刑集 61 卷 5 号 379 頁 最決平成 20 年 4 月 11 日刑集 62 卷 5 号 1217 頁 最決平成 21 年 11 月 30 日裁時 1496 号 17 頁 最決平成 21 年 7 月 13 日刑集 63 卷 6 号 590 頁
2	強制わいせつ・強姦	最判平成 11 年 10 月 21 日判時 1688 号 173 頁 最判昭和 31 年 10 月 25 日刑集 10 卷 10 号 1455 頁
3	名誉毀損罪・業務妨害罪	最判昭和 56 年 4 月 16 日刑集 35 卷 3 号 84 頁 最（大）判昭和 44 年 6 月 25 日刑集 23 卷 7 号 975 頁 最決昭和 58 年 11 月 1 日刑集 37 卷 9 号 1341 頁
4	財産犯の保護法益	最決平成元年 7 月 7 日刑集 43 卷 7 号 607 頁 最決平成 15 年 3 月 12 日刑集 57 卷 3 号 322 頁 最決平成 18 年 8 月 30 日刑集 60 卷 6 号 479 頁 最決平成 20 年 2 月 18 日刑集 62 卷 2 号 37 頁
5	不法領得の意思	最決平成 16 年 11 月 30 日刑集 58 卷 8 号 1005 頁 最決昭和 55 年 10 月 30 日刑集 34 卷 5 号 357 頁
6	窃盗罪	最決平成 16 年 8 月 25 日刑集 58 卷 6 号 515 頁 最決平成 21 年 6 月 29 日刑集 63 卷 5 号 461 頁
7	強盗罪	大阪高判平成 16 年 2 月 19 日判時 1878 号 155 頁 最判平成 16 年 12 月 10 日刑集 58 卷 9 号 1047 頁
8	詐欺罪	最決平成 15 年 12 月 9 日刑集 57 卷 11 号 1088 頁 最決平成 16 年 7 月 7 日刑集 58 卷 5 号 309 頁
9	横領罪	最（大）判平成 15 年 4 月 23 日刑集 57 卷 4 号 467 頁 最決平成 21 年 3 月 26 日刑集 63 卷 3 号 291 頁 最決平成 13 年 11 月 5 日刑集 55 卷 6 号 546 頁
10	背任罪	最決平成 15 年 3 月 18 日刑集 57 卷 3 号 356 頁 最決平成 10 年 11 月 25 日刑集 52 卷 8 号 570 頁 最決平成 17 年 10 月 7 日刑集 59 卷 8 号 779 頁
11	公共危険罪	最決平成 15 年 4 月 14 日刑集 57 卷 4 号 445 頁 最決平成 9 年 10 月 21 日刑集 51 卷 9 号 755 頁 最決平成元年 7 月 14 日刑集 43 卷 7 号 641 頁 最決平成元年 7 月 7 日判時 1326 号 157 頁
12	文書偽造罪	最決平成 15 年 10 月 6 日刑集 57 卷 9 号 987 頁 最決平成 11 年 12 月 20 日刑集 53 卷 9 号 1495 頁 最決平成 16 年 7 月 13 日刑集 58 卷 5 号 476 頁 最決平成 15 年 12 月 18 日刑集 57 卷 11 号 1167 頁
13	公務執行妨害罪	広島高判平成 14 年 11 月 5 日判時 1819 号 158 頁 東京地判平成 14 年 3 月 12 日判時 1794 号 151 頁
14	犯人蔵匿・証拠隠滅罪	最決平成元年 5 月 1 日刑集 43 卷 5 号 405 頁 最決平成 18 年 11 月 21 日刑集 60 卷 9 号 770 頁
15	賄賂罪	最決平成 17 年 3 月 11 日刑集 59 卷 2 号 1 頁 最（大）判平成 7 年 2 月 22 日刑集 49 卷 2 号 1 頁 最決平成 18 年 1 月 23 日刑集 60 卷 1 号 146 頁 最決平成 14 年 10 月 22 日刑集 56 卷 8 号 690 頁

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

演習参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

演 習 II A (刑法)

大 野 正 博

〈演習の目的〉

本演習においては、修士論文完成に向け、テーマに関する国内外の文献を収集・整理してもらうのと同時に、これを分析した上で、報告してもらう。

〈到達目標〉

刑法における基礎的な知識を基に、自身のテーマについて、修士論文を仕上げること。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	イントロ	修士論文テーマの最終決定 提出までの計画作成
2	修士論文作成のための準備(1)	関連文献の収集・読解指導
3	修士論文作成のための準備(2)	関連文献の収集・読解指導
4	修士論文作成のための準備(3)	関連文献の収集・読解指導
5	修士論文作成のための準備(4)	関連文献の収集・読解指導
6	修士論文作成のための準備(5)	関連文献の収集・読解指導
7	修士論文作成のための準備(6)	関連文献の収集・読解指導
8	修士論文作成のための準備(7)	関連文献の収集・読解指導
9	修士論文作成のための準備(8)	関連文献の収集・読解指導
10	修士論文作成のための準備(9)	関連文献の収集・読解指導
11	修士論文作成のための準備(10)	関連文献の収集・読解指導
12	修士論文作成のための準備(11)	関連文献の収集・読解指導
13	修士論文作成のための準備(12)	関連文献の収集・読解指導
14	修士論文作成のための準備(13)	関連文献の収集・読解指導
15	修士論文中間報告	修士論文の基本構想報告

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

演習参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

演習ⅡB（刑法）

大野正博

〈演習の目的〉

本演習においては、修士論文完成に向け、テーマに関する国内外の文献を収集・整理してもらったとともに、これを分析した上で、報告してもらう。

〈到達目標〉

刑法における基礎的な知識を基に、自身のテーマについて、修士論文を仕上げること。

〈演習計画〉

週	テーマ	内容
1	執筆指導（1）	修士論文執筆指導
2	執筆指導（2）	修士論文執筆指導
3	執筆指導（3）	修士論文執筆指導
4	執筆指導（4）	修士論文執筆指導
5	執筆指導（5）	修士論文執筆指導
6	執筆指導（6）	修士論文執筆指導
7	執筆指導（7）	修士論文執筆指導
8	執筆指導（8）	修士論文執筆指導
9	執筆指導（9）	修士論文執筆指導
10	執筆指導（10）	修士論文執筆指導
11	執筆指導（11）	修士論文執筆指導
12	執筆指導（12）	修士論文執筆指導
13	執筆論文内容の検討・確認（1）	修士論文執筆内容の最終検討・確認
14	執筆論文内容の検討・確認（2）	修士論文執筆内容の最終検討・確認
15	執筆論文内容の検討・確認（3）	修士論文執筆内容の最終検討・確認

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

演習参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

刑事訴訟法特殊講義A

大野正博

〈講義の目的〉

裁判員制度、公的弁護制度、被害者参加制度など、従来の刑事手続の在り方に大きな変革を齎す新たな制度が導入されたことにより、刑事裁判を巡る制度と学問は今、大変な激動期を迎えているといえよう。しかし、このような「時代の変わり目」は、学問研究をなすタイミングとしては絶好の時期といえるため、刑事司法手続が今後、如何なる形で発展していくかという進行形の問題を受講者とともに検討し、その過程を通じて「価値の多元化時代」に各自の見解を示せる能力を身につけてもらいたい。

最初に総論として、刑事訴訟法の意義・歴史等に触れ、その後は刑事手続の全体的な流れを概括的に把握できる講義を行う予定である。そのなかで、刑事手続の骨格部分を重点的に取り上げながら、刑事訴訟法の各規定の解釈論・判例法理等を通じ、刑事手続に関する基礎的な知識を体系的に修得できるよう相互方向での講義を展開していきたい。そのため、受講者は、必ず予習して講義に臨むこと。なお、受講者の要望があれば、刑事手続に関する英米の文献も輪読したいと考えている。

〈到達目標〉

刑事手続法上の現代的課題に対し、問題解決能力を身につけること。

〈講義計画〉

週	テーマ	内 容
1	刑事訴訟法の意義	刑事手続の基本構造、刑事訴訟法の目的である「実体的真実」と「基本的人権の保障」のバランス等について解説する。
2	刑事訴訟法の歴史	現行刑事訴訟法が制定されるまでの西洋法の継受と制定後の展開等について解説する。
3	捜査の端緒①	職務質問における有形力行使の限界、職務質問に付随する所持品検査の法的根拠等について解説する。
4	捜査の端緒②	自動車検問の意義、類型、法的根拠等について解説する。
5	任意捜査と強制捜査①	任意捜査と強制捜査の区別に関する基準、任意捜査の限界等について解説する。
6	任意捜査と強制捜査②	おとり捜査、コントロールド・デリバリー等の捜査手法の意義、適法性等について解説する。
7	逮捕・勾留の諸問題①	逮捕前置主義、および逮捕の種類、要件等について解説する。
8	逮捕・勾留の諸問題②	事件単位の原則、別件逮捕・勾留の適法性、余罪の取調べの限界等について解説する。
9	被疑者の防御活動①	身柄拘束中の被疑者に対する取調べ受忍義務の有無、弁護人立会権等について解説する。
10	被疑者の防御活動②	被疑者と弁護人の接見交通権の保障、接見指定の要件等について解説する。
11	物的証拠の収集①	令状による捜索・差押え、検証等について解説する。
12	物的証拠の収集②	令状によらない捜索・差押え、検証等について解説する。
13	科学的捜査と人権保障①	捜査における写真撮影の適否、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」の合憲性等について解説する。
14	科学的捜査と人権保障②	体液の強制採取の許容性・適法性、およびそれに適する場所への連行の可否等について解説する。
15	公訴提起に関する諸原則	国家訴追主義、起訴独占主義、起訴便宜主義等、公判の基本原則、および検察審査会、付審判請求手続（準起訴手続）等について解説する。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

講義参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

椎橋隆幸編『よくわかる刑事訴訟法〔第2版〕』（ミネルヴァ書房・2016年）

〈参考文献〉

田口守一『刑事訴訟法〔第6版補正版〕』（弘文堂・2012年）

田口守一・川上拓一・田中利彦編著『確認刑事訴訟法用語 250』（成文堂・2009年）

刑事訴訟法特殊講義 B

大野 正博

〈講義の目的〉

裁判員制度、公的弁護制度、被害者参加制度など、従来の刑事手続の在り方に大きな変革を齎す新たな制度が導入されたことにより、刑事裁判を巡る制度と学問は今、大変な激動期を迎えているといえよう。しかし、このような「時代の変わり目」は、学問研究をなすタイミングとしては絶好の時期といえるため、刑事司法手続が今後、如何なる形で発展していくかという進行形の問題を受講者とともに検討し、その過程を通じて「価値の多元化時代」に各自の見解を示せる能力を身につけてもらいたい。

最初に総論として、刑事訴訟法の意義・歴史等に触れ、その後は刑事手続の全体的な流れを概括的に把握できる講義を行う予定である。そのなかで、刑事手続の骨格部分を重点的に取り上げながら、刑事訴訟法の各規定の解釈論・判例法理等を通じ、刑事手続に関する基礎的な知識を体系的に修得できるよう相互方向での講義を展開していきたい。そのため、受講者は、必ず予習して講義に臨むこと。なお、受講者の要望があれば、刑事手続に関する英米の文献も輪読したいと考えている。

〈到達目標〉

刑事手続法上の現代的課題に対し、問題解決能力を身につけること。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	公訴提起に伴う諸問題	訴訟条件の種類、公訴時効、略式手続等について解説する。
2	訴因と公訴事実①	訴因制度の意義、訴因特定の対象と程度等について解説する。
3	訴因と公訴事実②	予断排除の原則、起訴状一本主義等について解説する。
4	審判の対象①	訴因変更の要否・可否等について解説する。
5	審判の対象②	訴因変更の時期的限界、訴因変更命令の形成力等、訴因変更に関する諸問題について解説する。
6	訴訟関与者と公判手続①	国選弁護制度、必要的弁護事件等について解説する。
7	訴訟関与者と公判手続②	証拠開示の必要性、証拠開示命令等につき、公判前整理手続との関係から解説する。
8	証拠法総論	証拠裁判主義、自由心証主義、証拠能力と証明力、挙証責任等について解説する。
9	自白法則	自白の意義、自白法則の根拠、任意性の判断基準等について解説する。
10	伝聞法則	伝聞法則の意義、伝聞証拠と非伝聞証拠の区別、伝聞例外等について解説する。
11	違法収集証拠の排除法則	証拠排除の根拠と排除基準、毒樹の果実論等について解説する。
12	科学的証拠①	ポリグラフ検査、警察犬による臭気選別等、特殊な証拠の証拠能力・証明力について解説する。
13	科学的証拠②	声紋鑑定・筆跡鑑定、DNA 鑑定等、特殊な証拠の証拠能力・証明力について解説する。
14	裁判	裁判の意義、種類、効力等について解説する。
15	救済手続	上訴（控訴・上告）、非常手続（再審・非常上告）等について解説する。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

講義参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

椎橋隆幸編『よくわかる刑事訴訟法〔第2版〕』（ミネルヴァ書房・2016年）

〈参考文献〉

田口守一『刑事訴訟法〔第6版補正版〕』（弘文堂・2012年）

田口守一・川上拓一・田中利彦編著『確認刑事訴訟法用語 250』（成文堂・2009年）

演習 I A（刑事訴訟法）

大野正博

〈演習の目的〉

本演習においては、刑事訴訟法における重要論点につき、判例を網羅的に研究し、それに関する学説の対立を検討するなかで、受講生自身が資料収集・整理方法を身につけてもらえるよう丁寧に指導していく。年度内中に修士論文のテーマを選定するよう努力してもらいたい。

〈到達目標〉

修士論文執筆準備として、資料を収集・整理する能力を身につける。

修士論文テーマ設定に必要な基礎的知識を修得する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	イントロ	修士論文作成のための方法を解説する。
2	任意捜査と強制捜査	最決昭和 51 年 3 月 16 日刑集 30 卷 2 号 187 頁
3	職務質問・所持品検査・自動車検問	東京高判昭和 49 年 9 月 30 日刑月 6 卷 9 号 960 頁 最判昭和 53 年 6 月 20 日刑集 32 卷 4 号 670 頁 最決昭和 55 年 9 月 22 日刑集 34 卷 5 号 272 頁
4	任意同行と取調べ	最決昭和 59 年 2 月 29 日刑集 38 卷 3 号 479 頁 最決平成元年 7 月 4 日刑集 43 卷 7 号 581 頁
5	写真撮影	最（大）判昭和 44 年 12 月 24 日刑集 23 卷 12 号 1625 頁 東京高判昭和 63 年 4 月 1 日判時 1278 号 152 頁 最決平成 20 年 4 月 15 日刑集 62 卷 5 号 1398 頁
6	おとり捜査	最決平成 16 年 7 月 12 日刑集 58 卷 5 号 333 頁
7	逮捕	最（大）判昭和 30 年 12 月 14 日刑集 9 卷 13 号 2760 頁 最決平成 8 年 1 月 29 日刑集 50 卷 1 号 1 頁
8	勾留	浦和地判平成 2 年 10 月 12 日判時 1376 号 24 頁
9	令状による捜査・差押え（1）	最（大）決昭和 33 年 7 月 29 日刑集 12 卷 12 号 2776 頁 最決昭和 44 年 3 月 18 日刑集 23 卷 3 号 153 頁
10	令状による捜査・差押え（2）	最判昭和 51 年 11 月 18 日刑集 52 卷 4 号 275 頁 最決平成 6 年 9 月 8 日刑集 48 卷 6 号 263 頁 最決平成 10 年 5 月 1 日刑集 52 卷 4 号 275 頁
11	逮捕に伴う無令状の捜査・差押え	最（大）判昭和 36 年 6 月 7 日刑集 15 卷 6 号 915 頁 最決平成 8 年 1 月 29 日刑集 50 卷 1 号 1 頁
12	強制採尿	最決昭和 55 年 10 月 23 日刑集 34 卷 5 号 300 頁 最決平成 6 年 9 月 16 日刑集 48 卷 6 号 420 頁
13	会話・通信の傍受	東京高判昭和 28 年 7 月 17 日判時 9 号 3 頁 最決平成 11 年 12 月 16 日刑集 53 卷 9 号 1327 頁

14	身柄拘束中の被疑者と弁護人との接見交通	最判昭和 53 年 7 月 10 日民集 32 卷 5 号 820 頁 最判平成 3 年 5 月 10 日民集 45 卷 5 号 919 頁 最決平成 3 年 5 月 31 日判時 1390 号 33 頁 最（大）判平成 11 年 3 月 24 日民集 53 卷 3 号 514 頁 最決平成 12 年 2 月 22 日判時 1721 号 70 頁 最判平成 12 年 6 月 13 日民集 54 卷 5 号 1635 頁 最決平成 16 年 9 月 7 日判時 1878 号 88 頁
15	公訴権の運用とその規制	最決昭和 55 年 12 月 17 日刑集 34 卷 7 号 672 頁 最（大）判平成 15 年 4 月 23 日刑集 57 卷 4 号 467 頁

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

演習参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

演習 I B (刑事訴訟法)

大野正博

〈演習の目的〉

本演習においては、刑事訴訟法における重要論点につき、判例を網羅的に研究し、それに関する学説の対立を検討するなかで、受講生自身が資料収集・整理方法を身につけてもらえるよう丁寧に指導していく。年度内中に修士論文のテーマを選定するよう努力してもらいたい。

〈到達目標〉

修士論文執筆準備として、資料を収集・整理する能力を身につける。

修士論文テーマ設定に必要な基礎的知識を修得する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	公訴提起の要件	最決昭和 62 年 2 月 29 日刑集 42 卷 2 号 314 頁
2	訴因の明示・特定	最（大）判昭和 37 年 11 月 28 日刑集 16 卷 11 号 1633 頁 最決昭和 56 年 4 月 25 日刑集 35 卷 3 号 116 頁 最判平成 14 年 7 月 18 日刑集 56 卷 6 号 307 頁 最決平成 17 年 10 月 12 日刑集 59 卷 8 号 1425 頁
3	訴因変更の要否・可否・許否 訴因変更命令	最決昭和 43 年 11 月 26 日刑集 22 卷 32 号 1352 頁 最決昭和 63 年 10 月 25 日刑集 42 卷 8 号 1100 頁 大阪地判平成 10 年 4 月 16 日判タ 992 号 283 頁 最決平成 13 年 4 月 11 日刑集 55 卷 3 号 127 頁
4	必要的弁護事件	最決平成 7 年 3 月 27 日刑集 49 卷 3 号 525 頁
5	刑事免責	最（大）判平成 7 年 2 月 22 日刑集 49 卷 2 号 1 頁
6	証拠開示	最決昭和 44 年 4 月 25 日刑集 23 卷 4 号 248 頁
7	警察犬の臭気選別	最決昭和 62 年 3 月 3 日刑集 41 卷 2 号 60 頁
8	DNA 型鑑定	最決平成 12 年 7 月 17 日刑集 54 卷 6 号 550 頁
9	自白の証拠能力	最判昭和 41 年 7 月 1 日刑集 24 卷 12 号 1670 頁 最（大）判昭和 45 年 11 月 25 日刑集 24 卷 12 号 1670 頁 東京高判昭和 60 年 12 月 13 日刑月 17 卷 12 号 1208 頁

10	共犯者の自白と補強証拠	最判昭和 51 年 2 月 19 日刑集 30 卷 1 号 25 頁
11	伝聞と非伝聞	最判昭和 30 年 12 月 9 日刑集 9 卷 13 号 2699 頁
12	写真・録音テープ・ビデオテープ	最決昭和 59 年 12 月 21 日刑集 38 卷 12 号 3071 頁
13	違法収集証拠の証拠能力	最判昭和 53 年 9 月 7 日刑集 32 卷 6 号 1672 頁 最判平成 15 年 2 月 14 日刑集 57 卷 2 号 121 頁
14	一事不再理効	最判平成 15 年 10 月 7 日刑集 57 卷 9 号 1002 頁
15	再審	最決昭和 50 年 5 月 20 日刑集 29 卷 5 号 177 頁

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

演習参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

演 習 II A (刑事訴訟法)

大 野 正 博

〈演習の目的〉

本演習においては、修士論文完成に向け、テーマに関する国内外の文献を収集・整理してもらうのと同時に、これを分析した上で、報告をしてもらう。

〈到達目標〉

刑事手続法における基礎的な知識を基に、自身のテーマについて、修士論文を仕上げる。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	イントロ	修士論文テーマの最終決定 提出までの計画作成
2	修士論文作成のための準備(1)	関連文献の収集・読解指導
3	修士論文作成のための準備(2)	関連文献の収集・読解指導
4	修士論文作成のための準備(3)	関連文献の収集・読解指導
5	修士論文作成のための準備(4)	関連文献の収集・読解指導
6	修士論文作成のための準備(5)	関連文献の収集・読解指導
7	修士論文作成のための準備(6)	関連文献の収集・読解指導
8	修士論文作成のための準備(7)	関連文献の収集・読解指導
9	修士論文作成のための準備(8)	関連文献の収集・読解指導
10	修士論文作成のための準備(9)	関連文献の収集・読解指導
11	修士論文作成のための準備(10)	関連文献の収集・読解指導
12	修士論文作成のための準備(11)	関連文献の収集・読解指導
13	修士論文作成のための準備(12)	関連文献の収集・読解指導

14	修士論文作成のための準備 (13)	関連文献の収集・読解指導
15	修士論文中間報告	修士論文の基本構想報告

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

演習参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

演 習 II B (刑事訴訟法)

大 野 正 博

〈演習の目的〉

本演習においては、修士論文完成に向け、テーマに関する国内外の文献を収集・整理してもらうのと同時に、これを分析した上で、報告をしてもらう。

〈到達目標〉

刑事手続法における基礎的な知識を基に、自身のテーマについて、修士論文を仕上げること。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	執筆指導 (1)	修士論文執筆指導
2	執筆指導 (2)	修士論文執筆指導
3	執筆指導 (3)	修士論文執筆指導
4	執筆指導 (4)	修士論文執筆指導
5	執筆指導 (5)	修士論文執筆指導
6	執筆指導 (6)	修士論文執筆指導
7	執筆指導 (7)	修士論文執筆指導
8	執筆指導 (8)	修士論文執筆指導
9	執筆指導 (9)	修士論文執筆指導
10	執筆指導 (10)	修士論文執筆指導
11	執筆指導 (11)	修士論文執筆指導
12	執筆指導 (12)	修士論文執筆指導
13	執筆論文内容の検討・確認 (1)	修士論文執筆内容の最終検討・確認
14	執筆論文内容の検討・確認 (2)	修士論文執筆内容の最終検討・確認
15	執筆論文内容の検討・確認 (3)	修士論文執筆内容の最終検討・確認

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

演習参加 30%、報告 70%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

刑事政策特殊講義 A

宮坂 果麻理

〈講義の目的〉

私たちが安心して日常生活を送るためには、社会秩序が維持され、安定していなければならない。そのため、社会秩序を乱し、脅威を与えるような行為は、犯罪として防止していく必要がある。

刑事政策とは、犯罪や非行の予防・防止を通じ、社会秩序の維持・安定を図るために行われる国家、または地方公共団体の施策全体を指す。このような刑事政策を対象とする学問を「刑事政策学」という。その中核となる「犯罪や非行の予防・防止」の目的を達成するためには、その前提として、犯罪現象を科学的に認識し、分析することにより、犯罪原因を解明しなければならない。これを「犯罪学」という。「刑事政策学」が学問として成立するためには、「犯罪学」の成果を踏まえた上で、「犯罪や非行の予防・防止」するためには如何なる施策が必要であるか、それは実現可能かどうか、有効であるかどうかを科学的に明らかにしていかなければならない。

本講義においては、前期に刑事政策の基礎、犯罪の対策について講義し、後期に個別犯罪とその対策について講義する。

〈到達目標〉

刑事政策に関する基礎的な知識を修得する。

個々の犯罪現象を的確に把握し、その対策法について論ずる能力を身につける。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	刑事政策とは	刑事政策の意義，刑事学・犯罪学・刑法学との関係について解説する。
2	犯罪現象の認識	刑法犯の概況，刑法犯の認知件数・発生率，検挙人員・検挙率，統計のレトリック等について解説する。
3	犯罪対策の基本概念について	犯罪抑止と犯罪予防，刑事制裁と犯罪対策について解説する。
4	犯罪の一般的原因論① —素質的要因—	人間の素質的な要素が犯罪に及ぼす影響について研究事例を紹介し，解説する。
5	犯罪の一般的原因論② —環境的要因—	環境的な要因と犯罪との関連性について研究事例を紹介し，解説する。
6	刑罰制度① 刑罰の意義と機能について	刑罰の意義・機能・種類について解説する。
7	刑罰制度② 死刑	死刑の意義，世界における死刑の情勢，死刑存廃論，代替刑創設の是非について解説する。
8	刑罰制度③ 自由刑	自由刑の意義と種類，自由刑単一化の是非，短期自由刑の問題点等を解説する。
9	刑罰制度④ 財産刑	財産刑の意義と種類，財産刑の改革，法人及び組織犯罪の処遇について解説する。
10	刑罰制度⑤ 保安処分	保安処分の意義と沿革，保安処分と刑罰の関係，現行法上の保安処分について解説する。
11	ラベリング理論とダイヴァージョン	ラベリング論の意義と刑事手続におけるダイヴァージョンについて解説する。
12	犯罪者処遇の意義と理念	犯罪者処遇の意義，検察・警察・裁判所における処遇について解説する。

13	施設内処遇制度	施設内処遇意義，被收容者の法的地位，処遇の社会化・個別化等について解説する。
14	社会内処遇制度	社会内処遇の意義・沿革，仮釈放，保護観察，更生保護の担い手等について解説する。
15	犯罪被害者対策	犯罪被害者の意義，被害者補償制度，刑事和解等について解説する。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

「刑法特殊講義」、「刑事訴訟法特殊講義」も履修することが望ましい。

講義テーマに関する指定文献を熟読の上、講義に出席し、積極的に発言してほしい。

毎回、講義テーマについて、レポートを作成し、提出すること。

〈成績評価基準・方法〉

講義への参加度（30%），レポート課題（70%）

〈教科書・参考書〉

川出敏裕＝金光旭『刑事政策』（成文堂）

浜井浩一『刑事司法統計入門 犯罪を科学する方法』（日本評論社）

浜井浩一『刑事司法統計入門 日本の犯罪者処遇を読み解く』（日本評論社）

石川正興＝小野正博＝山口昭夫編著『確認刑事政策・犯罪学用語 250』（成文堂）

法務省法務総合研究所『平成 27 年版犯罪白書』

〈参考文献〉

適宜指示する。

刑事政策特殊講義 B

宮坂 果麻理

〈講義の目的〉

私たちが安心して日常生活を送るためには、社会秩序が維持され、安定していなければならない。そのため、社会秩序を乱し、脅威を与えるような行為は、犯罪として防止していく必要がある。

刑事政策とは、犯罪や非行の予防・防止を通じ、社会秩序の維持・安定を図るために行われる国家、または地方公共団体の施策全体を指す。このような刑事政策を対象とする学問を「刑事政策学」という。その中核となる「犯罪や非行の予防・防止」の目的を達成するためには、その前提として、犯罪現象を科学的に認識し、分析することにより、犯罪原因を解明しなければならない。これを「犯罪学」という。「刑事政策学」が学問として成立するためには、「犯罪学」の成果を踏まえた上で、「犯罪や非行の予防・防止」するためには如何なる施策が必要であるか、それは実現可能かどうか、有効であるかどうかを科学的に明らかにしていかなければならない。

本講義においては、前期に刑事政策の基礎、犯罪の対策について講義し、後期に個別犯罪とその対策について講義する。

〈到達目標〉

刑事政策に関する基礎的な知識を修得する。

個々の犯罪現象を的確に把握し、その対策法について論ずる能力を身につける。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	交通犯罪	道路交通及び交通犯罪の意義とその動向，交通犯罪の処理等について解説する。
2	薬物犯罪	薬物犯罪の意義とその動向，薬物犯罪の防止対策について解説する。
3	来日外国人犯罪	外国人犯罪の意義とその動向，外国人犯罪の司法処理，外国人犯罪の処遇等について解説する。

4	暴力団犯罪	暴力団犯罪の意義とその動向，暴力団犯罪への具体的取り組み等について解説する。
5	企業犯罪	企業犯罪の意義，企業犯罪の構造，企業犯罪の対策等について解説する。
6	サイバー犯罪	サイバー犯罪の意義とその動向，法制度の整備等について解説する。
7	精神障害者犯罪	精神障害者による犯罪の動向と課題，法制度の整備等について解説する。
8	高齢者犯罪	高齢社会と犯罪の関係，高齢者による犯罪の動向，高齢犯罪者の処遇等について解説する。
9	女性犯罪	女性犯罪の意義とその動向，女性犯罪者の処遇等について解説する。
10	性犯罪	性犯罪の意義とその動向，性犯罪者の処遇等について解説する。
11	家庭内・近親者間犯罪① —児童虐待—	児童虐待の定義とその動向，法制度の整備等について解説する。
12	家庭内・近親者間犯罪② —DV—	ドメスティックバイオレンスにおける暴力の定義とその動向，法制度の整備等について解説する。
13	少年犯罪①	少年非行の意義とその動向，要因等について解説する。
14	少年犯罪②	非行少年の取扱，非行少年の処遇，少年非行の予防対策等について解説する。
15	再犯者・常習者の犯罪	再犯者・常習犯罪者の定義，常習犯罪者への処遇，再犯の具体的防止策等について解説する。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

「刑法特殊講義」、「刑事訴訟法特殊講義」も履修することが望ましい。

講義テーマに関する指定文献を熟読の上、講義に出席し、積極的に発言してほしい。

毎回、講義テーマについて、レポートを作成し、提出すること。

〈成績評価基準・方法〉

講義への参加度（30%），レポート課題（70%）

〈教科書・参考書〉

川出敏裕＝金光旭『刑事政策』（成文堂）

浜井浩一『刑事司法統計入門 犯罪を科学する方法』（日本評論社）

浜井浩一『刑事司法統計入門 日本の犯罪者処遇を読み解く』（日本評論社）

石川正興＝小野正博＝山口昭夫編著『確認刑事政策・犯罪学用語 250』（成文堂）

法務省法務総合研究所『平成 27 年版犯罪白書』

〈参考文献〉

適宜指示する。

労働法特殊講義 A

初山 錫吾

〈講義の目的〉

労働基準法の全体像を把握することができるようにする。

講義は、労働基準法の条文毎の問題点を指摘し、検討するものとなる。

〈到達目標〉

裁判例の判決理由を取りだして、評価する能力を身につけること。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	民法の雇用契約から国際労働基準まで (1)	何が問われているのか？ (総論)
2	民法の雇用契約から国際労働基準まで (2)	何が問われているのか？ (雇用契約内容の接近)
3	民法の雇用契約から国際労働基準まで (3)	何が問われているのか？ (国際労働移動)
4	民法の雇用契約から国際労働基準まで (4)	何が問われているのか？ (労働基準の国際化)
5	労働基準プロフェッショナルズ(1)	法的意味を知らない弁護士や社労士の裁判所や労働委員会での発言！ (なぜ知らないのか)
6	労働基準プロフェッショナルズ(2)	法的意味を知らない弁護士や社労士の裁判所や労働委員会での発言！ (労働基準法が分りやすくできていないこと)
7	労働基準プロフェッショナルズ(3)	法的意味を知らない弁護士や社労士の裁判所や労働委員会での発言！ (場面変更で対応できないこと)
8	労働基準プロフェッショナルズ(4)	法的意味を知らない弁護士や社労士の裁判所や労働委員会での発言！ (官僚統制強化とそれへの反発)
9	労働基準法のシステム (1)	公法的な意味！
10	労働基準法のシステム (2)	民事法的な意味！
11	労働憲章規定の実質的拡大(1)	平等規定の活用のしかた！ 社会的弱者への対応！
12	労働憲章規定の実質的拡大(2)	平等規定の活用のしかた！ 社会的弱者への対応！ (男女平等とセクハラへの対応へ)
13	労働憲章規定の実質的拡大(3)	平等規定の活用のしかた！ 社会的弱者への対応！
14	労働憲章規定の実質的拡大(4)	平等規定の活用のしかた！ 社会的弱者への対応！ (均等と平等のちがいと派遣)
15	試験	試験の実施

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

授業態度 30%、発表 30%、レポート・試験 40%

シラバスに従った予習、質問、出席、宿題などを総合的に評価します。

〈教科書・参考書〉

開講時に指示する。

〈参考文献〉

開講時に指示する。

労働法特殊講義 B

初 山 錡 吾

〈講義の目的〉

労働基準法の全体像を把握することができるようにする。

講義は、労働基準法の条文毎の問題点を指摘し、検討するものとなる。

〈到達目標〉

裁判例の判決理由を取りだして、評価する能力を身につけること。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	使用者のリストラ対策と対抗手段 (1)	どうしたら自分を守れるか！ (解雇)
2	使用者のリストラ対策と対抗手段 (2)	どうしたら自分を守れるか！ (配転)
3	使用者のリストラ対策と対抗手段 (3)	どうしたら自分を守れるか！ (出向)
4	使用者のリストラ対策と対抗手段 (4)	どうしたら自分を守れるか！ (社員の個別企業化)
5	労働基準の弾力化 (1)	弾力化の実際はどのようなものか？ (規制緩和論)
6	労働基準の弾力化 (2)	弾力化の実際はどのようなものか？ (経団連の強化と日経連の吸収合併)
7	労働基準の弾力化 (3)	弾力化の実際はどのようなものか？ (基準行政の変容)
8	労働基準の弾力化 (4)	弾力化の実際はどのようなものか？ (労働者の種類の多様化)
9	労働基準の弾力化 (5)	弾力化の実際はどのようなものか？ (摘発行政から指導行政へ)
10	外国人研修制度と労働基準法(1)	制度は脱法的なものか？ 何が起っているのか？
11	外国人研修制度と労働基準法(2)	制度は脱法的なものか？ 何が起っているのか？ (送出団体と受入団体)
12	外国人研修制度と労働基準法(3)	制度は脱法的なものか？ 何が起っているのか？ (人身売買的な労働者移動)
13	労働基準法の問題点 －解決されていないもの(1)	法的規律で不十分なものは何か？ 何を新たに規定しなければならないか？
14	労働基準法の問題点 －解決されていないもの(2)	法的規律で不十分なものは何か？ 何を新たに規定しなければならないか？ (国外日本人労働者への基準法の適用)
15	労働基準法の問題点 －解決されていないもの(3)	法的規律で不十分なものは何か？ 何を新たに規定しなければならないか？ (国際私法的な規律から国際労働基準へ)

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

授業態度 30%、発表 30%、レポート・試験 40%

シラバスに従った予習、質問、出席、宿題などを総合的に評価します。

〈教科書・参考書〉

開講時に指示する。

〈参考文献〉

開講時に指示する。

演 習 I A

初 山 鍾 吾

〈演習の目的〉

演習計画において後述する内容について演習を実施します。

当演習を履修するに際しては、学生は、「知は力なり」との格言のみならず、「志は力なり」との格言にも留意し続けてほしい。バラバラな知はその場限りの屁理屈であることが多い。志により統合された知は、人をして得心せしめ

る力を発揮する。

労働法学は、実定法とそれに関する裁判所による法律の解釈・適用を研究するばかりでなく、現実の労働社会に妥当すべき法を探究し、それを政策の姿にして具体的に示すことをその任務としている。

泳げない人を泳げるようにするためには、水の中に入れなければならない。公務員は争議行為をすることができるのか。この問題に挑戦してもらおう。極めてハードな演習なので心得ておくこと。扱う判例のすべてを各自において用意しておかなければならない。

〈到達目標〉

裁判例の判決理由を取りだして、評価する能力を身につけること。

〈演習計画〉

週	テーマ	内 容
1	政令 201 号関連事件 (1)	最大判昭 30.10.26 福知山機関区事件の問題点。
2	政令 201 号関連事件 (1)	最大判昭 30.10.26 福知山機関区事件の問題点。(現業的公社制度の趣旨)
3	政令 201 号関連事件 (2)	最大判昭 28.4.8 弘前機関区事件の問題点。
4	政令 201 号関連事件 (2)	最大判昭 28.4.8 弘前機関区事件の問題点。(現業的公社の運用と禁止)
5	政令 201 号関連事件 (3)	福岡地判昭 26.10.17 大牟田市解雇無効確認請求事の問題点。
6	政令 201 号関連事件 (3)	福岡地判昭 26.10.17 大牟田市解雇無効確認請求事の問題点。 (非現業公務員と現業公務員の相違)
7	政令 201 号関連事件 (4)	釧路地裁帯広支部判昭 23.10.23 池田機関区政令 201 号違反被告事件の問題点。
8	政令 201 号関連事件 (4)	釧路地裁帯広支部判昭 23.10.23 池田機関区政令 201 号違反被告事件の問題点。 (政令 201 号発出の根拠)
9	政令 201 号関連事件 (5)	長崎地判昭 25.11.21 長崎県解雇無効確認請求事件の問題点。
10	政令 201 号関連事件 (5)	長崎地判昭 25.11.21 長崎県解雇無効確認請求事件の問題点。 (政令 201 号の超憲法性)
11	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (1)	最大判昭 30.11.30 東松浦地区警察署等国公法等違反被告事件の問題点。
12	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (1)	最大判昭 30.11.30 東松浦地区警察署等国公法等違反被告事件の問題点。 (警察官の争議行為と警察官へのあおり行為)
13	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (2)	福島地判昭 38.3.27 仙台高裁国公法違反等被告事件の問題点。
14	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (2)	福島地判昭 38.3.27 仙台高裁国公法違反等被告事件の問題点。 (税務職員の争議行為)
15	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	東京高判昭 43.9.30 全農林国公法等違反等被告控訴事件の問題点 (1) 基本的な行。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

授業態度 30%、発表 30%、レポート・試験 40%

〈教科書・参考書〉

特になし

〈参考資料〉

特になし

演習 I B

羽山 錡吾

〈演習の目的〉

演習計画において後述する内容について演習を実施します。

当演習を履修するに際しては、学生は、「知は力なり」との格言のみならず、「志は力なり」との格言にも留意し続けてほしい。バラバラな知はその場限りの屁理屈であることが多い。志により統合された知は、人をして得心せしめる力を発揮する。

労働法学は、実定法とそれに関する裁判所による法律の解釈・適用を研究するばかりでなく、現実の労働社会に妥当すべき法を探究し、それを政策の姿にして具体的に示すことをその任務としている。

泳げない人を泳げるようにするためには、水の中に入れなければならない。公務員は争議行為をすることができるのか。この問題に挑戦してもらおう。極めてハードな演習なので心得ておくこと。扱う判例のすべてを各自において用意しておかなければならない。

〈到達目標〉

裁判例の判決理由を取りだして、評価する能力を身につけること。

〈演習計画〉

週	テーマ	内容
1	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	上記事件の問題点 (2) あおり行為。
2	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	上記事件の問題点 (3) そそのかし行為。
3	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	上記事件の問題点 (4) 共謀・企画の行為。
4	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	上記事件の問題点 (5) 可罰的違法性の理論。
5	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (4)	最大判昭 44.4.2 仙台高裁上告審事件の問題点。
6	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (4)	最大判昭 44.4.2 仙台高裁上告審事件の問題点。(禁止規定合憲論の論拠)
7	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	最大判昭 48.4.25 全農林事件の問題点 (1) 争議行為禁止の合憲性。
8	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	上記事件の問題点 (2) 代償措置論。
9	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	上記事件の問題点 (3) 違法性の強弱論。
10	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	上記事件の問題点 (4) 禁止争議行為の範囲。
11	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	上記事件の問題点 (5) あおり等の行為。
12	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	福岡高判昭 53.2.24 全農林差戻審事件の問題点。
13	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	最Ⅲ小判平 5.3.2 仙台管区気象台懲戒処分取消請求事件の問題点。
14	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	東京地判平元 10.31 全農林懲戒処分取消請求事件の問題点。

15	公務員法争議行為禁止規定関連事件（5）	公務員争議行為禁止規定の評価。
----	---------------------	-----------------

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

授業態度 30%、発表 30%、レポート・試験 40%

〈教科書・参考書〉

特になし

〈参考資料〉

特になし

演習ⅡA

初山 錡吾

〈演習の目的〉

演習計画において後述する内容について演習を実施します。

当演習を履修するに際しては、学生は、「知は力なり」との格言のみならず、「志は力なり」との格言にも留意し続けてほしい。バラバラな知はその場限りの屁理屈であることが多い。志により統合された知は、人をして得心せしめる力を発揮する。

労働法学は、実定法とそれに関する裁判所による法律の解釈・適用を研究するばかりでなく、現実の労働社会に妥当すべき法を探究し、それを政策の姿にして具体的に示すことをその任務としている。

泳げない人を泳げるようにするためには、水の中に入れなければならない。公務員は争議行為をすることができるのか。この問題に挑戦してもらおう。極めてハードな演習なので心得ておくこと。扱う判例のすべてを各自において用意しておかなければならない。

〈到達目標〉

裁判例の判決理由を取りだして、評価する能力を身につけること。

〈演習計画〉

週	テーマ	内 容
1	政令 201 号関連事件（1）	最大判昭 30.10.26 福知山機関区事件の問題点。
2	政令 201 号関連事件（1）	最大判昭 30.10.26 福知山機関区事件の問題点。（現業的公社制度の趣旨）
3	政令 201 号関連事件（2）	最大判昭 28.4.8 弘前機関区事件の問題点。
4	政令 201 号関連事件（2）	最大判昭 28.4.8 弘前機関区事件の問題点。（現業的公社の運用と禁止）
5	政令 201 号関連事件（3）	福岡地判昭 26.10.17 大牟田市解雇無効確認請求事の問題点。
6	政令 201 号関連事件（3）	福岡地判昭 26.10.17 大牟田市解雇無効確認請求事の問題点。（非現業公務員と現業公務員の相違）
7	政令 201 号関連事件（4）	釧路地裁帯広支部判昭 23.10.23 池田機関区政令 201 号違反被告事件の問題点。
8	政令 201 号関連事件（4）	釧路地裁帯広支部判昭 23.10.23 池田機関区政令 201 号違反被告事件の問題点。（政令 201 号発出の根拠）
9	政令 201 号関連事件（5）	長崎地判昭 25.11.21 長崎県解雇無効確認請求事件の問題点。
10	政令 201 号関連事件（5）	長崎地判昭 25.11.21 長崎県解雇無効確認請求事件の問題点。（政令 201 号の超憲法性）

11	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (1)	最大判昭 30.11.30 東松浦地区警察署等国公法等違反被告事件の問題点。
12	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (1)	最大判昭 30.11.30 東松浦地区警察署等国公法等違反被告事件の問題点。 (警察官の争議行為とそのあおり行為)
13	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (2)	福島地判昭 38.3.27 仙台高裁国公法等違反等被告事件の問題点。
14	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (2)	福島地判昭 38.3.27 仙台高裁国公法等違反等被告事件の問題点。 (税務職員の争議行為)
15	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	東京高判昭 43.9.30 全農林国公法等違反等被告控訴事件の問題点 (1) 基本的な行為。
16	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	上記事件の問題点 (2) あおり行為。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

授業態度 30%、発表 30%、レポート・試験 40%

〈教科書・参考書〉

特になし

〈参考資料〉

特になし

演習ⅡB

初山 録吾

〈演習の目的〉

演習計画において後述する内容について演習を実施します。

当演習を履修するに際しては、学生は、「知は力なり」との格言のみならず、「志は力なり」との格言にも留意し続けてほしい。バラバラな知はその場限りの屁理屈であることが多い。志により統合された知は、人をして得心せしめる力を発揮する。

労働法学は、実定法とそれに関する裁判所による法律の解釈・適用を研究するばかりでなく、現実の労働社会に妥当すべき法を探究し、それを政策の姿にして具体的に示すことをその任務としている。

泳げない人を泳げるようにするためには、水の中に入れなければならない。公務員は争議行為をすることができるのか。この問題に挑戦してもらおう。極めてハードな演習なので心得ておくこと。扱う判例のすべてを各自において用意しておかなければならない。

〈到達目標〉

裁判例の判決理由を取りだして、評価する能力を身につけること。

〈演習計画〉

週	テーマ	内 容
1	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	上記事件の問題点 (2) あおり行為。
2	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	上記事件の問題点 (3) そそのかし行為。
3	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	上記事件の問題点 (4) 共謀・企画の行為。
4	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (3)	上記事件の問題点 (5) 可罰的違法性の理論。

5	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (4)	最大判昭 44.4.2 仙台高裁上告審事件の問題点。
6	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (4)	最大判昭 44.4.2 仙台高裁上告審事件の問題点。(禁止規定合憲論の論拠)
7	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	最大判昭 48.4.25 全農林事件の問題点 (1) 争議行為禁止の合憲性。
8	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	上記事件の問題点 (2) 代償措置論。
9	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	上記事件の問題点 (3) 違法性の強弱論。
10	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	上記事件の問題点 (4) 禁止争議行為の範囲。
11	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	上記事件の問題点 (5) あおり等の行為。
12	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	福岡高判昭 53.2.24 全農林差戻審事件の問題点。
13	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	最Ⅲ小判平 5.3.2 仙台管区気象台懲戒処分取消請求事件の問題点。
14	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	東京地判平元 10.31 全農林懲戒処分取消請求事件の問題点。
15	公務員法争議行為禁止規定関連事件 (5)	公務員争議行為禁止規定の評価。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特になし

〈成績評価基準・方法〉

授業態度 30%、発表 30%、レポート・試験 40%。

〈教科書・参考書〉

特になし

〈参考資料〉

特になし

税法(所得税法) 特殊講義 A

粟津 明博

〈講義の目的〉

税法は通常、何にどう課税するかを定める「租税実体法」と、賦課徴収手続等を定める「租税手続法」に分けて論じられるが、その理解には、民法・商法・行政法等の一般法の知識のほか、簿記・会計学等の知識も必要であり、税法をどのような観点からどう学ぶかは、なかなかむつかしいところである。

この講義は、あくまで法解釈学の立場からの税法を学ぶということで、法人税以外の個々の分野ごとに税法上の特定のテーマ(トピック)を選び、事例を中心に、主要な判例、裁決等を題材として、課税上の問題点及びその背景・考え方等について検討するものである。あくまで何故課税されるか等の理論面の検討が中心であり、具体的な計算(金額の確定)は原則として行わないこととしている。

必要に応じ、実務経験を踏まえた税務行政の現状にふれるとともに、講義においては配付資料を充実し、また、質疑応答の時間を十分とりたいと考えている。

なお、前学期(A)、後学期(B)と分かれているが、税法専攻の学生にはA・B通して受講してもらうことを前提にしている。

〈到達目標〉

各税法の論点(解釈上の問題点)を判例等を通じて整理・分析する能力を養うこと。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	序論 (1)	何を学ぶか 税法の体系
2	序論 (2)	税制と財政
3	総論 (1)	租税法律主義の意義、政令への委任、不確定概念 (事例研究)
4	総論 (2)	租税回避行為の否認 (事例研究)
5	総論 (3)	租税法と信義則 (事例研究)
6	所得税法 (1)	所得税法の体系、居住者、非居住者
7	所得税法 (2)	所得の種類 (I) (各種所得の意義等)
8	所得税法 (3)	所得の種類 (II) (事例研究)
9	所得税法 (4)	給与所得課税、特定支出控除、事業専従者控除等 (事例研究)
10	所得税法 (5)	所得控除 (I) (各種所得控除の意義等)
11	所得税法 (6)	所得控除 (II) (事例研究)
12	所得税法 (7)	譲渡所得 (I) (意義、計算方法、課税の特例等)
13	所得税法 (8)	譲渡所得 (II) (事例研究①)
14	所得税法 (9)	譲渡所得 (III) (事例研究②)
15	所得税法 (10)	損益通算、変動、臨時所得の平均課税

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特に定めない。配付資料が多いので、資料は必ず読み直すこと。

また、判例等に係る学期末レポートを提出する必要がある。

〈成績評価基準・方法〉

授業態度 40%、発表 20%、レポート (試験) 40% を目安として、レポート内容及び日頃の取り組み姿勢 (出席点等) を総合勘案して評価する。

〈教科書・参考書〉

江島一彦編『図説日本の税制』(平成 27 年度版) (財経詳報社)

福田あづさ編『平成 27 年版 図解 所得税』(大蔵財務協会)

〈参考文献〉

金子 宏『租税法 [第 20 版]』(弘文堂)

水野忠恒『租税法 [第 5 版]』(有斐閣)

粟津明博『税法解釈の限界を考える—判例・裁決の批判的検討—』(岩波ブックセンター)

粟津明博『税法解釈の限界を考える—判例・裁決の批判的検討—』(改訂版) (日本評論社)

ハッ尾順一 (四訂版)『租税回避の事例研究』(清文社)

酒井克彦『所得税法の論点研究』(財経詳報社)

酒井克彦『ブラッシュアップ租税法』(財経詳報社)

ジュリスト『租税判例百選 [第 5 版]』(有斐閣)

『最新租税基本判例 80』[税研 106 号] (日本税務研究センター)

『最新租税判例 60 (税研 148 号)』(日本税務研究センター)

佐藤孝一著『最近の税務訴訟』(大蔵財務協会)

- 佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅱ』（大蔵財務協会）
 佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅲ』（大蔵財務協会）
 佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅳ』（大蔵財務協会）
 佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅴ』（大蔵財務協会）
 佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅵ』（大蔵財務協会）
 佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅶ』（大蔵財務協会）
 佐藤孝一著『最近の税務争訟Ⅷ』（大蔵財務協会）
 西野克一編『所得税 質疑応答集』（平成22年2月改訂）（大蔵財務協会）
 一杉直著『最新判例による所得税法の解釈と実務』（平成21年増刷改訂）（大蔵財務協会）
 三木義一・田中 治・占部裕典編著『【租税】判例分析ファイルⅠ 所得税編（第2版）』（税務経理協会）
 小田 満著『基礎から身につく所得税（平成27年度版）』（大蔵財務協会）

税法（所得税法）特殊講義 B

粟 津 明 博

〈講義の目的〉

税法は通常、何にどう課税するかを定める「租税実体法」と、賦課徴収手続等を定める「租税手続法」に分けて論じられるが、その理解には、民法・商法・行政法等の一般法の知識のほか、簿記・会計学等の知識も必要であり、税法をどのような観点からどう学ぶかは、なかなかむつかしいところである。

この講義は、あくまで法解釈学の立場からの税法を学ぶということで、法人税以外の個々の分野ごとに税法上の特定のテーマ（トピック）を選び、事例を中心に、主要な判例、裁決等を題材として、課税上の問題点及びその背景・考え方等について検討するものである。あくまで何故課税されるか等の理論面の検討が中心であり、具体的な計算（金額の確定）は原則として行わないこととしている。

必要に応じ、実務経験を踏まえた税務行政の現状にふれるとともに、講義においては配付資料を充実し、また、質疑応答の時間を十分とりたいと考えている。

なお、前学期（A）、後期（B）と分かれているが、税法専攻の学生にはA・B通して受講してもらうことを前提にしている。

〈到達目標〉

各税法の論点（解釈上の問題点）を判例等を通じて整理・分析する能力を養うこと。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	相続税法（1）	課税の仕組み
2	相続税法（2）	債務控除等（事例研究）
3	相続税法（3）	物納、連帯納付義務、租税回避行為の否認（事例研究）
4	相続税法（4）	贈与税（事例研究）、相続時精算課税制度
5	消費税法（1）	課税の仕組み
6	消費税法（2）	消費税の課否判定（事例研究）
7	消費税法（3）	仕入税額控除（事例研究）
8	租税手続法（1）	国税通則法（重加算税、更正の請求等に係る事例研究）
9	租税手続法（2）	青色申告の更正の理由付記、処分理由の差換（事例研究）
10	租税手続法（3）	質問検査権、推計課税（事例研究）

11	租税手続法（4）	国税徴収法（滞納処分、第二次納税義務の意義と事例研究）
12	源泉徴収制度	制度の仕組み、事例研究
13	国税犯則取締法	制度の仕組み、事例研究
14	地方税	地方税制の概要、外形標準課税
15	税務行政の課題	適正公平な課税と納税者の信頼確保の実現に向けて

〈履修の条件・準備学習（予習・復習等）・注意事項〉

特に定めない。配付資料が多いので、資料は必ず読み直すこと。

また、判例等に係る学期末レポートを提出する必要がある。

〈成績評価基準・方法〉

授業態度 40%、発表 20%、レポート（試験）40%を目安として、レポート内容及び日頃の取り組み姿勢（出席点等）を総合勘案して評価する。

〈教科書・参考書〉

江島一彦編『図説日本の税制』（平成 27 年度版）（財経詳報社）

中村淳一編『平成 27 年版 図解 相続税・贈与税』（大蔵財務協会）

〈参考文献〉

金子 宏『租税法〔第 20 版〕』（弘文堂）

水野忠恒『租税法〔第 5 版〕』（有斐閣）

粟津明博『税法解釈の限界を考える―判例・裁決の批判的検討―』（岩波ブックセンター）

粟津明博『税法解釈の限界を考える―判例・裁決の批判的検討―』（改訂版）（日本評論社）

ハッ尾順一（四訂版）『租税回避の事例研究』（清文社）

池本征男・酒井克彦共著『裁判例からみる相続税・贈与税』（大蔵財務協会）

酒井克彦『ブラッシュアップ租税法』（財経詳報社）

ジュリスト『租税判例百選〔第 5 版〕』（有斐閣）

『最新租税基本判例 80』〔税研 106 号〕（日本税務研究センター）

『最新租税判例 60（税研 148 号）』（日本税務研究センター）

佐藤孝一著『最近の税務訴訟』（大蔵財務協会）

佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅱ』（大蔵財務協会）

佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅲ』（大蔵財務協会）

佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅳ』（大蔵財務協会）

佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅴ』（大蔵財務協会）

佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅵ』（大蔵財務協会）

佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅶ』（大蔵財務協会）

佐藤孝一著『最近の税務訴訟Ⅷ』（大蔵財務協会）

佐藤孝一著『最近の税務争訟Ⅷ』（大蔵財務協会）

佐藤孝一著『資産税の法解釈と実務（三訂版）』（大蔵財務協会）

橋本守次著『資産税重要事例選集（三訂版）』（大蔵財務協会）

三浦道隆著『消費税法の解釈と実務（三訂版）』（大蔵財務協会）

三木義一・田中 治・占部裕典編著『【租税】判例分析ファイルⅢ 相続税・消費税編』（税務経理協会）

山本守之・守之会著『判例・裁決例等からみた消費税における判断基準（中央経済社）』

税法（法人税法）特殊講義 A

粟津 明博

〈講義の目的〉

法人税法は、法人所得に対する課税方法等を定めたもので、基本的には企業会計上の収益、費用を前提にその税法上の「別段の定め」を設けて所要の調整を行い、所得を算出する際の具体的な計算方法等を定めたきわめて技術的な法である。本法はともかく、政令及び租税特別措置法はきわめて複雑多岐にわたり、さらに国際的租税回避行為への対応、最近の会社法の制定、商法、企業会計原則の変更に伴う企業再編税制、連結納税制度の導入等により複雑さをきわめており、しかも、ここ数年、毎年大幅に改正され、その全貌を理解するのはなかなか容易なことではない。

本講義は、判例、裁決等を題材に具体的な事例に則して法人税の基本的な考え方につき全体的な理解を深めるとともに、問題点（論点）を抽出し、論文作成に資することを目的としている。また、実務上、何が問題になっているかの理解を深める意味で適宜法人税基本通達、質疑応答事例集等を参照することとする。

なお、前学期（A）、後学期（B）と分かれているが、税法専攻の学生にはA・B通して受講してもらうことを前提にしている。

〈到達目標〉

法人税法の論点（解釈上の問題点）を判例等を通じて整理・分析する能力を養うこと。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	総則（1）	定義規定、納税義務者（パス・スルー課税等）
2	総則（2）	申告、納付、青色申告
3	益金、損金の概念	法人税法 22 条の意義（無償取引への課税等）
4	収益計上時期（1）	原則的取り扱い、特別な販売形態
5	収益計上時期（2）	事例検討
6	益金	受取配当の益金不算入等
7	売上原価	棚卸資産の取得価額及び評価方法
8	減価償却費（1）	対象資産、方法、固定資産の取得価額
9	減価償却費（2）	資本的支出と修繕費、少額資産
10	減価償却費（3）	繰延資産
11	役員給与（1）	制度の概要、役員の種類
12	役員給与（2）	事例検討
13	交際費等（1）	制度の概要・意義、他の費用科目との区分
14	交際費等（2）	事例及び通達の検討（1）
15	交際費等（3）	事例及び通達の検討（2）

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特に定めない。配付資料が多いので、資料は必ず読み直すこと。

また、判例等に係る学期末レポートを提出する必要がある。

〈成績評価基準・方法〉

授業態度 40%、発表 20%、レポート（試験）40%を目安として、レポート内容及び日頃の取り組み姿勢（出席点等）を総合勘案して評価する。

〈教科書・参考書〉

影山 武編『図解法人税（平成 27 年版）』（大蔵財務協会）

〈参考文献〉

- 粟津明博『税法解釈の限界を考える—判例・裁決の批判的検討—』（岩波ブックセンター）
 粟津明博『税法解釈の限界を考える—判例・裁決の批判的検討—』（改訂版）（日本評論社）
 山本守之著『法人税の理論と実務』（平成 27 年度版）（中央経済社）
 本庄 資・藤井保憲著『法人税法—実務と理論』（弘文堂）
 小田嶋清治編『法人税質疑応答集』（平成 16 年版）（大蔵財務協会）
 森田政夫著『問答式法人税事例選集』（平成 20 年 10 月改訂）（清文社）
 大淵博義著『法人税法の解釈と実務』（大蔵財務協会）
 大淵博義著『役員給与、交際費、寄付金の税務』（税務研究会出版局）
 大淵博義著『法人税法解釈の検証と実践的展開』（税務経理協会）
 山本守之著『交際費の理論と実務（三訂版）』（税務経理協会）
 品川芳宣著『役員報酬の税務事例研究』（財経詳報社）
 金子 宏『租税法〔第 20 版〕』（弘文堂）
 水野忠恒著『租税法〔第 5 版〕』（有斐閣）
 三木義一・田中 治・占部裕典編著『【租税】判例分析ファイルⅡ 法人税編（第 2 版）』（税務経理協会）
 平山 昇著『法人税実務問題シリーズ—役員給与』（日本税理士会連合会編）
 川村文彦等著『法人税実務問題シリーズ—同族会社』（第 5 版）（日本税理士会連合会編）
 石田泰正等著『法人税実務問題シリーズ—減価償却』（第 5 版）（日本税理士会連合会編）
 中里 実著『タックスシェルター』（有斐閣）

税法（法人税法）特殊講義 B

粟 津 明 博

〈講義の目的〉

法人税法は、法人所得に対する課税方法等を定めたもので、基本的には企業会計上の収益、費用を前提にその税法上の「別段の定め」を設けて所要の調整を行い、所得を算出する際の具体的な計算方法等を定めたきわめて技術的な法である。本法はともかく、政令及び租税特別措置法はきわめて複雑多岐にわたり、さらに国際的租税回避行為への対応、最近の会社法の制定、商法、企業会計原則の変更に伴う企業再編税制、連結納税制度の導入等により複雑さをきわめており、しかも、ここ数年、毎年大幅に改正され、その全貌を理解するのはなかなか容易なことではない。

本講義は、判例、裁決等を題材に具体的事例に則して法人税の基本的な考え方につき全体的な理解を深めるとともに、問題点（論点）を抽出し、論文作成に資することを目的としている。また、実務上、何が問題になっているかの理解を深める意味で適宜法人税基本通達、質疑応答事例集等を参照することとする。

なお、前学期（A）、後学期（B）と分かれているが、税法専攻の学生には A・B 通して受講してもらうことを前提にしている。

〈到達目標〉

法人税法の論点（解釈上の問題点）を判例等を通じて整理・分析する能力を養うこと。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	寄付金（1）	制度の概要・意義
2	寄付金（2）	事例及び通達の検討
3	貸倒損失等	事例及び通達の検討
4	圧縮記帳	制度の概要・意義、事例検討

5	借地権	意義と課税上の問題点の検討
6	リース取引	意義と課税上の問題点の検討
7	公益法人等の収益事業課税	収益事業の範囲、事例及び通達の検討
8	ストックオプション、保険料、損害賠償金等	課税上の問題点の検討
9	国際租税制度（1）	外国税額控除（1）
10	国際租税制度（2）	外国税額控除（2）（事例検討）
11	国際租税制度（3）	タックスヘイブン対策税制
12	国際租税制度（4）	外国法人課税（国内源泉所得の意義等）
13	国際租税制度（5）	移転価格税制、過小資本税制、租税条約
14	企業組織再編税制	制度の概要・意義
15	連結納税制度	制度の概要・意義、グループ法人税制

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

特に定めない。配付資料が多いので、資料は必ず読み直すこと。

また、判例等に係る学期末レポートを提出する必要がある。

〈成績評価基準・方法〉

授業態度 40%、発表 20%、レポート（試験）40%を目安として、レポート内容及び日頃の取り組み姿勢（出席点等）を総合勘案して評価する。

〈教科書・参考書〉

影山 武編『図解法人税（平成 27 年版）』（大蔵財務協会）

〈参考文献〉

粟津明博『税法解釈の限界を考える—判例・裁決の批判的検討—』（岩波ブックセンター）

粟津明博『税法解釈の限界を考える—判例・裁決の批判的検討—』（改訂版）（日本評論社）

山本守之著『法人税の理論と実務』（平成 27 年度版）（中央経済社）

本庄 資・藤井保憲著『法人税法—実務と理論』（弘文堂）

小田嶋清治編『法人税質疑応答集』（平成 16 年版）（大蔵財務協会）

森田政夫著『問答式法人税事例選集』（平成 20 年 10 月改訂）（清文社）

大淵博義著『法人税法の解釈と実務』（大蔵財務協会）

大淵博義著『法人税法解釈の検証と実践的展開』（税務経理協会）

金子 宏『租税法〔第 20 版〕』（弘文堂）

水野忠恒著『租税法〔第 5 版〕』（有斐閣）

三木義一・田中 治・占部裕典編著『【租税】判例分析ファイルⅡ 法人税編（第 2 版）』（税務経理協会）

永峰 潤、日本税理士会連合会監修『国際課税の理論と実務 第 1 巻—非居住者、非永住者課税』（税務経理協会）

中野百々造、日本税理士会連合会監修『国際課税の理論と実務 第 2 巻—外国税額控除』（税務経理協会）

本庄 資、日本税理士会連合会監修『国際課税の理論と実務 第 3 巻—租税条約』（税務経理協会）

川田 剛、日本税理士会連合会監修『国際課税の理論と実務 第 4 巻—タックスヘイブン対策税制/過小資本税制』（税務経理協会）

渡辺淑夫『最新 外国税額控除』（同文館出版）

管野浅雄、滝口博志共著『判例、裁決からみた海外取引をめぐる税務』（平成 18 年改訂）（大蔵財務協会）

管野浅雄、滝口博志共著『判例、裁決からみた海外取引をめぐる税務Ⅱ』（大蔵財務協会）

小澤 進著『法人税実務問題シリーズ－国際課税』（日本税理士会連合会編）

北村信彦著『法人税実務問題シリーズ－リース取引』（第6版）（日本税理士会連合会編）

渡辺昌昭著『法人税実務問題シリーズ－借地権』（日本税理士会連合会編）

中里 実、神田秀樹編著『ビジネス・タックス』（有斐閣）

中里 実著『タックスシェルター』（有斐閣）

矢内一好、高山政信『スピードマスター国際税務』（中央経済社）

緑川正博、阿部泰久、小畑良晴共編『会社法対応 企業組織再編の実務－法務・会計・税務－（補訂版）』（新日本法規出版）

北地達明、北爪雅彦『企業組織再編の税務』（日本経済新聞社）

阿部泰久著『連結法人税の理論と実務』（税務経理協会）

新日本アーンストアンドヤング編『連結納税制度の実務ガイド（第2版）』（中央経済社）

上西左大信著『新しい「グループ法人税制」の仕組みと実務』（税務研究会出版局）

演 習 I A

粟 津 明 博

〈演習の目的〉

税法専攻の学生を対象に、税法特殊講義と連動させ、具体的事例（判決・裁決）研究を通じて、税法をより深く理解し、修士論文作成に寄与することを目的として行う。

方法としては、参加者にあらかじめ各事例を割りあて、事実の概要、争点、判旨の概要、評釈がある場合にはその意見の要旨、私見を発表させ、問題点の検討を行う（通常のゼミ方式）。

一定の結論を出すことは、目的ではなく、それぞれの見解について、その論拠、思考過程等を検討し、自己の修士論文の作成の参考資料として事例研究を行うものである。

単なる条文の文理解釈にとどまらず、規定の制定経緯（立法趣旨）等も踏まえて、租税法律主義（課税要件法定主義、課税要件明確主義）の観点にたつて、どこまで解釈が評されるのか（税法としての解釈上の限界）を探ることもこの演習の目的の一つである。

なお、前学期（A）、後学期（B）と分かれているが、税法専攻の学生にはA・B通して受講してもらうことを前提にしている。

〈到達目標〉

判例を、争点を中心に的確にとりまとめ、学説等を踏まえて総合的観点から分析、検討する能力を養うこと。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	憲法と租税法（Ⅰ）	いわゆる大島訴訟等に係る事例研究
2	憲法と租税法（Ⅱ）	パチンコ球遊器事件等に係る事例研究
3	納税義務者（Ⅰ）	ねずみ講事件等に係る事例研究
4	納税義務者（Ⅱ）	武富士事件等に係る事例研究
5	租税回避行為の否認（総論①）	いわゆる相互売買事件等に係る事例研究
6	租税回避行為の否認（総論②）	パラツィーナ事件等に係る事例研究
7	収益計上時期	賃料増額請求事件等に係る事例研究
8	違法支出金	いわゆる脱税経費事件等に係る事例研究

9	所得税の所得区分（Ⅰ）（所得税法①）	事業所得と給与所得の区分等に係る事例研究
10	所得税の所得区分（Ⅱ）（所得税法②）	いわゆるストックオプション事件等に係る事例研究
11	課税単位（Ⅰ）（所得税法③）	夫婦財産契約等に係る事例研究
12	課税単位（Ⅱ）（所得税法④）	夫婦弁護士事件等に係る事例研究
13	譲渡所得（Ⅰ）（所得税法⑤）	財産分与事件等に係る事例研究
14	譲渡所得（Ⅱ）（所得税法⑥）	借入金利息の取得費性等に係る事例研究
15	損益過算（所得税法⑦）	リゾートホテルオーナーズルーム事件等に係る事例研究

（注）特殊講義の進捗状況等に応じ、一部変更することがある。

〈履修の条件・準備学習（予習・復習等）・注意事項〉

税法専攻学生を対象とする。

〈成績評価基準・方法〉

日頃のゼミの発表及び発言内容等により評価する（特別の試験は行わない）。

〈教科書・参考書〉

ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』（有斐閣）

『最新租税基本判例80』〔税研106号〕（日本税務研究センター）

『最新租税判例60（税研148号）』（日本税務研究センター）

（上記以外の判例集等の事例研究を行う場合にはその都度指示する。）

〈参考文献〉

金子 宏著『租税法〔第20版〕』（弘文堂）

金子 宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘著『ケースブック租税法』（弘文堂）等

粟津明博『税法解釈の限界を考える—判例・裁決の批判的検討—』（岩波ブックセンター）

粟津明博『税法解釈の限界を考える—判例・裁決の批判的検討—』（改訂版）（日本評論社）等

（必要に応じ、その都度指示する。）

演 習 I B

粟 津 明 博

〈演習の目的〉

税法専攻の学生を対象に、税法特殊講義と連動させ、具体的事例（判決・裁決）研究を通じて、税法をより深く理解し、修士論文作成に寄与することを目的として行う。

方法としては、参加者にあらかじめ各事例を割りあて、事実の概要、争点、判旨の概要、評釈がある場合にはその意見の要旨、私見を発表させ、問題点の検討を行う（通常のゼミ方式）。

一定の結論を出すことは、目的ではなく、それぞれの見解について、その論拠、思考過程等を検討し、自己の修士論文の作成の参考資料として事例研究を行うものである。

単なる条文の文理解釈にとどまらず、規定の制定経緯（立法趣旨）等も踏まえて、租税法律主義（課税要件法定主義、課税要件明確主義）の観点にたつて、どこまで解釈が評されるのか（税法としての解釈上の限界）を探ることもこの演習の目的の一つである。

なお、前学期（A）、後学期（B）と分かれているが、税法専攻の学生にはA・B通して受講してもらうことを前提にしている。

〈到達目標〉

判例を、争点を中心に的確にとりまとめ、学説等を踏まえて総合的観点から分析、検討する能力を養うこと。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	売上原価（法人税法①）	原価の見積り計上の可否等に係る事例研究
2	寄附金（法人税法②）	寄附金の意義等に係る事例研究
3	交際費等（法人税法③）	交際費等の意義に係る事例研究
4	無償取引の課税関係 （法人税法④）	旺文社事件に係る事例研究
5	連帯納付義務等（相続税法①）	連帯納付義務等に係る事例研究
6	同族会社の行為計算の否認 （相続税法②）	地上権設定事件等に係る事例研究
7	みなし贈与（相続税法③）	第三者割当増資事件等に係る事例研究
8	財産の評価（相続税法④）	株式の評価損失等に係る事例研究
9	相続税法⑤	前記に掲げた事例以外の相続税・贈与税事件等に係る事例研究
10	消費税の仕入税額控除	立退料の仕入税額控除の可否等に係る事例研究
11	源泉徴収制度（租税手続法①）	確定申告による過誤納金の還付請求の可否等に係る事例研究
12	更正の請求（租税手続法②）	医師優遇税制（実額による再計算の可否）等に係る事例研究
13	確定申告の無効（租税手続法③）	錯誤等による確定申告の無効請求の可否等に係る事例研究
14	第二次納税義務（租税手続法④）	第二次納税義務と抗告訴訟の対象等に係る事例研究
15	国際課税	シルバー精工事件等に係る事例研究

（注）特殊講義の進捗状況等に応じ、一部変更することがある。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

税法専攻学生を対象とする。

〈成績評価基準・方法〉

日頃のゼミの発表及び発言内容等により評価する（特別の試験は行わない）。

〈教科書・参考書〉

ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』（有斐閣）

『最新租税基本判例 80』〔税研 106号〕（日本税務研究センター）

『最新租税判例 60（税研 148号）』（日本税務研究センター）

（上記以外の判例集等の事例研究を行う場合にはその都度指示する。）

〈参考文献〉

金子 宏著『租税法〔第20版〕』（弘文堂）

金子 宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘著『ケースブック租税法』（弘文堂）

粟津明博『税法解釈の限界を考える―判例・裁決の批判的検討―』（岩波ブックセンター）

粟津明博『税法解釈の限界を考える―判例・裁決の批判的検討―』（改訂版）（日本評論社）等

（必要に応じ、その都度指示する。）

演習ⅡA

粟津明博

〈演習の目的〉

演習ⅠA・ⅠBと基本的には同じであるが、2年次生は論文の作成を目前に控えており、前学期（A）と後学期（B）とでは演習内容を変えて、後学期は、各人の論文のテーマに合わせ、原則としてテーマを同じくする者を組み合わせ、個別に日程調整を行い、事例（判例・裁決）研究を行うこととする。

なお、演習ⅡA・ⅡBは、演習ⅠA・ⅠBを受講している者を対象とする。

個々の事例について、一定の結論を出すことは目的ではなく、事実の概要、争点、判旨の概要、評釈者の意見、私見等をまとめることにより、種々な角度から検討を行い、税法の解釈としてどこまでが許されるのか考えるものである。

〈到達目標〉

判例等の分析を通じ、修士論文の作成に資すること。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	憲法と租税法	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (税法の遡及適用の可否等)
2	所得税の所得区分 (所得税法①)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (いわゆる株主優待金への課税関係等)
3	給与所得の特定支出控除 (所得税法②)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (大学教授の留学費用等)
4	譲渡所得の所得費 (所得税法③)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (いわゆる右山事件等)
5	不動産所得に係る損益通算の可否 (所得税法④)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (船舶リース事件等)
6	公益法人等の収益事業課税 (法人税法①)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (いわゆるペット葬祭業への課税の可否等)
7	貸倒損失 (法人税法②)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (いわゆる興銀事件等)
8	寄附金、交際費等 (法人税法③)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (いわゆる萬有製薬事件等)
9	役員給与 (法人税法④)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (いわゆる認定賞与課税の適否等)
10	リース取引 (法人税法⑤)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (リース取引を利用した租税回避事例等)
11	消費税の可否判定 (消費税法①)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (物納に対する消費税の可否等)
12	消費税の簡易課税 (消費税法②)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (歯科技工士の事業区分等)
13	国際課税（Ⅰ）	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (タックスヘイブン対策税制等)
14	国際課税（Ⅱ）	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (非居住者、外国法人の国内源泉所得の意義)
15	更正の請求 (租税手続法)	1年次において検討できなかったより高度な事例を中心に事例研究を行う。 (いわゆる後発的事由に基づく更正の請求の可否)

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

税法専攻学生を対象とする。

〈成績評価基準・方法〉

日頃のゼミの発表及び発言内容等により評価する（特別の試験は行わない）。

〈教科書・参考書〉

- ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』（有斐閣）
- 『最新租税基本判例 80』〔税研 106号〕（日本税務研究センター）
- 『最新租税判例 60（税研 148号）』（日本税務研究センター）
- （上記以外の判例集等の事例研究を行う場合にはその都度指示する。）

〈参考文献〉

- 金子 宏著『租税法〔第20版〕』（弘文堂）
- 金子 宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘著『ケースブック租税法』（弘文堂）等
- 粟津明博『税法解釈の限界を考える―判例・裁決の批判的検討―』（岩波ブックセンター）
- 粟津明博『税法解釈の限界を考える―判例・裁決の批判的検討―』（改訂版）（日本評論社）等
- （必要に応じ、その都度指示する。）

演 習 II B

粟 津 明 博

〈演習の目的〉

演習 II B は、修士論文作成の時期と重なるので、特に当方でテーマを定めて報告・発表を行うという通常のゼミ形式ではなく、各自のテーマにあわせて、日時も各人別に、自由に事例研究を行うこととしている。

〈到達目標〉

判例等の分析を通じ、修士論文を作成すること。

〈演習計画〉

（注）各回の演習は、各人の論文のテーマにあわせて行うことを考えているが、ここでは便宜予定稿として、「租税回避行為の否認」のテーマを掲げた。

週	テ ー マ	内 容
1	所得税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅰ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例、裁決の検討を行う。
2	所得税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅱ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例、裁決の検討を行う。
3	所得税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅲ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例、裁決の検討を行う。
4	所得税に係る同族会社の行為否認事例の検討	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例、裁決の検討を行う。 （所得税法 157 条に係る事例分析）
5	法人税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅰ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例、裁決の検討を行う。
6	法人税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅱ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例、裁決の検討を行う。
7	法人税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅲ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例、裁決の検討を行う。
8	法人税の同族会社の行為計算の否認事例の検討（Ⅰ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例、裁決の検討を行う。 （法人税法 132 条に係る事例分析）
9	法人税の同族会社の行為計算の否認事例の検討（Ⅱ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例、裁決の検討を行う。 （法人税法 132 条に係る事例分析）
10	相続税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅰ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例・裁決の検討を行う。

11	相続税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅱ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例・裁決の検討を行う。
12	相続税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅲ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例・裁決の検討を行う。
13	相続税の同族会社の行為計算の否認事例の検討	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例・裁決の検討を行う。 (相続税法 64 条等に係る事例分析)
14	贈与税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅰ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例・裁決の検討を行う。
15	贈与税に係る租税回避行為の否認事例の検討（Ⅱ）	1年次において検討できなかったもの及び新たな判例・裁決の検討を行う。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

税法専攻学生を対象とする。

〈成績評価基準・方法〉

日頃のゼミの発表及び発言内容等により評価する（特別の試験は行わない）。

〈教科書・参考書〉

ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』（有斐閣）

『最新租税基本判例 80』〔税研 106 号〕（日本税務研究センター）

『最新租税判例 60（税研 148 号）』（日本税務研究センター）

（上記以外の判例集等の事例研究を行う場合にはその都度指示する。）

〈参考文献〉

金子 宏著『租税法〔第20版〕』（弘文堂）

金子 宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘著『ケースブック租税法』（弘文堂）等

（必要に応じ、その都度指示する。）

国際関係法特殊講義 A

杉 島 正 秋

〈講義の目的〉

国際社会における国家の力（パワー）や法の機能について検討し、世界的に高い評価を得ている E. H. カー『危機の 20 年－理想と現実』（Edward Hallett Carr, The Twenty Years' Crisis, 1919－1939）を原典と比較しながら一章ずつ読みます。第一次大戦後のいわゆる戦間期、なぜヨーロッパ諸国が第二次大戦を防げなかったのかをテーマに、国際関係に対する現実主義的アプローチと理想主義的アプローチ、国際関係における力、道徳、法の役割などを分析し、新たな国際秩序への展望について考えた著作です。

〈到達目標〉

- (1) 国際社会におけるパワーと法の機能について、自分の考えを説明できること。
- (2) 第二次大戦の発生を国際連盟が防げなかった理由について、自分の考えを説明できること。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	科学の始まり	カーの著作について説明した上で、第 1 章を読む
2	理想と現実	リアリズムと理想主義の違いを考える
3	理想主義の背景	理想主義的主張が国際関係のなかに登場した理由
4	国益の調整	国際関係において国益はどのように調整されてきたか
5	リアリストからの批判	リアリストからの理想主義への批判について考える

6	リアリズムの限界	国際関係を力だけで理解するアプローチの限界について考える
7	政治の本質	国際政治の本質は何かを考える
8	国際政治における力	軍事力、経済力、世論がどのような役割を果たしているかを考える
9	国際政治における道徳性	道徳性は国際政治においてどのような役割を果たしているのかを考える
10	法の基礎	国際法の根拠について考える
11	条約の不可侵性	国家が条約を遵守するのはどのような理由からか
12	国際紛争の司法的解決	国際裁判の機能について考える
13	平和的変更	力によらず国際環境を変更する方法を考える
14	新たな国際秩序への展望	第二次大戦後の新たな国際秩序について考える
15	まとめ	カーの議論と現代的な意義

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

岩波文庫の新訳を購入してください。受講者には毎回担当箇所を報告してもらいます。指示された箇所を読み込み、所定の要旨を作成してください。また、終了後は作成した要旨に加筆・修正をしてもらいます。

〈成績評価基準・方法〉

出席 50% 報告 50%

〈教科書・参考書〉

E. H. カー (原 彬久訳) 『危機の 20 年—理想と現実』 (岩波文庫)

Edward Hallett Carr, The Twenty Years' Crisis, 1919 – 1939, Perennial (New York, 2001)

〈参考文献〉

適宜指示します。

国際関係法特殊講義 B

杉 島 正 秋

〈講義の目的〉

国際法を学ぶ者は、かならず「法とは何か」について考えさせられることとなります。それは政府に権力が集中している国内社会とは違い、「原始的」あるいは「原子的」と形容され、国家を束ねる世界政府が存在しない国際社会において機能する国際法は、憲法をはじめとする国内法には見られないユニークな性質を持っているためです。この講義では、ハート『法の概念』(H. L. A. Hart, The Concept of Law) を原典と比較しながら読みすすめます。法哲学の著作ですが、第 10 章で国際法を扱っており、国際法の機能を考える上で格好の文献だと考え、選びました。講義では第 10 章を中心に扱います。

〈到達目標〉

- (1) 法とは何か、自分の考えを説明できること。
- (2) 国際法が「法」である理由について、自分の考えを説明できること。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	本書の特徴	ハート著作について説明した上で、第 1 章(「執拗につきまとう諸問題」)を読む
2	法と命令	社会生活において発せられる命令と法はどう違うのか

3	法の多様性	法にはどのようなタイプのものがあるか
4	主権者と臣民	社会的ルールと習慣の違い
5	一次ルールと二次ルール	一次ルール、二次ルールの概念について
6	法体系の基礎	承認のルールについて
7	形式主義とルール懐疑主義	ルールを伝える方法としての先例と立法について
8	正義と道徳	法における正義の問題、道徳と法の間係を考える
9	法と道徳	自然法と法実証主義について
10	国際法－疑いの源	国際法の法的性質が時に疑われる理由を考える
11	国際法－責務と制裁	国際法の拘束力、違反に対する制裁について
12	国際法－責務と国家主権	国際法の拘束力はどこから生じるか
13	国際法と道徳	国際社会における法と道徳の間係について
14	国内法と国際法	国際社会において機能する国際法は、国内法と比べてどのような特色を持つか
15	まとめ	ハートの議論から、国際法の機能をどう考えるべきか

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

ちくま学芸文庫の邦訳を入手してください。受講者には毎回担当箇所を報告してもらいます。指示された箇所を読み込み、所定の要旨を作成してください。また、終了後は作成した要旨に加筆・修正をもらいます。

〈成績評価基準・方法〉

出席 50% 報告 50%

〈教科書・参考書〉

H. L. A. ハート (長谷部恭男訳) 『法の概念』 (ちくま学芸文庫)

H.L.A. Hart, The Concept of Law, Oxford Univ. Pr. (Oxford, 1997)

〈参考文献〉

適宜指示します。

演習 I A

杉島正秋

〈演習の目的〉

この演習は、次のことを目的とする。

- (1) 基本文献の講読を通じて現代国際法の特徴を理解すること。
- (2) 自分が修士論文のテーマとして取り上げる問題を選定すること。
- (3) テーマに関連した文献を収集し、分析、検討、報告すること。
- (4) 論文執筆に関わる基本手法を訓練すること。

〈到達目標〉

論文を執筆するときの基本的な作法を身につける。

修士論文で扱うテーマを発見し、参考文献を読み込む。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	国際法の基本的特徴を扱った 文献講読	文献は相談の上決定
2	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
3	参考文献の検討	基本文献に関連した参考文献講読
4	戦争の違法化に関する基本文献 の講読	文献は相談の上決定
5	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
6	参考文献の検討	基本文献に関連した参考文献講読
7	国際連合についての基本文献の 講読	文献は相談の上決定
8	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
9	参考文献の検討	基本文献に関連した参考文献講読
10	海洋制度についての基本文献の 講読	文献は相談の上決定
11	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
12	参考文献の検討	基本文献に関連した参考文献講読
13	修士論文テーマの報告	受講者に修論テーマについて報告してもらう
14	修士論文参考文献検索	修論テーマに関連した参考文献を検索する
15	まとめ	前期のまとめを行う

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

次回課題を事前に指示しますので、必ず処理して臨んでください。終了後は、事前準備が適切であったかどうかの振り返りをしてください。

〈成績評価基準・方法〉

報告 70% 議論への参加 30%

〈教科書・参考書〉

受講者と相談の上、決定する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

演 習 I B

杉 島 正 秋

〈演習の目的〉

この演習は、次のことを目的とする。

- (1) 基本文献の講読を通じて現代国際法の特徴を理解すること。
- (2) 自分が修士論文のテーマとして取り上げる問題を選定すること。
- (3) テーマに関連した文献を収集し、分析、検討、報告すること。
- (4) 論文執筆に関わる基本手法を訓練すること。

〈到達目標〉

論文を執筆するときの基本的な作法を身につける。

修士論文で扱うテーマを発見し、参考文献を読み込む。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	領土問題についての基本文献の講読	文献は相談の上決定
2	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
3	議論のまとめ	検討作業を各自とりまとめる
4	国家責任についての基本文献の講読	文献は相談の上決定
5	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
6	議論のまとめ	検討作業を各自とりまとめる
7	国際裁判に関する基本文献の講読	文献は相談の上決定
8	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
9	議論のまとめ	検討作業を各自とりまとめる
10	人権に関する基本文献の講読	文献は相談の上決定
11	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
12	議論のまとめ	検討作業を各自とりまとめる
13	論文の構造について	論文の基本作法について学ぶ
14	論文における参考文献の扱い方	注のつけかたなどを学ぶ
15	まとめ	1年間のまとめ

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

次回課題を事前に指示しますので、必ず処理して臨んでください。終了後は、事前準備が適切であったかどうかの振り返りをしてください。

〈成績評価基準・方法〉

報告 70% 議論への参加 30%

〈教科書・参考書〉

受講者と相談の上、決定する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

演 習 II A

杉 島 正 秋

〈演習の目的〉

この演習は、次のことを目的とする。

- (1) 1年次の作業を発展させ、自分が修士論文のテーマとして取り上げる問題についての検討を深める。
- (2) テーマに関連した文献を収集し、分析、検討、報告すること。
- (3) 論文執筆構想を報告し、初稿を10月中に執筆すること。

〈到達目標〉

修士論文を完成する。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	論文執筆計画の作成	12月の論文執筆までの計画を作成する
2	論文関連文献の講読	修士論文関連文献の内容を報告
3	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
4	議論のまとめ	検討作業を各自とりまとめる
5	論文関連判決の講読	修士論文関連判例の内容を報告
6	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
7	議論のまとめ	検討作業を各自とりまとめる
8	論文関連国連資料の講読	修士論文に関連した国連資料の内容を報告
9	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
10	議論のまとめ	検討作業を各自とりまとめる
11	論文の基本構想の報告	修士論文の基本構想（章立てなど）を報告
12	論文関連国内判決の講読	修士論文に関連した国内判決を読む
13	内容についての検討	内容に関する議論と参考文献の検索
14	議論のまとめ	検討作業を各自とりまとめる
15	今後の作業の確認	修論執筆計画の確認・修正

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

次回課題を事前に指示しますので、必ず処理して臨んでください。終了後は、事前準備が適切であったかどうかの振り返りをしてください。

〈成績評価基準・方法〉

論文の完成度

〈教科書・参考書〉

受講者と相談の上、決定する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

演 習 II B

杉 島 正 秋

〈演習の目的〉

この演習は、次のことを目的とする。

- (1) 1年次の作業を発展させ、自分が修士論文のテーマとして取り上げる問題についての検討を深める。
- (2) テーマに関連した文献を収集し、分析、検討、報告すること。
- (3) 論文執筆構想を報告し、初稿を10月中に執筆すること。

〈到達目標〉

修士論文を完成する。

〈演習計画〉

週	テーマ	内 容
1	論文の修正構想の報告	論文の内容に関する検討
2	初稿執筆指導 (1)	初稿の執筆個別指導
3	初稿執筆指導 (2)	初稿の執筆個別指導
4	初稿の報告・検討	初稿の報告と検討
5	論文執筆指導 (1) 論文の構造	論文の構造について検討する
6	論文執筆指導 (2) 主張の明確性	論文で何を言いたいかが明確かどうか検討する
7	論文執筆指導 (3) 過去の業績との関連	過去の学会業績をふまえ自分の論文の意義を明確にする
8	論文執筆指導 (4) 論拠の確認	自分の主張をどう根拠づけているか、妥当性の検討
9	論文執筆指導 (5) 予想される反論	自分の主張について予想される批判を考える
10	論文執筆指導 (6) 批判への反論	上の批判にどう反論するか考える
11	論文執筆指導 (7) 参考文献の扱い	一次資料に依拠しているか、孫引きはないかチェックする
12	論文執筆指導 (8) 注の体裁	文献注が適切に付されているか検討する
13	論文の内容検討	執筆した論文の内容の報告・検討
14	論文の最終仕上げ	最終的な修正を行う
15	まとめ	1年間のまとめ

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

次回課題を事前に指示しますので、必ず処理して臨んでください。終了後は、事前準備が適切であったかどうかの振り返りをしてください。

〈成績評価基準・方法〉

論文の完成度

〈教科書・参考書〉

受講者と相談の上、決定する。

〈参考文献〉

その都度指示する。

法哲学特殊講義 A

岡 崙 修

〈講義の目的〉

日ごろ、法の解釈に携わっている場合には、その作業がどのようなものなのか、あまり明確に意識することはないかもしれません。そこで、法の解釈がどのような知的作業なのかを考えてみることにしましょう。

19世紀のヨーロッパ、とりわけ大陸諸国の法律学に顕著に表れた傾向が、法典化を目指す動きです。日本にも、ドイツ法の継受を通じ、パンデクテン法学の影響が及んでいます。しかし、法典化や概念法学は、必ずしもそれより前の時代の法律学の特徴であったわけではありません。

「法哲学特殊講義A」では、近代における学問の主流になった経験科学の発展を参考にしながら、法典を前提にした法解釈にはどのような特徴があるのか、また、19世紀の法律学にそうした動きがなぜ顕著になったのかを考えてゆくことにしましょう。

〈到達目標〉

法を解釈する場合にも、三段論法の構成だけにエネルギーを注ぐのではなく、それが何を目的にしたいかなる作業なのかを、より良く理解できるようになる。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	オリエンテーション	講義概略と、その進め方について
2	固定観念の打破	固定観念のプラスとマイナス、その理由
3	法とことば	法は概念によるコントロール、概念論の基礎
4	概念・記号	概念・記号を通じた理解、概念の実体化
5	三段論法の推論	判決の必然は何を意味するか
6	推論と判断	判断には論理の飛躍が含まれる
7	17世紀の科学革命	力学に見る中世的考え方と近代的考え方
8	経験科学の特徴	因果律の連鎖とオープンエンドな探究
9	19世紀における法典化	法典：あらゆる問いに対する答えを内包
10	法の幾何学を模索	ラングデルの契約法論
11	19世紀科学の発展	法律学とは系統を異にする知識
12	近代科学と法律学	モンテスキュー、メイン、エールリッヒ
13	大陸法系の日本	パンデクテン法学の影響
14	資本主義の発展と法学における形式主義	英米にも見られる形式重視
15	形式主義への反乱	19世紀以後の知的動向と法律学

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

法の解釈だけでなく、他のさまざまな知的領域の動きに関心を持って講義に臨んでください。

〈成績評価基準・方法〉

講義への参加度 70% リポートや課題の評価 30%

〈教科書・参考書〉

John Dewey, Reconstruction in Philosophy, 清水訳『哲学の改造』や、その他の文献から一部をコピーして、テキストに用いる予定。

〈参考文献〉

講義の中で随時指示する。

法哲学特殊講義B

岡 崙 修

〈講義の目的〉

19世紀末から20世紀初めにかけて、アメリカでは、合理主義に反旗を翻したプラグマティズムという独自の哲学が登場します。そして、このプラグマティズムがオリバー・ウェンデル・ホームズやロスコー・パウンドなどを通じ

法律学に影響を及ぼし、ここからさらにリアリズム法学という動きが生まれ、1920-30年代にはこれらが伝統的な法解釈論に対し鋭い批判を展開します。リアリズム法学の急先鋒であったジェローム・フランクは、川島武宜などを通じ、戦後の日本における法解釈論争にも大きな影響を及ぼしています。

「法哲学特殊講義B」では、アメリカ独自の哲学といわれるプラグマティズムがどのようなものかを探りながら、プラグマティズム法学、リアリズム法学の考え方、並びにフランクの事実認定論について検討します。

〈到達目標〉

ドイツ法学とは違った観点から法律学を考えることにより、日本の法解釈学の特徴をよりよく理解できるようになる。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	19世紀の聖書史観	進化論以前の歴史の見方
2	ダーウィンの生物進化論	地質学、生物学、進化論
3	ダーウィンの哲学への影響	生存闘争に貢献する手段としての知識
4	プラグマティズム	メタフィジカルクラブと反デカルト主義
5	古典主義経済学と法学の結びつき	村落共同体と資本主義・市場経済
6	個人主義の道德観	スマイルズ『自助論』に見る厳しさ
7	プラグマティズム法学	O・W・ホームズの法律観
8	ロスコー・パウンド	概念法学批判と法の生態学
9	レッセ・フェール、革新主義、社会主義	資本主義の隆盛の中での争い
10	20世紀初めのアメリカ社会科学	反形而上学の傾向が顕著
11	リアリズム法学への動き	若い世代の法学者
12	ジェローム・フランクの法律学批判	カール・ルウェリンとフランクの違い
13	事実は加工されるもの	プラグマティスト、フランクの見方
14	法廷における事実認定	裁判官は法廷の出来事の証人
15	リアリズム法学と日本	日本の法解釈論争への影響

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

哲学を深遠なものと考えのではなく、もっと現実的な視点でプラグマティズム法学を見るようにしてください。

〈成績評価基準・方法〉

講義への参加度 70% リポートや課題の評価 30%

〈教科書・参考書〉

Jerome, Frank, Law and the Modern Mind, 棚瀬訳『法と現代精神』(弘文堂)をテキストに用いる予定。

〈参考文献〉

講義の中で随時指示する。

演 習 I A

岡 崎 修

〈演習の目的〉

実定法の研究においては、そのほとんどのエネルギーが条文、判例、法理などの解釈に費やされますが、それに先立つものとして、法哲学の演習 I A では、学問の中心に位置する「知識」とは何かに焦点を当て、その問題を探求することにします。

ヨーロッパの近代科学においては、知識とは、例えばリンゴが落ちるのはどのようなメカニズムに拠るのかを仮定し、自然の中にその運動を支配する法則があるはずだと想定しますが、法解釈学における知識は、これとは大きく異なっています。

法学における知識の問題を考えるには、この近代科学における知識との対比を通して見るのが参考になります。法解釈学で用いる「知識」は、自然のメカニズムを解明すべく仮説を立て、実験を通じその真偽を検証しようとするものではありません。

「引力でリンゴが落下する」という経験科学の知識と、「当事者の合意で法律効果が発生する」という法学の知識とは、どのように違うのでしょうか。

〈到達目標〉

近代科学における知識とは何かを考えることで、法解釈学で用いられる知識が何に寄与するものであるのかをより良く理解できるようになる。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	知識論の基礎①	規範科学
2	知識論の基礎②	経験科学
3	知識論の基礎③	近代科学とそれ以前
4	知識論の基礎④	アプリアリとアポステリアリ
5	近代科学の発展①	経験科学はいかにして可能か
6	近代科学の発展②	帰納と演繹
7	近代科学の発展③	生氣論と機械論
8	近代科学の発展④	19世紀と進化思想
9	法学と科学①	法学における科学の試み
10	法学と科学②	ヘンリー・メインの『古代法』
11	法学と科学③	19世紀と法典化論
12	法学と科学④	法学におけるドグマの役割
13	法解釈学と知識①	経験科学と法学
14	法解釈学と知識②	「法理」の性格
15	法解釈学と知識③	まとめ

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

解釈法学だけにこもらず、その外に出て「知識とは何だろう」と考える興味を持ってゼミに参加してください。

〈成績評価基準・方法〉

演習への参加度 70%、レポート課題 30%

〈教科書・参考書〉

P, Stein, Legal Evolution, The Story of an Idea(1980, Cambridge) を予定。

〈参考文献〉

- ジェイコブ・プロノフスキー 『科学とは何か』 (みすず)
- ピーター・ボウラー 『進歩の発明』 (平凡社)
- その他、ゼミの中で指示する。

演 習 I B

岡 寄 修

〈演習の目的〉

演習 I A では、近代科学との対比で法律学における知識の問題に焦点を当てたので、演習 I B では、その知識論を基礎に、20 世紀初めのアメリカで独自の哲学を成したプラグマティズムを考察し、さらにそれを法律学において展開した O・W・ホームズ、ロスコー・パウンド、ジョン・デューイ、ジェローム・フランクなどの考え方を、その当時の思想史的な背景を見据えながら探ることにします。

プラグマティズムとは何なのか、それは何を訴えているのか、その考えを法学に應用すればどうなるのか。これらの考察を通じ、具体的な法律問題の解釈において、そこでは何が問題のポイントであるのかをよりよく把握することを目指します。

〈到達目標〉

法の解釈に関し、ドイツ法学の影響が今なお強い中で、それとは対極に位置するプラグマティズム法学を通じ、法解釈がどのような作業かをよりよく理解でき、解釈におけるバランス感覚が身に着く。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	レッセ・フェールの支配①	古典主義経済学と資本主義の興隆
2	レッセ・フェールの支配②	スマイルズの自助論
3	レッセ・フェールの支配③	南北戦争後の経済発展
4	レッセ・フェールの支配④	形式主義への反乱
5	プラグマティズム法学①	ジェイムズとパース
6	プラグマティズム法学②	Holmes, The Path of the Law
7	プラグマティズム法学③	Holmes, The Common Law
8	プラグマティズム法学④	Pound, Mechanical Jurisprudence
9	リアリズム法学①	ルウェリンとフランク
10	リアリズム法学②	フランク 『法と現代精神』
11	リアリズム法学③	フランク 『裁かれる裁判所』
12	リアリズム法学④	John Dewey, Logical Method and Law
13	日本への影響①	戦後の日本における法解釈論争
14	日本への影響②	川島武宜 『経験法学の研究』
15	日本への影響③	まとめ

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

ここでは、プラグマティズムという考え方が生み出された、南北戦争後のアメリカの社会史を視野に入れた話になりますので、法と社会との関係に関心を持って臨んでください。

〈成績評価基準・方法〉

演習への参加度 70%、レポート課題 30%

〈教科書・参考書〉

American Legal Realism, edited by William W. Fisher III, Morton J. Horwitz, Thomas A. Reed (1993, Oxford) を予定。

〈参考文献〉

Holmes, The Path of the Law

Hovenkamp, Law and American Enterprise, 1836-1937

ジェローム・フランク / 棚瀬訳『法と現代精神』(弘文堂)

その他、ゼミの中で指示する。

演 習 II A

岡 寄 修

〈演習の目的〉

絶対王政を打倒したヨーロッパ近代法は、自由主義を基礎に個人の自由と自律を重視するスタイルを採っています。19世紀には、私法の領域において「物権」と「債権」という財産法の二大法領域が形作られるようになります。民法では、それが完全権利能力、所有権絶対、契約自由の原則として、近代市民法の基礎となっています。

今の時代は、こうしたことが当然の前提として法の解釈が講じられますが、これは農業を基礎とする前近代社会が、ビジネスの隆盛を背景に登場した近代社会に押し退けられるまで、決して当然のことではありませんでした。

したがって、民法に見られる市民法の基本をよりよく理解するには、それ以前の社会、つまり前近代の社会がいったいどのような世界であったのかを知っておく必要があります。その違いを知ることにより、近代市民法の基本原則が現れたプロセスをよりよく理解でき、現行法の解釈にもそれを活かすことができるようになります。

〈到達目標〉

民法に代表される近代市民法が、近代に特有の原則の上に成り立つものであることを理解し、それが20世紀に一部修正されたプロセスを辿ることにより、現行法をより良く理解することができる。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	前近代の社会史①	職業選択の自由を憲法に規定する意味
2	前近代の社会史②	知識も社会も階層を成していた世界
3	前近代の社会史③	「特権」と「権利」はどう違うのか
4	前近代の社会史④	権利能力にレベルの違いがあった
5	近代自由主義の基礎①	絶対王政への思想的対抗
6	近代自由主義の基礎②	社会契約論と個人主義
7	近代自由主義の基礎③	「他者による支配」からの解放
8	近代自由主義の基礎④	自己決定とプライバシーの時代へ
9	民法に見る近代①	「私的なもの」の優位
10	民法に見る近代②	私権の享有は出生とともに
11	民法に見る近代③	財産所有の法的保障

12	民法に見る近代④	私人の意思を法にする「契約自由の原則」
13	20世紀におけるその修正①	「ロックナー事件」とその余波
14	20世紀におけるその修正②	契約「自由」への制約
15	20世紀におけるその修正③	まとめ

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

近代社会との対比で前近代社会を考える場合、その大きな障害になるものの一つが、現代人が持っている固定観念です。暗黙の思い込みに支配されない姿勢で臨んでください。

〈成績評価基準・方法〉

演習への参加度 70%、レポート課題 30%

〈教科書・参考書〉

P.S. Atiyah, *The Rise and Fall of Freedom of Contract* (1979, Oxford) を予定。

〈参考文献〉

ロバート・ハイルブローナー / 八木ほか訳『入門経済思想史』(2001, ちくま学芸文庫)

ピーター・ラスレット / 川北ほか訳『われら失いし世界』(1986, 三嶺書房)

その他、ゼミの中で指示する。

演習 II B

岡 崙 修

〈演習の目的〉

演習 II A では、ヨーロッパ近代法の成立とその特徴を見たので、演習 II B では、それを大陸ヨーロッパから採り入れ 150 年が経過した日本における活用を、欧米社会との比較を通じて見てゆくことにします。

歴史の中での 150 年は決して長いとは言えません。しかも、日本が明治維新の後にそれまでの律令体制から西洋近代法へと乗り換えた主な理由は、それを日本で活用するためというより、無理やり結ばされた不平等条約の撤廃を目指すことにありました。しかし、近代法を導入すれば、人が時の経過とともにそのうちそれに慣れるとばかりは言えません。

経済学でも法律学でも、モデルの構築には熱心ですが、社会や人間がそれぞれ違った歴史の中から今に到っている点にはさほど目が向きません。「郷に入っては郷に従え」はもちろんですが、グローバル化と言われる今の時代においては、日本でしか通用しないやり方が次第にその力を失いつつあることにも目を向け、その原因を探る必要があります。

〈到達目標〉

「垣根がない」という意味の「ボーダーレス」ということばで示されるように、世界が次第に狭くなりつつある今、国の内外の違いを見据えることを通じ、より良い法の運用を考える基礎を養うことができる。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	欧米と近代社会①	歴史を現代の色眼鏡で観る弊害
2	欧米と近代社会②	自由かそれとも平等か
3	欧米と近代社会③	契約社会は自由の確保
4	欧米と近代社会④	私の優位から秩序が生まれる
5	日本と自由主義①	共同体の「互助会」的性格

6	日本と自由主義②	共生の観念と「選ばれた民」
7	日本と自由主義③	父権主義と「他者による支配」
8	日本と自由主義④	「おもてなし」の功罪
9	日米契約観の相違①	リスク感覚の違い
10	日米契約観の相違②	ストロングタイズとウィークタイズ
11	日米契約観の相違③	「過失」を巡る考え方の違い
12	日米契約観の相違④	「契約社会」は契約をよく守る社会のことか
13	グローバル化①	それが日本にもたらすもの
14	グローバル化②	「義理・人情」からルールの重視へ
15	グローバル化③	まとめ

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

どの国にも、それぞれの歴史の中で培われ、人を半ば無意識のうちに支配する要素がありますので、そうした面に
関心を持って臨んでください。

〈成績評価基準・方法〉

演習への参加度 70%、レポート課題 30%

〈教科書・参考書〉

Milhaupt, Ramsey, West, The Japanese Legal System: Case, Codes, and Commentary, Second Edition (2012, Foundation Press) を予定。

〈参考文献〉

メアリー・ブリントン / 池村訳『失われた場を探して：ロストジェネレーションの社会学』（2008, NTT）
山岸俊男『安心社会から信頼社会へ：日本型システムの行方』（1999, 中公新書）
その他、ゼミの中で指示する。

医事法特殊講義 A

植 木 哲

〈講義の目的〉

これまで医事法は刑法学者や民法学者が片手間に講義を行っていた。本講義は講義の中心に医事法を据え、その問題点を、民法・刑法・行政法や社会保障法を統合する観点から講義する。そのための法学方法論を開発するので上述の実体法の授業を持つと同時に、法学概論や法社会学にも関心を持っておくのが望ましい。

講義の中心は下記の講義題目を中心とする各種医事法的事例の検討にある。受講生は自分に最も関心のあるテーマを選び、それをインターネット等でより深めることを期待する。それが学期末における試験問題でもある。

医療の実務や実体を加味しながら、医事法という新しい学問を創っていきましょう。皆さんもその過程に参加してみてください。

〈到達目標〉

医事法に関する基礎知識を学生に修得させることにより、日常生活において生じる医療問題につき、自分で考え、判断できる学生を育成する。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	世間の常識、医師の非常識	常識の哲学

2	医療の法律学	医療に関する法律学の整理
3	医療紛争の法律学	医療紛争の実態と法理
4	意識の法律学	医師・患者関係の整理
5	ムンテラの法律学	医学の伝統と法律学の対応
6	カルテの法律学	カルテをめぐる法律学の攻防
7	医療水準の法律学	医療水準とは
8	医薬品の法律学	薬害への法的対応
9	疫学の法律学	疫学的因果関係の帰趨
10	薬事行政の法律学	薬害と国家賠償
11	被害の法律学	予防接種被害の特質
12	バイオ・テクノロジーの法律学	先端医療の法的規制
13	告知の法律学	がん告知の法律問題
14	ターミナル・ケアの法律学	終末期医療の問題
15	医事法の方法と課題	方法論の確立

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

必ず授業に出て話を聞くこと。興味と関心を持つこと。インターネット等によく調べること。

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度と最終試験により判断する。

〈教科書・参考書〉

植木 哲『医療の法律学（第3版）』有斐閣

〈参考文献〉

その都度紹介する。

医事法特殊講義 B

植 木 哲

〈講義の目的〉

これまで医事法は刑法学者や民法学者が片手間に講義を行っていた。本講義は講義の中心に医事法を据え、その問題点を、民法・刑法・行政法や社会保障法を統合する観点から講義する。そのための法学方法論を開発するので上述の実体法の授業を持つと同時に、法学概論や法社会学にも関心を持っておくのが望ましい。

講義の中心は下記の講義題目を中心とする各種医事法的事例の検討にある。受講生は自分に最も関心のあるテーマを選び、それをインターネット等でより深めることを期待する。それが学期末における試験問題でもある。

医療の実務や実体を加味しながら、医事法という新しい学問を創っていきましょう。皆さんもその過程に参加してみてください。

〈到達目標〉

医事法に関する基礎知識を学生に修得させることにより、日常生活において生じる医療問題につき、自分で考え、判断できる学生を育成する。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	世間の常識、医師の非常識	常識の哲学
2	医療の法律学	医療に関する法律学の整理
3	医療紛争の法律学	医療紛争の実態と法理
4	意識の法律学	医師・患者関係の整理
5	ムンテラの法律学	医学の伝統と法律学の対応
6	カルテの法律学	カルテをめぐる法律学の攻防
7	医療水準の法律学	医療水準とは
8	医薬品の法律学	薬害への法的対応
9	疫学の法律学	疫学的因果関係の帰趨
10	薬事行政の法律学	薬害と国家賠償
11	被害の法律学	予防接種被害の特質
12	バイオ・テクノロジーの法律学	先端医療の法的規制
13	告知の法律学	がん告知の法律問題
14	ターミナル・ケアの法律学	終末期医療の問題
15	医事法の方法と課題	方法論の確立

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

必ず授業に出て話を聞くこと。興味と関心を持つこと。インターネット等でよく調べること。

〈成績評価基準・方法〉

授業への参加度と最終試験により判断する。

〈教科書・参考書〉

植木 哲『医療の法律学（第3版）』有斐閣

〈参考文献〉

その都度紹介する。

演 習 I A

植 木 哲

〈演習の目的〉

これまで医事法は刑法学者や民法学者が片手間に講義を行っていた。本演習は演習の中心に医事法を据え、その問題点を、民法・刑法・行政法や社会保障法を統合する観点から考えることにする。そのための法学方法論を開発する必要があるので、上述の実体法に関する演習と同時に、法学概論や法社会学、さらには比較法学にも関心を持つ必要がある。

演習の中心は下記の演習題目を中心とする各種医事法的事例の検討にある。演習生は自分に最も関心のあるテーマを選び、それをインターネット等でより深めることを期待する。それが学期末における試験問題でもある。

医療の実務や実体を加味しながら、医事法という新しい学問を創っていきましょう。皆さんもその過程に参加してみてください。

〈到達目標〉

医事法に関する基礎知識を演習生に修得させることにより、日常生活において生じる医療問題につき、自分で考え、判断できる演習生を育成する。それが論文を書く上での近道である。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	世間の常識、医師の非常識	常識の哲学
2	医療の法律学	医療に関する法律学の整理
3	医療紛争の法律学	医療紛争の実態と法理
4	意識の法律学	医師・患者関係の整理
5	ムンテラの法律学	医学の伝統と法律学の対応
6	カルテの法律学	カルテをめぐる法律学の攻防
7	医療水準の法律学	医療水準とは
8	医薬品の法律学	薬害への法的対応
9	疫学の法律学	疫学的因果関係の帰趨
10	薬事行政の法律学	薬害と国家賠償
11	被害の法律学	予防接種被害の特質
12	バイオ・テクノロジーの法律学	先端医療の法的規制
13	告知の法律学	がん告知の法律問題
14	ターミナル・ケアの法律学	終末期医療の問題
15	医事法の方法と課題	方法論の確立

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民事法（財産法）の講義を受けること。

〈成績評価基準・方法〉

演習への参加度とその積極性（50%対50%）

〈教科書・参考書〉

植木 哲『医療の法律学』有斐閣

植木 哲『人の一生と医療紛争』青林書院・2010年12月

植木 哲『医療裁判から医療ADRへ』ぎょうせい

演 習 I B

植 木 哲

〈演習の目的〉

これまで医事法は刑法学者や民法学者が片手間に講義を行っていた。本演習は演習の中心に医事法を据え、その問題点を、民法・刑法・行政法や社会保障法を統合する観点から考えることにする。そのための法学方法論を開発する必要があるため、上述の実体法に関する演習と同時に、法学概論や法社会学、さらには比較法学にも関心を持つ必要がある。

演習の中心は下記の演習題目を中心とする各種医事法的事例の検討にある。演習生は自分に最も関心のあるテーマ

を選び、それをインターネット等でより深めることを期待する。それが学期末における試験問題でもある。

医療の実務や実体を加味しながら、医事法という新しい学問を創っていきましょう。皆さんもその過程に参加してみてください。

〈到達目標〉

医事法に関する基礎知識を演習生に修得させることにより、日常生活において生じる医療問題につき、自分で考え、判断できる演習生を育成する。それが論文を書く上での近道である。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	世間の常識、医師の非常識	常識の哲学
2	医療の法律学	医療に関する法律学の整理
3	医療紛争の法律学	医療紛争の実態と法理
4	意識の法律学	医師・患者関係の整理
5	ムンテラの法律学	医学の伝統と法律学の対応
6	カルテの法律学	カルテをめぐる法律学の攻防
7	医療水準の法律学	医療水準とは
8	医薬品の法律学	薬害への法的対応
9	疫学の法律学	疫学的因果関係の帰趨
10	薬事行政の法律学	薬害と国家賠償
11	被害の法律学	予防接種被害の特質
12	バイオ・テクノロジーの法律学	先端医療の法的規制
13	告知の法律学	がん告知の法律問題
14	ターミナル・ケアの法律学	終末期医療の問題
15	医事法の方法と課題	方法論の確立

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民事法（財産法）の講義を受けること。

〈成績評価基準・方法〉

演習への参加度とその積極性（50%対50%）

〈教科書・参考書〉

植木 哲『医療の法律学』有斐閣

植木 哲『人の一生と医療紛争』青林書院・2010年12月

植木 哲『医療裁判から医療ADRへ』ぎょうせい

演 習 II A

植 木 哲

〈演習の目的〉

これまで医事法は刑法学者や民法学者が片手間に講義を行っていた。本演習は演習の中心に医事法を据え、その間

題点を、民法・刑法・行政法や社会保障法を統合する観点から考えることにする。そのための法学方法論を開発する必要があるので、上述の実体法に関する演習と同時に、法学概論や法社会学、さらには比較法学にも関心を持つ必要がある。

演習の中心は下記の演習題目を中心とする各種医事法的事例の検討にある。演習生は自分に最も関心のあるテーマを選び、それをインターネット等でより深めることを期待する。それが学期末における試験問題でもある。

医療の実務や実体を加味しながら、医事法という新しい学問を創っていきましょう。皆さんもその過程に参加してみてください。

〈到達目標〉

医事法に関する基礎知識を演習生に修得させることにより、日常生活において生じる医療問題につき、自分で考え、判断できる演習生を育成する。それが論文を書く上での近道である。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	世間の常識、医師の非常識	常識の哲学
2	医療の法律学	医療に関する法律学の整理
3	医療紛争の法律学	医療紛争の実態と法理
4	意識の法律学	医師・患者関係の整理
5	ムンテラの法律学	医学の伝統と法律学の対応
6	カルテの法律学	カルテをめぐる法律学の攻防
7	医療水準の法律学	医療水準とは
8	医薬品の法律学	薬害への法的対応
9	疫学の法律学	疫学的因果関係の帰趨
10	薬事行政の法律学	薬害と国家賠償
11	被害の法律学	予防接種被害の特質
12	バイオ・テクノロジーの法律学	先端医療の法的規制
13	告知の法律学	がん告知の法律問題
14	ターミナル・ケアの法律学	終末期医療の問題
15	医事法の方法と課題	方法論の確立

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民事法（財産法）の講義を受けること。

〈成績評価基準・方法〉

演習への参加度とその積極性（50%対50%）

〈教科書・参考書〉

植木 哲『医療の法律学』有斐閣

植木 哲『『人の一生と医療紛争』青林書院・2010年12月

植木 哲『医療裁判から医療ADRへ』ぎょうせい

演習ⅡB

植木 哲

〈演習の目的〉

これまで医事法は刑法学者や民法学者が片手間に講義を行っていた。本演習は演習の中心に医事法を据え、その問題点を、民法・刑法・行政法や社会保障法を統合する観点から考えることにする。そのための法学方法論を開発する必要があるため、上述の実体法に関する演習と同時に、法学概論や法社会学、さらには比較法学にも関心を持つ必要がある。

演習の中心は下記の演習題目を中心とする各種医事法的事例の検討にある。演習生は自分に最も関心のあるテーマを選び、それをインターネット等でより深めることを期待する。それが学期末における試験問題でもある。

医療の実務や実体を加味しながら、医事法という新しい学問を創っていきましょう。皆さんもその過程に参加してみてください。

〈到達目標〉

医事法に関する基礎知識を演習生に修得させることにより、日常生活において生じる医療問題につき、自分で考え、判断できる演習生を育成する。それが論文を書く上での近道である。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	世間の常識、医師の非常識	常識の哲学
2	医療の法律学	医療に関する法律学の整理
3	医療紛争の法律学	医療紛争の実態と法理
4	意識の法律学	医師・患者関係の整理
5	ムンテラの法律学	医学の伝統と法律学の対応
6	カルテの法律学	カルテをめぐる法律学の攻防
7	医療水準の法律学	医療水準とは
8	医薬品の法律学	薬害への法的対応
9	疫学の法律学	疫学的因果関係の帰趨
10	薬事行政の法律学	薬害と国家賠償
11	被害の法律学	予防接種被害の特質
12	バイオ・テクノロジーの法律学	先端医療の法的規制
13	告知の法律学	がん告知の法律問題
14	ターミナル・ケアの法律学	終末期医療の問題
15	医事法の方法と課題	方法論の確立

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

民事法（財産法）の講義を受けること。

〈成績評価基準・方法〉

演習への参加度とその積極性（50%対50%）

〈教科書・参考書〉

植木 哲『医療の法律学』有斐閣

植木 哲『『人の一生と医療紛争』青林書院・2010年12月

植木 哲『医療裁判から医療ADRへ』ぎょうせい

ADR法特殊講義A

平 田 勇 人

〈講義の目的〉

第161回国会において、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆるADR法）が成立し、2004年12月1日に公布された（平成16年法律第151号）。このADR法は、2007年4月1日に施行されたが、まず司法型として地裁・簡裁・家庭裁判所で調停が行われている。次に、行政機関・行政委員会によるものとしては、公害等調整委員会、国民生活センター紛争解決委員会、労働委員会、紛争調整委員会、労働相談情報センター、建設工事紛争審査会が機能している。第3に民間機関であるが、日本スポーツ仲裁機構を始めとして、日弁連交通事故相談センター、日本商事仲裁協会、日本海運集合所、PLセンター、事業再生実務家協会、そして医療紛争相談センター等が機能している。このようにADRと一口に言っても多様性があり、本講座においてはADRの実践的な知識を修得してもらうため、平田ゼミ生（法学部）との合同模擬調停に参加してもらう。また、ADRに造詣の深い本学教員の全面的なバックアップにより、様々な模擬調停のテーマにチャレンジすることを通してADR法の本質をつかんでほしい。

〈到達目標〉

ADRのメリットとして、①簡単な申立手続、②低コスト、③迅速性、④相互の合意に基づく解決、⑤非公開性、⑥柔軟性、⑦専門性、⑧国際越境取引についても現実的な紛争処理が可能、⑨両当事者の将来の関係をも考慮した解決案を選択、等があげられる。今後は、訴訟とADRが切磋琢磨して相互補完の関係を築くことが、紛争解決サービスの向上につながると考えられている点を理解し、民事手続法やADRに関する基礎知識、高度な調停技法、法交渉理論と法交渉力を身につけることを到達目標とする。それを受講者各自の研究テーマに活用できる応用力を身につけることを到達目標にする。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	オリエンテーション	今後の授業の進め方について説明する。
2	民事手続法	裁判に関する基礎知識、法交渉理論
3	ADR	裁判外紛争解決制度（ADR）に関する基礎知識
4	調停技法（1）	パラフレージング
5	調停技法（2）	リフレーミング
6	調停技法（3）	オープン・エンディッド・クエスチョン
7	模擬調停のテーマ設定	民事調停
8	模擬調停のテーマ設定	家事調停
9	模擬調停の役割分担の選定	裁判官、調停委員、弁護士、当事者等
10	模擬調停実験（1回目）	学部生との合同模擬調停に参加
11	模擬調停実験（2回目）	学部生との合同模擬調停に参加
12	調停実験の反訳	データのテープ起こし作業
13	調停実験の分析	調停実験データの分析
14	他大学の調停実験との比較	どういった有意な差が認められるか

15	まとめ	ADR 法特殊講義 A のまとめ
----	-----	------------------

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

多様な ADR の中で、具体的な問題を設定して、模擬調停実験を行う。大学院生だけでは模擬調停を行うための人数が確保できないので、法学部生との合同模擬調停を行う。調停に関する基礎知識を身につけ、次のステップとして、裁判官、調停委員、弁護士、原告、被告役を学部生とともに役割分担することで、実践的な紛争解決能力を身につけてもらう。そして、その結果を分析してもらう。また、他大学の法学部やロースクールの教授たちとのゼミとも連携しながら模擬調停実験を行う予定のため、データの比較検討もしてもらう。

〈成績評価基準・方法〉

成績は模擬調停の役割をきちんとこなせたかを 50%、模擬調停の反訳作業がきちんとできているかを 25%、模擬調停実験結果のデータ分析がきちんとできているかを 25%、以上の合計 100 点満点で評価する。

〈教科書・参考書〉

小島武司編著『ブリッジブック裁判法』(信山社、2010 年)

レビン小林久子『調停者ハンドブック—調停の理念と技法』(信山社、1998)

〈参考文献〉

小島武司編著『ADR の実際と理論 I』(日本比較法研究所研究叢書 (62) 中央大学出版部、2003 年)

小島武司編著『ADR の実際と理論 II』(日本比較法研究所研究叢書 (68) 中央大学出版部、2005 年)

ADR 法特殊講義 B

平 田 勇 人

〈講義の目的〉

第 161 回国会において、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(いわゆる ADR 法)が成立し、2004 年 12 月 1 日に公布された(平成 16 年法律第 151 号)。この ADR 法は、2007 年 4 月 1 日に施行されたが、まず司法型として地裁・簡裁・家庭裁判所で調停が行われている。次に、行政機関・行政委員会によるものとしては、公害等調整委員会、国民生活センター紛争解決委員会、労働委員会、紛争調整委員会、労働相談情報センター、建設工事紛争審査会が機能している。第 3 に民間機関であるが、日本スポーツ仲裁機構を始めとして、日弁連交通事故相談センター、日本商事仲裁協会、日本海運集合所、PL センター、事業再生実務家協会、そして医療紛争相談センター等が機能している。このように ADR と一口に言っても多様性があり、本講座においては ADR の実践的な知識を修得してもらうため、平田ゼミ生(法学部)との合同模擬調停に参加してもらう。また、ADR に造詣の深い本学教員の全面的なバックアップにより、様々な模擬調停のテーマにチャレンジすることを通して ADR 法の本質をつかんでほしい。

〈到達目標〉

ADR のメリットとして、①簡単な申立手続、②低コスト、③迅速性、④相互の合意に基づく解決、⑤非公開性、⑥柔軟性、⑦専門性、⑧国際越境取引についても現実的な紛争処理が可能、⑨両当事者の将来の関係をも考慮した解決案を選択、等があげられる。今後は、訴訟と ADR が切磋琢磨して相互補完の関係を築くことが、紛争解決サービスの向上につながると考えられている点を理解し、民事手続法や ADR に関する基礎知識、高度な調停技法、法交渉理論と法交渉力を身につけることを到達目標とする。それを受講者各自の研究テーマに活用できる応用力を身につけることを到達目標とする。

〈講義計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	オリエンテーション	今後の授業の進め方について説明する。
2	家事調停におけるテーマの選定	教員の方でテーマ(事例)を設定する。
3	家事調停におけるテーマの選定	学生の方でテーマ(事例)を設定する。
4	家事調停での役割分担の選定	裁判官、調停委員、弁護士、当事者等

5	模擬調停実験	学部生との合同模擬調停に参加
6	模擬調停実験の反訳	データのテープ起こし作業
7	模擬調停実験の分析	調停実験データの分析
8	模擬調停実験の分析	法交渉理論の観点から調停実験データの分析
9	医療 ADR のテーマ選定	教員の方でテーマ（事例）を設定する。
10	医療 ADR のテーマ選定	学生の方でテーマ（事例）を設定する。
11	医療 ADR の役割分担の選定	裁判官、調停委員、弁護士、当事者等
12	模擬調停実験	学部生との合同模擬調停に参加
13	模擬調停実験の反訳	データのテープ起こし作業
14	模擬調停実験の分析	調停実験データの分析
15	まとめ	ADR 法特殊講義 B のまとめ

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

多様な ADR の中で、具体的な問題を設定して、模擬調停実験を行う。大学院生だけでは模擬調停を行うための人数が確保できないので、法学部生との合同模擬調停を行う。調停に関する基礎知識を身につけ、次のステップとして、裁判官、調停委員、弁護士、原告、被告役を学部生とともに役割分担することで、実践的な紛争解決能力を身につけてもらう。そして、その結果を分析してもらう。また、他大学の法学部やロースクールの教授たちとのゼミとも連携しながら模擬調停実験を行う予定のため、データの比較検討をしてもらう。

〈成績評価基準・方法〉

成績は模擬調停の役割をきちんとこなせたかを 50%、模擬調停の反訳作業がきちんとできているかを 25%、模擬調停実験結果のデータ分析がきちんとできているかを 25%、以上の合計 100 点満点で評価する。

〈教科書・参考書〉

小島武司編著『ブリッジブック裁判法』（信山社、2010 年）

レビン小林久子『調停者ハンドブック—調停の理念と技法』（信山社、1998）

〈参考文献〉

小島武司編著『ADR の実際と理論Ⅰ』（日本比較法研究所研究叢書(62) 中央大学出版部、2003 年）

小島武司編著『ADR の実際と理論Ⅱ』（日本比較法研究所研究叢書(68) 中央大学出版部、2005 年）

演 習 I A

平 田 勇 人

〈演習の目的〉

第 161 回国会において、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆる ADR 法）が成立し、2004 年 12 月 1 日に公布された（平成 16 年法律第 151 号）。この ADR 法は、2007 年 4 月 1 日に施行されたが、まず司法型として地裁・簡裁・家庭裁判所で調停が行われている。次に、行政機関・行政委員会によるものとしては、公害等調整委員会、国民生活センター紛争解決委員会、労働委員会、紛争調整委員会、労働相談情報センター、建設工事紛争審査会が機能している。第 3 に民間機関であるが、日本スポーツ仲裁機構を始めとして、日弁連交通事故相談センター、日本商事仲裁協会、日本海運集合所、PL センター、事業再生実務家協会、そして医療紛争相談センター等が機能している。このように ADR と一口に言っても多様性があり、本講座においては ADR の実践的な知識を修得してもらうため、平田ゼミ生（法学部）との合同模擬調停に参加してもらう。様々な模擬調停のテーマにチャレンジすることを通して、ADR 法に関する修士論文を執筆するための技術を身につけてほしい。

〈到達目標〉

ADRのメリットとして、①簡単な申立手続、②低コスト、③迅速性、④相互の合意に基づく解決、⑤非公開性、⑥柔軟性、⑦専門性、⑧国際越境取引についても現実的な紛争処理が可能、⑨両当事者の将来の関係をも考慮した解決案を選択、等があげられる。今後は、訴訟とADRが切磋琢磨して相互補完の関係を築くことが、紛争解決サービスの向上につながると考えられている点を理解し、ADR法に関する基礎知識、高度な調停技法、法交渉理論、プレゼンテーション能力、さらにはコンピュータを活用した模擬調停事例の解析能力を身につけることを到達目標とする。それを受講者各自の研究テーマに活用できる応用力を身につけることも到達目標にする。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	オリエンテーション	大学院法学研究科の教育理念を踏まえて、修士論文作成のための方法・技術を説明する。
2	模擬調停の事例設定 (1)	学部ゼミ生との合同模擬調停実験の事例について考察 (1)「民事調停」
3	模擬調停の事例設定 (2)	学部ゼミ生との合同模擬調停実験の事例について考察 (2)「家事調停」
4	模擬調停の事例設定 (3)	学部ゼミ生との合同模擬調停実験の事例について考察 (3)「労働調停」
5	模擬調停実験の反訳 (1)	学部ゼミ生との合同模擬調停実験のテープ起こし (1)「民事調停」
6	模擬調停実験の反訳 (2)	学部ゼミ生との合同模擬調停実験のテープ起こし (2)「家事調停」
7	模擬調停実験の反訳 (3)	学部ゼミ生との合同模擬調停実験のテープ起こし (3)「労働調停」
8	模擬調停実験の分析 (1)	東京工業大学の新田研究室で開発されている調停支援システムを利用して、合同模擬調停実験の解析を行う (1)「民事調停」
9	模擬調停実験の分析 (2)	東京工業大学の新田研究室で開発されている調停支援システムを利用して、合同模擬調停実験の解析を行う (2)「家事調停」
10	模擬調停実験の分析 (3)	東京工業大学の新田研究室で開発されている調停支援システムを利用して、合同模擬調停実験の解析を行う (3)「労働調停」
11	学部ゼミ生に模擬調停の改善点を指導 (1)	学部生に、大学院生として改善点をプレゼンテーション出来るように、プレゼン能力を身につけるための指導を行う (1)「民事調停」
12	学部ゼミ生に模擬調停の改善点を指導 (2)	学部生に、大学院生として改善点をプレゼンテーション出来るように、プレゼン能力を身につけるための指導を行う (2)「家事調停」
13	学部ゼミ生に模擬調停の改善点を指導 (3)	学部生に、大学院生として改善点をプレゼンテーション出来るように、プレゼン能力を身につけるための指導を行う (3)「労働調停」
14	学部ゼミ生に模擬調停の改善点を指導 (4)	学部生に、大学院生として改善点をプレゼンテーション出来るように、プレゼン能力を身につけるための指導を行う (4)「コンピュータ活用」
15	演習 I A まとめ	実践的な模擬調停実験を通して得た経験を報告してもらう。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

多様なADRの中で、具体的な問題を設定して、模擬調停実験を行う。大学院生だけでは模擬調停を行うための人数が確保できないので、法学部生との合同模擬調停を行う。調停に関する基礎知識を身につけ、次のステップとして、裁判官、調停委員、弁護士、原告、被告役を学部生とともに役割分担することで、実践的な紛争解決能力を身につけてもらう。そして、その結果を分析してもらう。本演習では、①学部生との合同模擬調停実験に参加し、②合同模擬調停のテープ起こしを行い、③コンピュータによる調停支援システム等を利用して模擬調停実験のデータ解析を行うことが履修の条件となる。また、学部生の前でプレゼンテーションし、学部生を大学院生としての立場から指導でき

る能力が求められるので、この点を十分に認識して受講してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

成績は模擬調停の役割をきちんとこなせたかを 50%、模擬調停の反訳作業がきちんとできているかを 25%、模擬調停実験結果のデータ分析がきちんとできているかを 25%、以上の合計 100 点満点で評価する。

〈教科書・参考書〉

平田勇人『信義則とその基層にあるもの』（成文堂）

新堀 聡『評価される博士・修士論文の書き方・考え方』（同文館出版）

〈参考文献〉

別途指示する。

演 習 I B

平 田 勇 人

〈演習の目的〉

第 161 回国会において、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆる ADR 法）が成立し、2004 年 12 月 1 日に公布された（平成 16 年法律第 151 号）。この ADR 法は、2007 年 4 月 1 日に施行されたが、まず司法型として地裁・簡裁・家庭裁判所で調停が行われている。次に、行政機関・行政委員会によるものとしては、公害等調整委員会、国民生活センター紛争解決委員会、労働委員会、紛争調整委員会、労働相談情報センター、建設工事紛争審査会が機能している。第 3 に民間機関であるが、日本スポーツ仲裁機構を始めとして、日弁連交通事故相談センター、日本商事仲裁協会、日本海運集合所、PL センター、事業再生実務家協会、そして医療紛争相談センター等が機能している。このように ADR と一口に言っても多様性があり、本講座においては ADR の実践的な知識を修得してもらうため、平田ゼミ生（法学部）との合同模擬調停に参加してもらう。様々な模擬調停のテーマにチャレンジすることを通して、ADR 法に関する修士論文を執筆するための技術を身につけてほしい。

〈到達目標〉

ADR のメリットとして、①簡単な申立手続、②低コスト、③迅速性、④相互の合意に基づく解決、⑤非公開性、⑥柔軟性、⑦専門性、⑧国際越境取引についても現実的な紛争処理が可能、⑨両当事者の将来の関係をも考慮した解決案を選択、等があげられる。今後は、訴訟と ADR が切磋琢磨して相互補完の関係を築くことが、紛争解決サービスの向上につながると考えられている点を理解し、ADR 法に関する基礎知識、高度な調停技法、法交渉理論、プレゼンテーション能力、さらにはコンピュータを活用した模擬調停事例の解析能力を身につけることを到達目標とする。それを受講者各自の研究テーマに活用できる応用力を身につけることも到達目標にする。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	オリエンテーション	演習 I（ADR 法）で行ってきた、合同模擬調停実験等の経験に基づき、修士論文作成のための方法・技術を説明する。
2	模擬調停の事例設定（4）	学部ゼミ生との合同模擬調停実験の事例について考察（4）「民事調停」
3	模擬調停の事例設定（5）	学部ゼミ生との合同模擬調停実験の事例について考察（5）「家事調停」
4	模擬調停の事例設定（6）	学部ゼミ生との合同模擬調停実験の事例について考察（6）「労働調停」
5	模擬調停実験の反訳（4）	学部ゼミ生との合同模擬調停実験のテープ起こし（4）「民事調停」
6	模擬調停実験の反訳（5）	学部ゼミ生との合同模擬調停実験のテープ起こし（5）「家事調停」
7	模擬調停実験の反訳（6）	学部ゼミ生との合同模擬調停実験のテープ起こし（6）「労働調停」

8	模擬調停実験の分析 (4)	調停支援システムを利用して、合同模擬調停実験の解析を行う (4)「民事調停」
9	模擬調停実験の分析 (5)	調停支援システムを利用して、合同模擬調停実験の解析を行う (5)「家事調停」
10	模擬調停実験の分析 (6)	調停支援システムを利用して、合同模擬調停実験の解析を行う (6)「労働調停」
11	学部ゼミ生に模擬調停の改善点を指導 (5)	学部生に、大学院生として改善点をプレゼンテーション出来るように、プレゼン能力を身につけるための指導を行う (5)「民事調停」
12	学部ゼミ生に模擬調停の改善点を指導 (6)	学部生に、大学院生として改善点をプレゼンテーション出来るように、プレゼン能力を身につけるための指導を行う (6)「家事調停」
13	学部ゼミ生に模擬調停の改善点を指導 (7)	学部生に、大学院生として改善点をプレゼンテーション出来るように、プレゼン能力を身につけるための指導を行う (7)「労働調停」
14	学部ゼミ生に模擬調停の改善点を指導 (8)	学部生に、大学院生として改善点をプレゼンテーション出来るように、プレゼン能力を身につけるための指導を行う (8)「コンピュータ活用」
15	演習 I B まとめ	実践的な模擬調停実験を通して得た経験を報告してもらう。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

多様な ADR の中で、具体的な問題を設定して、模擬調停実験を行う。大学院生だけでは模擬調停を行うための人数が確保できないので、法学部生との合同模擬調停を行う。調停に関する基礎知識を身につけ、次のステップとして、裁判官、調停委員、弁護士、原告、被告役を学部生とともに役割分担することで、実践的な紛争解決能力を身につけてもらう。そして、その結果を分析してもらう。本演習では、①学部生との合同模擬調停実験に参加し、②合同模擬調停のテープ起こしを行い、③コンピュータによる調停支援システム等を利用して模擬調停実験のデータ解析を行うことが履修の条件となる。また、学部生の前でプレゼンテーションし、学部生を大学院生としての立場から指導できる能力が求められるので、この点を十分に認識して受講してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

成績は模擬調停の役割をきちんとこなせたかを 50%、模擬調停の反訳作業がきちんとできているかを 25%、模擬調停実験結果のデータ分析がきちんとできているかを 25%、以上の合計 100 点満点で評価する。

〈教科書・参考書〉

平田勇人『信義則とその基層にあるもの』(成文堂)

新堀 聡『評価される博士・修士論文の書き方・考え方』(同文館出版)

〈参考文献〉

別途指示する。

演 習 II A

平 田 勇 人

〈演習の目的〉

第 161 回国会において、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(いわゆる ADR 法)が成立し、2004 年 12 月 1 日に公布された(平成 16 年法律第 151 号)。この ADR 法は、2007 年 4 月 1 日に施行されたが、まず司法型として地裁・簡裁・家庭裁判所で調停が行われている。次に、行政機関・行政委員会によるものとしては、公害等調整委員会、国民生活センター紛争解決委員会、労働委員会、紛争調整委員会、労働相談情報センター、建設工事紛争審査会が機能している。第 3 に民間機関であるが、日本スポーツ仲裁機構を始めとして、日弁連交通事故相談センター、日本商事仲裁協会、日本海運集合所、PL センター、事業再生実務家協会、そして医療紛争相談センター等が機能している。このように ADR と一口に言っても多様性があり、本講座においては ADR の実践的な知識を修得してもらうため、平田ゼミ生(法学部)との合同模擬調停に参加してもらう。様々な模擬調停のテーマにチャレンジすることを通して、ADR 法に関する修士論文を執筆するための技術を身につけてほしい。

〈到達目標〉

ADRのメリットとして、①簡単な申立手続、②低コスト、③迅速性、④相互の合意に基づく解決、⑤非公開性、⑥柔軟性、⑦専門性、⑧国際越境取引についても現実的な紛争処理が可能、⑨両当事者の将来の関係をも考慮した解決案を選択、等があげられる。今後は、訴訟とADRが切磋琢磨して相互補完の関係を築くことが、紛争解決サービスの向上につながると考えられている点を理解し、ADR法に関する基礎知識、高度な調停技法、法交渉理論、プレゼンテーション能力、さらにはコンピュータを活用した模擬調停事例の解析能力を身につけることを到達目標とする。それを受講者各自の研究テーマに活用できる応用力を身につけることも到達目標にする。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	オリエンテーション	それぞれの受講生の研究テーマに則し、修士論文作成に向けて、個別の指導を行うためのガイダンスを行う。
2	先行研究の精査 (1)	各学生の修士論文のテーマに関する先行研究の資料読解と考察 (1)「調停 (日本)」
3	先行研究の精査 (2)	各学生の修士論文のテーマに関する先行研究の資料読解と考察 (2)「調停 (外国)」
4	先行研究の精査 (3)	各学生の修士論文のテーマに関する先行研究の資料読解と考察 (3)「仲裁 (日本)」
5	先行研究の精査 (4)	各学生の修士論文のテーマに関する先行研究の資料読解と考察 (4)「仲裁 (外国)」
6	資料の整理 (1)	各学生の修論作成のための資料整理に対する指導 (1)「調停 (日本)」
7	資料の整理 (2)	各学生の修論作成のための資料整理に対する指導 (2)「調停 (外国)」
8	資料の整理 (3)	各学生の修論作成のための資料整理に対する指導 (3)「仲裁 (日本)」
9	資料の整理 (4)	各学生の修論作成のための資料整理に対する指導 (4)「仲裁 (外国)」
10	資料の分析 (1)	各学生の修論作成のための資料分析に対する指導 (1)「調停 (日本)」
11	資料の分析 (2)	各学生の修論作成のための資料分析に対する指導 (2)「調停 (外国)」
12	資料の分析 (3)	各学生の修論作成のための資料分析に対する指導 (3)「仲裁 (日本)」
13	資料の分析 (4)	各学生の修論作成のための資料分析に対する指導 (4)「仲裁 (外国)」
14	修士論文中間報告 (1)	これまでの演習を通して、自分が研究してきた内容の中間発表「調停」を行ってもらう。
15	修士論文中間報告 (2)	これまでの演習を通して、自分が研究してきた内容の中間発表「仲裁」を行ってもらう。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

多様なADRの中で、具体的な問題を設定して、模擬調停実験を行う。大学院生だけでは模擬調停を行うための人数が確保できないので、法学部生との合同模擬調停を行う。調停に関する基礎知識を身につけ、次のステップとして、裁判官、調停委員、弁護士、原告、被告役を学部生とともに役割分担することで、実践的な紛争解決能力を身につけてもらう。そして、その結果を分析してもらう。本演習では、①学部生との合同模擬調停実験に参加し、②合同模擬調停のテープ起こしを行い、③コンピュータによる調停支援システム等を利用して模擬調停実験のデータ解析を行うことが履修の条件となる。また、学部生の前でプレゼンテーションし、学部生を大学院生としての立場から指導でき

る能力が求められるので、この点を十分に認識して受講してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

成績は毎回の報告の内容を 25%、質問と発表を 25%、修士論文の内容を 50%の 100 点満点で評価する。

なお、修士論文と試問会での発表に対して、以下に示す評価項目に基づき総合的に評価する。

○ 修士論文の評価項目

1. 研究の意義や目的を十分に理解し、明確に記述されているか。
2. 結論に到達するまでのプロセス・方法及び結論の評価について、合理的かつ明確に記述できているか。
3. 修士論文の構成が適切、かつ読みやすく記述されているか。

〈教科書・参考書〉

平田勇人『信義則とその基層にあるもの』（成文堂）

新堀 聡『評価される博士・修士論文の書き方・考え方』（同文館出版）

〈参考文献〉

別途指示する。

演 習 II B

平 田 勇 人

〈演習の目的〉

第 161 回国会において、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆる ADR 法）が成立し、2004 年 12 月 1 日に公布された（平成 16 年法律第 151 号）。この ADR 法は、2007 年 4 月 1 日に施行されたが、まず司法型として地裁・簡裁・家庭裁判所で調停が行われている。次に、行政機関・行政委員会によるものとしては、公害等調整委員会、国民生活センター紛争解決委員会、労働委員会、紛争調整委員会、労働相談情報センター、建設工事紛争審査会が機能している。第 3 に民間機関であるが、日本スポーツ仲裁機構を始めとして、日弁連交通事故相談センター、日本商事仲裁協会、日本海運集合所、PL センター、事業再生実務家協会、そして医療紛争相談センター等が機能している。このように ADR と一口に言っても多様性があり、本講座においては ADR の実践的な知識を修得してもらうため、平田ゼミ生（法学部）との合同模擬調停に参加してもらう。様々な模擬調停のテーマにチャレンジすることを通して、ADR 法に関する修士論文を執筆するための技術を身につけてほしい。

〈到達目標〉

ADR のメリットとして、①簡単な申立手続、②低コスト、③迅速性、④相互の合意に基づく解決、⑤非公開性、⑥柔軟性、⑦専門性、⑧国際越境取引についても現実的な紛争処理が可能、⑨両当事者の将来の関係をも考慮した解決案を選択、等があげられる。今後は、訴訟と ADR が切磋琢磨して相互補完の関係を築くことが、紛争解決サービスの向上につながると考えられている点を理解し、ADR 法に関する基礎知識、高度な調停技法、法交渉理論、プレゼンテーション能力、さらにはコンピュータを活用した模擬調停事例の解析能力を身につけることを到達目標とする。それを受講者各自の研究テーマに活用できる応用力を身につけることも到達目標にする。

〈演習計画〉

週	テ ー マ	内 容
1	執筆の指導（1）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（1）「論文テーマの選定」
2	執筆の指導（2）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（2）「論文テーマ選定の理由」
3	執筆の指導（3）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（3）「先行研究の検討」
4	執筆の指導（4）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（4）「論文の序章」
5	執筆の指導（5）	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導（5）「論文の構成」

6	執筆の指導 (6)	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導 (6)「論文の各章の組立て」
7	執筆の指導 (7)	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導 (7)「論文の結論の検討」
8	執筆の指導 (8)	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導 (8)「引用文献の検討」
9	執筆の指導 (9)	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導 (9)「参考文献の検討」
10	執筆の指導 (10)	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導 (10)「論文の体系的整合性」
11	執筆の指導 (11)	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導 (11)「論文要旨の作成」
12	執筆の指導 (12)	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導 (12) 「プレゼンテーションの仕方」
13	執筆の指導 (13)	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導 (13) 「プレゼンテーション資料の作成」
14	執筆の指導 (14)	適宜作成したレポートに基づいて、個々の学生ごとに適切な研究上のアドバイスを与えつつ、考察を深めるよう指導 (14) 「プレゼンテーション予行演習」
15	完成	修士論文の完成。発表準備。

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

多様なADRの中で、具体的な問題を設定して、模擬調停実験を行う。大学院生だけでは模擬調停を行うための人数が確保できないので、法学部生との合同模擬調停を行う。調停に関する基礎知識を身につけ、次のステップとして、裁判官、調停委員、弁護士、原告、被告役を学部生とともに役割分担することで、実践的な紛争解決能力を身につけてもらう。そして、その結果を分析してもらう。本演習では、①学部生との合同模擬調停実験に参加し、②合同模擬調停のテープ起こしを行い、③コンピュータによる調停支援システム等を利用して模擬調停実験のデータ解析を行うことが履修の条件となる。また、学部生の前でプレゼンテーションし、学部生を大学院生としての立場から指導できる能力が求められるので、この点を十分に認識して受講してほしい。

〈成績評価基準・方法〉

成績は毎回の報告の内容を25%、質問と発表を25%、修士論文の内容を50%の100点満点で評価する。

なお、修士論文と試問会での発表に対して、以下に示す評価項目に基づき総合的に評価する。

○ 修士論文の評価項目

1. 研究の意義や目的を十分に理解し、明確に記述されているか。
2. 結論に到達するまでのプロセス・方法及び結論の評価について、合理的かつ明確に記述できているか。
3. 修士論文の構成が適切、かつ読みやすく記述されているか。

〈教科書・参考書〉

平田勇人『信義則とその基層にあるもの』(成文堂)

新堀 聡『評価される博士・修士論文の書き方・考え方』(同文館出版)

〈参考文献〉

別途指示する。

公法総合特殊講義 A

下 條 芳 明	宮 坂 果麻理
高 梨 文 彦	粟 津 明 博
大 野 正 博	杉 島 正 秋

〈講義の目的〉

かつて尾高朝雄博士は『法の究極に在るもの』（有斐閣、1982年）を執筆された際、社会に生起する多岐・複雑な問題を解決するための努力は、特殊化（特殊化した専門の知識と研究）及び一般化（法一般の根本原理の方向へ向けての考察）を要請すると論じられた（同書5ページ以下）。修士論文執筆も例外ではない。法学や政治学という、とてつもなく広く高い山の登山口に自分が立っていることを自覚し、自分の専攻領域のみならず、関連する法・政治領域にも目配りをしながら、必要な文献や文献を探し出して整理・分析する作業が求められる。この講義では公法分野（憲法、行政法、刑事法、税法、国際法）及び政治・行政学の基本概念と相互の関係を説明した上で、各分野が直面する問題について担当教員がオムニバス形式で解説する。

〈到達目標〉

- (1) 公法及び政治・行政学領域の特徴と相互関係を理解する。
- (2) 各法領域の基本的特徴を理解する。
- (3) 自分が研究しようとする領域が他の分野とどう関連するかを理解する。

〈講義計画〉

週	担 当 者	テ ー マ ・ 内 容
1	下 條 芳 明	基本的人権をめぐる判例の検討（1）
2	下 條 芳 明	基本的人権をめぐる判例の検討（2）
3	高 梨 文 彦	行政活動の種類と意義
4	高 梨 文 彦	行政目的の実現の手段
5	高 梨 文 彦	行政組織法の基礎理論
6	大 野 正 博	刑事法の基礎概念
7	大 野 正 博	犯罪の定義
8	大 野 正 博	刑罰の種類
9	宮 坂 果麻理	我が国の犯罪情勢 ―治安は悪化しているか？―
10	宮 坂 果麻理	社会内処遇と社会復帰
11	粟 津 明 博	『税法解釈の限界を考える』（1）
12	粟 津 明 博	『税法解釈の限界を考える』（2）
13	粟 津 明 博	『税法解釈の限界を考える』（3）
14	杉 島 正 秋	感染症対策と国際法
15	杉 島 正 秋	集団的自衛の国際法的側面

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

講義進行の詳細については、各担当教員の指示に従うこと。

〈成績評価基準・方法〉

出席 50% 報告議論 50%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

〈参考文献〉

適宜指示する。

公法総合特殊講義 B

下 條 芳 明	宮 坂 果麻理
高 梨 文 彦	粟 津 明 博
大 野 正 博	杉 島 正 秋

〈講義の目的〉

前期の講義をふまえ、引き続き公法分野（憲法、行政法、刑事法、税法、国際法）及び政治・行政学の基本問題について担当教員がオムニバス形式で解説する。受講者には、自分が学んでいる専門領域、さらには修士論文として取り組もうとしている課題が他の専門分野とどのような関係にあるのかを見通せるようになることが後半の目的である。受講者には、自分が専攻する領域のみならず、他の法律学・政治学分野、さらには法律学・政治学の枠を超え、哲学、歴史学、社会学、心理学などについても、講義で紹介される文献を積極的に読み、幅広い視座から自分の研究テーマについて考えることができるようになってほしい。各学問領域の「パラダイムシフト」を起こしたような優れた研究業績に接することは、たとえ専門外であっても、自分の研究姿勢を反省し、研究を深める上で大切である。

〈到達目標〉

- (1) 自分の研究分野が他の公法及び政治・行政学領域とどう関係するかを理解する。
- (2) 法律学・政治学以外の学問分野が自分の研究分野とどうかわるかを考える。
- (3) 自分が研究しようとする領域が他の分野とどう関連するかを理解する。

〈講義計画〉

週	担 当 者	テ ー マ ・ 内 容
1	下 條 芳 明	憲法 9 条と集団的自衛権 (1)
2	下 條 芳 明	憲法 9 条と集団的自衛権 (2)
3	杉 島 正 秋	イスラーム法の特徴
4	高 梨 文 彦	行政救済法の基本体系①国家補償
5	高 梨 文 彦	行政救済法の基本体系②行政争訟
6	大 野 正 博	捜査
7	大 野 正 博	市民の司法制度参加
8	宮 坂 果麻理	少年非行と少年司法制度
9	宮 坂 果麻理	高齢者犯罪の現状と課題
10	宮 坂 果麻理	ファミリー・バイオレンスへの対応策
11	粟 津 明 博	諸先輩の修士論文について考える (1)
12	粟 津 明 博	諸先輩の修士論文について考える (2)
13	下 條 芳 明	象徴天皇制とは何か
14	杉 島 正 秋	イスラーム法の法源 (クルアーンとハディース)
15	杉 島 正 秋	イスラーム国際法

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

講義進行の詳細については、各担当教員の指示に従うこと。

〈成績評価基準・方法〉

出席と報告 70% 期末のレポート 30%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

〈参考文献〉

適宜指示する。

私法総合特殊講義 A

植 木 哲 宮 島 司
 佐 藤 千 春 舩 山 錡 吾
 平 田 勇 人 岡 崙 修

〈講義の目的〉

修士論文の作成を遂行するためには、自己の専門分野を中心としつつも、関連する法領域に関しても配慮をして、必要な文献や判例を収集、分析、整理する作業が求められる。本講義では、私法分野(民法(財産法・家族法)、商法(商法・会社法)、労働法、民事訴訟法)の指導原理ないし基本概念(理念)を説明し、各法領域の相互関係を明らかにした上で、前期は主要な判例を素材に、事案の概要、当事者の主張、判決理由の内容の確定、判決への評価などをいかに行うかを実習的に指導して、報告(レポート)のまとめ方の基本を伝授する。

扱う判例は、信義則事件(最判昭和51年5月25日民集30巻4号554頁)をはじめ、各法分野における重要にしてかつ基本的判例を取り上げる予定である。

〈到達目標〉

- (1) 私法上の各法領域の特徴と相互関係について深く理解する。
- (2) 判決の論点を整理して、その射程範囲を明らかにし、論文で紹介、論評する際の作法を修得すること。
- (3) 判例を研究し、評釈する際の法的注意点を理解する。

〈講義計画〉

週	担 当 者	テ ー マ ・ 内 容
1	植 木 哲	民法総則・法律行為論
2	植 木 哲	売買及びその他の契約
3	佐 藤 千 春	物権的妨害排除請求権に関する判例研究
4	佐 藤 千 春	債権の発生と性質をめぐる諸問題
5	佐 藤 千 春	出産と親子関係に関する判例研究
6	平 田 勇 人	信義則に関する日本の判例研究
7	平 田 勇 人	信義則に関する海外の判例研究
8	宮 島 司	会社の性質と法人性
9	岡 崙 修	近代社会と契約自由の原則
10	宮 島 司	保険契約法
11	舩 山 錡 吾	労働法 (1) 総論的研究
12	舩 山 錡 吾	労働法 (2) 各論的研究
13	岡 崙 修	ロックナー事件 (合衆国最高裁判決)

14	岡 寄 修	契約自由の原則とその制約
15	宮 島 司	手形理論

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

毎回出席し、指示された課題について必ずレポートを提出すること。

〈成績評価基準・方法〉

出席と報告 70% 期末のレポート 30%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

〈参考文献〉

適宜指示する。

私法総合特殊講義B

植 木 哲 宮 島 司
 佐 藤 千 春 舩 山 錡 吾
 平 田 勇 人 岡 寄 修

〈講義の目的〉

本講義では、各法領域における基本判例を紹介した上で、具体的な判決例にあたりながら、判例を論評する際の基本的作法を学ぶ。

この講義では、実際に論文で当該判例を扱う場合を想定して、受講者には、判例（及びその判決）を紹介する際の注意点を学んでもらう（毎回レポートの提出とその添削の形式で行う）。

〈到達目標〉

- (1) 私法上の各法領域の特徴と相互関係について深く理解する。
- (2) 判決の論点を整理して、その射程範囲を明らかにし、論文で照会、論評する際の作法を修得すること。
- (3) 判例を研究し、評釈する際の法的注意点を理解する。
- (4) 法律論文執筆のための基本的作法を習得する。

〈講義計画〉

週	担 当 者	テ ー マ ・ 内 容
1	植 木 哲	民法総則判例の研究
2	植 木 哲	物件法判例の研究（1）
3	植 木 哲	物件法判例の批判的研究（2）
4	佐 藤 千 春	債権法判例の研究（1）
5	佐 藤 千 春	債権法判例の批判的研究（2）
6	平 田 勇 人	民事訴訟法判例の研究（1） 日本の民事訴訟法判例研究
7	平 田 勇 人	民事訴訟法判例の研究（2） 海外の民事訴訟法判例研究
8	宮 島 司	商法の判例（1）
9	宮 島 司	商法の判例の批判的研究（2）
10	舩 山 錡 吾	労働法判例の総合的研究（1）
11	舩 山 錡 吾	労働法判例の各論的研究（2）

12	榑山 錡 吾	労働法判例の批判的研究 (3)
13	岡 寄 修	法の解釈
14	岡 寄 修	法律学における事実
15	岡 寄 修	具体的妥協性と一般的実性

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

毎回出席し、指示された課題について必ずレポートを提出すること。

〈成績評価基準・方法〉

出席と報告 70% 期末のレポート 30%

〈教科書・参考書〉

適宜指示する。

〈参考文献〉

適宜指示する。

会計学特殊講義 A

小 島 信 史

〈講義概要〉

課税所得の算定にかかわる諸問題を理論的、体系的に探究する学問を税務会計、あるいは税務会計論と称している。ここにいう課税所得を律しているのは、税法である。また、その基礎には、会計学が存在する。それゆえ、税務会計の研究領域は、法学と会計学にまたがる。

学としての税務会計には、将来の税制を考える立法論的側面がなければならない。しかしながら、実定法を批判し、あるべき税制の姿を提言するためには、まず企業会計原則・会社法・法人税法等の規定とその背景にある理論を総合的に理解する必要がある。

〈到達目標〉

企業会計原則、会社法及び法人税法に関する中級程度の知識を修得する。

〈講義計画〉

週	テ ー マ 等
1	ガイダンス
2	会計学の意義
3	金融商品取引法会計
4	会社法会計
5	税務会計の異議と対象
6	収益と益金
7	特殊販売収益
8	受取配当金の意義と益金不算入制度
9	費用と損金
10	役員報酬・賞与・退職金等
11	交際費等の範囲と損金不算入制度

12	寄附金の意義と損金不算入制度
13	棚卸資産
14	固定資産
15	負債と資本

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

受講生としては、学部において、簿記原理・財務諸表論・原価計算論・管理会計論・監査論・税務会計論等の科目を履修している者が望ましい。事前に教科書を読み、内容を理解しておくこと。

〈成績評価基準・方法〉

次の1～3による評価を行う。

1. レポート・報告等の内容 (60%)
2. 討論への参加の程度 (30%)
3. 出席の状況 (10%)

〈教科書〉

武田隆二『法人税法精説』(森山書店)

小島信史『税務会計の論点』(税務経理協会)

〈参考文献〉

横山和夫『実学 財務会計－基礎から応用へー』(大蔵財務協会)

その他、進行に応じて指示する。

会計学特殊講義 B

小 島 信 史

〈講義概要〉

本講義では、税務会計の特殊論点の考察を行う。考察の手法としては、税法を会計学的に論究するという伝統的な方式を採る。また、いわゆる新会計基準を導入し、国際的調和化の方向に進むわが国制度会計における中小企業会計基準の動向にも、目を向けたい。

〈到達目標〉

税務会計の特殊論点について、内外の文献を渉猟し、論考することができる。

〈講義計画〉

週	テ ー マ 等
1	企業利益と課税所得の差異
2	確定決算基準
3	割賦販売等
4	貸倒引当金・退職給付引当金等
5	資本等取引
6	圧縮記帳制度
7	タックス・ヘイブン対策税制
8	移転価格税制
9	連結納税制度

10	国際財務報告基準
11	減損会計
12	税効果会計
13	中小企業会計基準の意義
14	税法と中小企業会計基準
15	新会計基準と中小企業会計基準

〈履修の条件・準備学習(予習・復習等)・注意事項〉

受講生としては、学部において、簿記原理・財務諸表論・原価計算論・管理会計論・監査論・税務会計論等の科目を履修している者が望ましい。

〈成績評価基準・方法〉

次の1～3により総合的に評価を行う。

1. レポート・報告等の内容 (60%)
2. 討論への参加の程度 (30%)
3. 出席の状況 (10%)

〈教科書〉

武田隆二『法人税法精説』(森山書店)

小島信史『税務会計の論点』(税務経理協会)

〈参考文献〉

必要に応じて指示する。